

鹿児島県史料

玉里島津家
史料 九

解題

『玉里島津家史料』と『忠義公史料』

史料出版の順序についての違和感

『鹿児島県史料』のトップを切って『旧記雑録 追録一』が出版されたのは、昭和四十五年度末の同四十六年三月三十日である。ところで周知の通り、元来この『旧記雑録』は平安時代末期以来の島津家および薩摩藩関係の旧記を取録したもので、これには前編・後編があり、追録はそれらに続くいわば最後の部分である。だからこの史料出版は一番最後の部分から始まり、その最終巻『追録八』を昭和五十二年度に終えてから、五十三年度以後『前編』（全二巻）そして『後編』（全六巻）と続けて出版されている。普通の考えからすると、この順序には多少違和感があるといえよう。

しかもその間に昭和四十八年度から『忠義公史料』の刊行が始まった。これは全七巻であるので、最終巻が出版されたのは昭和五十四年度である。そして十二年後の平成三年度から、『玉里島津家史料』の出版が始まり今に続いている。史料内容の年代はほぼ『忠義公史料』と重複するが、『忠義公史料』が明治時代の編纂物で、原文書の他に編集者の写した史料を含むのに対して、『玉里島津家史料』の内容は原文書だけである。といっても中には本人の書いたものでない文書が含まれている。例えば長州征伐の折薩摩藩が派遣した情報収集員が、長州藩から出した文書などを誰かから教えられて、その写しを藩に送ったものがある。これらは厳密な意味では原文書ではない。しかし藩はその文書を材料に長州藩の動きを判断したもので、当時の人にとっては生きた情報であった。『忠義公

史料』にある写し文書のように、明治時代になって収集編纂した文書、いわば過去を知る史料というものはまったく性質が違う、という意味での原文書という訳である。これに類するものが他にもある。それらを含めて『玉里島津家史料』は質的に非常に価値高いものといえる。このことは編集が始まってから気付いたことで、一般に十分認識されていないかもしれないと思うので、ここに記して強調しておきたい。だからこの両史料の出版順序についても、恐らく多くの方が何がしかの違和感を持つのではなからうか。

以上の点について、ほぼ最初からこの事業に参加した者の一人として、その経緯を伝えておくことが必要だと思いい、記憶と多少の想像と関係者への聞き取りをも加えながら、ここに記しておく。本県の史料出版事業の意義を確認する意味からも重要だと思うからである（『旧記雑録追録一』・『同前編一』の解題等をも参照した）。

史料出版は明治百年記念事業

もともとこの史料出版事業は昭和四十三年の明治百年記念事業の一環として始まった。ちなみにこの他の記念事業として、読み物『鹿兒島と明治維新』（昭和四十二年十二月刊行）が出版され、鹿兒島県青少年研修センター（昭和四十五年十月開所）および鹿兒島県歴史資料センター黎明館（昭和五十八年十月開館）が設置された。

ところで史料出版事業開始の経緯については、鹿兒島県維新史料編さん所が昭和五十一年度に出版した『維新史料編さん所の歩み』（以下『歩み』と略称）に詳しい。それによると先ず昭和四十一年十月に設立された鹿兒島県明治百年記念事業委員会が、四十二年八月二十一日の第三回総会で次のような大綱を決めた。

本県の維新前後の史料は、いまだまとまって編集刊行されたものがないので、明治百年を記念するこの機会に、純粋な学問的立場に立って編集刊行する。また、本県の青少年に対し、明治維新において先輩たちが果た

した役割を知らせることによつて、県民としての誇りと自覚を高めさせるため、歴史読みものを刊行する。

(「歩み」)

というものである。これに基づき同事業委員会第五回総会(四十三年六月十一日開催)において、「県が事業主体となり、県の出先機関として史料編さん所を設置し、事業を推進されるよう」と県当局に要請した。これを受け入れた県が、同年九月十六日鹿児島県行政組織規則の一部改正(規則第八十三号)を行い、鹿児島県維新史料編さん所を設置、いよいよ具体的に史料の収集・編集・刊行が行われることになった。

その間四十二年四月に「記念出版特別委員会」が組織され、ここで史料編纂の基本構想がまとめられた。その中の「編さんの目的」の中に次のような一文がある。

鹿児島県は他県に比して、ほう大な史料が残されているにもかかわらず、これまでまとまった史料の編さんもなく、ほとんどの史料が県外に散逸している。また県内にあるものも消滅しつつある。明治百年を迎えるにあつて、これらの史料を広く収集するとともに、全国的に注目されている「鹿児島県維新史料」を編さんすることによつて、これらの貴重な原典を文化遺産として後世に残し、あわせて鹿児島県民の郷土に対する誇りと関心を高め、歴史の研究と教育の発展に資することを目的とする。(「歩み」)

というもので、これにしたがつて編纂事業が始まったのである。

『旧記雑録』が「追録」から出版された理由

こうして最初に出版されたのが、先述の通り『旧記雑録 追録一』である。

ただ先述の通り、『旧記雑録』には前編・後編があり、追録はそのあとに続く最後の部分である。普通だったら

前編から出版するのが当然であろうが、こういう変則的な形をとつたのは理由がある。

今まで見てきたように、特別委員会のまとめた「編纂の目的」や記念事業委員会の定めた「大綱」において、ともに編纂事業の対象として強調されているのは「鹿児島県維新史料」である。当然の事ながら、この企画の主体となつた記念事業は明治「維新」百年を記念するという意味である。昭和四十三年が、明治「維新」百年目に当るからである。だから史料もそれに関係した「維新」史料をとらつてゐるのである。

もちろん鹿児島県で最も重要な史料は島津家史料である。この名称からすると一般の人は、これは一私人島津家の史料と思われるかも知れないが、島津家がかつてこの鹿児島県を含む南九州一帯の支配者であつたという意味から、この地方一帯に生活した人達にとつての支配・被支配その他に関係する内容を含む事から、単なる私的な史料と割り切る事はできないのである。たとえば藩政時代、藩庁それは今の県庁に当たるが、元来この島津家史料はその藩庁が所管していたものが主で、明治以後島津家で編集されたものを含むのである。すなわち今の県庁文書は私文書ではなく公文書といわれるが、島津家史料にもそういう性格があるのである。ところが現在この島津家史料は東京大学史料編纂所の所有となつていて、鹿児島には現存していない。特別委員会が「史料が県外に散逸している」と述べたのは、これらの事を念頭に置いているのである。

ところで島津家史料の中にも含まれる重要資料の一つが『旧記雑録』である。それが含む史料の年代は、平安時代末期の長久二年（一〇四一）から明治二十八年（一八九五）までの八五五年間にわたつてゐる。そしてその内容は、前編四八巻（一〇四二年～一五五四年）、後編一〇二巻（一五五五年～一六四四年）、追録一八二巻（一六四五～一八九五年）、付録三〇巻、合計三六二巻という膨大なものである。これを編集したのは江戸時代末期の篤学の士伊地知季安（一七八二～一八六七）とその子季通（一八一八～一九〇二）で、この父子数十年間にわたる労作

の結晶である。特に父季安は二十七歳の時文化朋党事件、俗にいう近思録崩れに連座して喜界島に流され、赦免帰郷後も官職に就く事を禁止され、その不遇の状態が合計四十年間続き、やっとその禁が解けた時季安は既に六十歳の後半に達していた。現代人の場合でも既に定年後である。しかしその不遇の間も季安はコツコツと史料の収集を行い、それが子の季通にまで引き継がれたもので、季通は明治二十年代も島津忠義の依頼で編集を続けている。これに含まれる史料には現在にはもちろん、明治初期でもいろいろな事情（廃仏毀釈、廃藩置県後大山綱良県令の焼却、西南戦争・太平洋戦争などの戦災、その他個人的事情）から既に失われているものが多数あり、この二人の努力なくしては今日の本県の歴史研究はもちろん、日本歴史学界の研究にも大きな支障が出る所であった。しかもそれがまとまって編集されている事も他に類を見ないわけで、この点も極めて貴重である（後日談になるが、この『旧記雑録』は島津家相伝の文書Ⅱ「島津家文書」と共に平成九年国の重要文化財に指定された）。

こういう貴重な史料集である事、しかもそれが不遇と、しかも現在では考えられない不遇な環境の中で集録されたものである事、したがってこの先学の努力に報いる意味からも、是非この『旧記雑録』を出版してもらいたいというのが、関係者一同のかねての強い熱望であった。当時九州大学で竹内理三教授がガリ版刷りで出版を始めておられたが、そのような事では何十年かかるか分からず、いわゆる百年河清を俟つ思いがしていたので、この記念事業は絶好の機会だと思われた。この機会を逃すとあるいは『旧記雑録』を出版する機会は永遠に来ないかもしれない。そんな危機感さえ感じられた。

そうして『旧記雑録』を出すべきだとなったが、そうだとすれば順序どおり前編から出版することが当然であるが、それでは余りにもいわゆる明治維新と遠くなり過ぎる。だから順序は逆であるが最後の『追録』からとなったようである。この『追録』は江戸時代初期の正保年間から始まるが、明治二十八年までを内容とするので、当然幕

末維新が含まれる。維新史料にふさわしい内容である。

重ねて『忠義公史料』を出版

ところがいざ『追録』を出版してみると、意外なというか、あるいは当然というべきかも分からない反応が起こった。次は当時維新史料編さん所の職員としてこの編纂事業に最初から関係した下堂園純治氏の話である。

当時明治百年記念出版という事からか、この史料集には県庁職員が多数購入申込みを行いました。ところがいざ本が出来上って配られてみると、返本がたくさん出ました。

という。県庁職員の方々は、明治維新に関する読み物が出版されるものと考えていたのであろう。もっともなことである。ところがいざそれが出来上って手にとってみると、漢字の多い堅苦しい文章ばかりである。出版物の意味を取り違えていたことに気付かれたのである。しかもその内容は幕末維新から程遠いすなわち江戸時代前期のものである。これはますます食欲を阻害する、ということになったようである。

先述のように『追録』の内容は明治までを含むが、細かにみると幕末政局の緊張する文久以後は『追録』一八二巻中一七巻、一割に満たないので非常に希薄である。藩主にすれば斉宣・斉興・斉彬・忠義の四代にわたる期間の分量は、『追録』刊本全八巻中わずか一巻にすぎない。もちろん形式上は重豪の次の藩主斉宣時代からの部分が一巻以上あるが、天保四年重豪死去までは、藩政の実権は重豪が握っていたので実質的には重豪迄と考えざるを得ない。その理由については次に述べる。

一方当時藩には御記録所があり、藩閥係史料の収集・整理や島津家を中心とする系譜の作成などに当たった。この御記録所の整理したものは、後に『新編島津氏世録正統系図』（正統家譜正統編七〇一冊、支流系譜九六冊）と

名づけられるが、それもしつかり整理されているのは重豪時代までで、それ以後が編纂されるのは明治になつてからである。

両者符節を合わせたような経緯であるが、なぜこうなつたのかに就いての理由は、恐らく次のようだと推察される。

すなわち斉宣時代伊地知季安も連座した文化朋党事件が起こり、斉宣も藩主の座を追われる。その時重豪は斉宣時代の家老樺山主税・秩父太郎の取り扱い文書はすべて焼き捨てよと命じた。次のようである。

樺山・秩父勤役中取扱ノ儀ハ何モ御取用ニ不相成候付、諸向帳留等モ都テ焼捨申渡置候処、別冊並別紙之通得差図候向モ有之、夫々ケ条書ニ附紙ヲ以申渡通二候、

右二付テハ不得差図向モ此節申渡通相心得、諸事同様可取計旨可致承達事、

五月（文化五年） 信濃（家老頼娃久喬。『斉宣・斉興公史料』）

これは樺山・秩父関係に限っている。しかしある藩主が藩政をつかさどつた時代の文書が整理されるのは、当然その藩主が藩主の座を降りて以後となるが、斉宣は藩主の座を追われて以後、重豪が死ぬまで（天保四年まで二十四年間）面会も許されなかつたというから、一種の勘当同然だつた訳で、したがつて樺山関係以外の斉宣藩主時代の文書も粗末にされた可能性がある。

続く藩主斉興時代の末期今度は嘉永朋党事件（俗にお由良騒動ともいう）が起こり、次が斉彬・そして忠義の時代となるが、斉彬は斉興より先に亡くなる。斉彬の藩主就任当時、藩内には斉興に対する反感が強かつた。だから斉興時代の文書を収集整理する雰囲気にはなくその余裕もなかつた。そして忠義時代は幕末維新時代で、じっくり史料整理を行うような雰囲気はなかつた。こうして重豪時代を過ぎると、じっくり前藩主の治績を整理するため

に、文書史料を収集整理する状態はなかつたことになる。こうして維新を迎えたのである。

明治も十年、西南戦争が過ぎると、十五年から島津久光を中心に市来四郎などが幕末維新の史料収集を始めた（この間の経緯については、『忠義公史料』第七巻に収録されている「市来四郎君自叙伝」中の、東郷重持の書いた「編集方御取設願末」および市来自身の記述に詳しい）。東郷によると十八年には「昭国公御伝二十巻成功上呈あり」という。この他『旧邦秘録』『久光公親話記』などを編集したという。明治二十年久光が死去するが、翌年上京した東郷が久光在世中の史料収集事業の件を、本県出身の宮内次官吉井友実に話した。すると二十一年宮内大臣から薩摩島津家・長州毛利家・土佐山内家・水戸徳川家に対し、各藩の幕末維新における活躍の事蹟史料を提出するように命じられた。この機運に乗じて島津家では史料編集所を造り史料編纂事業が展開された。

東郷によると、明治二十二年十月には「久光公戊辰前後に国事に関して、三条・岩倉両公と御往復在らせられたる御書牘を臨写し、十巻となし…帝室に奉呈相成候」という。その後も編集事業は続けられ、三十二年七月にはいったん中止されることになったというが、その間編集された史料を『島津家国事執筆史料』と命名したという（『編集方御取設願末』）。

時期など正確には不明であるが、その後島津家編集所は再興され昭和初年まで続けられた。この間編集されたものが『忠義公史料』や『斉宣・斉興公史料』・『斉彬公史料』などと思われるが、『斉宣・斉興公史料』の分量はごく僅かで刊本にして一冊であり、『斉彬公史料』は四冊である（共に現在は県史料として出版されている）。前者がこんなに少ないのは、前述の事情が原因であろう。この内斉興時代には有名な調所広郷の天保財政改革が含まれる。『旧記雑録 追録』には多少それに関係した史料が含まれるが、『斉宣・斉興公史料』には全くといってよい程それに関係する史料はない。『追録』や調所広郷関係史料の重大さが分かるが、調所関係史料のまとまったもの

は、海老原宗之丞の記したものの以外出版されていないのが現状である。「斉宣・斉興公史料」の不備は歴然たるものがある。

ところで先の下堂園氏の話であるが、返本の多さに驚いた史料編さん所では、直接幕末維新に関係深い史料集を出す必要があると判断し、候補に上ったのが『忠義公史料』である。しかし既に出版を始めた『追録』は中止できない。そこで下堂園氏によると、

金丸（三郎）知事にお願ひして『忠義公史料』を出すことになりました。

という。前藩主斉彬は安政五年七月に急死した。だから『忠義公史料』はその直後からの内容を主としている。時代はまさに幕末維新時代である。適切な判断であると思われる。正しく金丸知事の大英断によって、別立てで『忠義公史料』の出版が始まったもので、こうして二冊体制が出来上ったわけである。

玉里島津家史料の出現

こうして幕末維新史料として最もふさわしい『忠義公史料』が出版されることになったが、最初に書いた通りそれから十八年後の平成三年から、『玉里島津家史料』の出版が始まり、その内容はある面からいえば『忠義公史料』よりも質的に勝った点がある。なぜこの方が先に出版されなかったのだろうか。以下にその事情をまとめてみよう。

結論を先にいえば、その頃まだ『玉里島津家史料』の存在は知られていなかったからである。それが本県黎明館に寄託された経緯については『玉里島津家史料 一』の小生担当の解題に書いたが、それを元にとめてみよう。

昭和四十三年明治百年記念館（黎明館）建設準備室が発足すると、展示品収集作業が始まった。歴史担当の北之

園勇作氏（平成十年逝去）は展示品の一つとして、玉里島津家が所蔵する「討幕の密勅」を是非展示したいと思つて、上京の度に島津家に立ち寄りその寄託をお願いすると同時に、他にも資料があると思い是非にとお願いしていたという。北之園氏の熱意の甲斐あつてか、玉里島津家では昭和四十七年倉庫を取り壊すことになり、資料類を県に寄託することになった。こうして同四十七年七月二十日付で五トンコンテナ五台分の諸資料が寄託されたのだという。これはそれまで鹿児島はもちろん同家以外の人は、全く知らないものだった可能性がある。例えば鹿児島大学増村宏教授の『玉里文庫目録』（昭和四十一年十月刊）序文には、鹿児島県内の県立図書館・尚古集成館などの諸史料、東京大学史料編纂所所蔵の島津家史料とこの玉里文庫の史料で、「島津藩関係の史料はその主要なものをつくすことになる」とある。この玉里文庫というのは現在の鹿児島市立女子高等学校の地にあつた玉里島津家邸宅（元来本家別宅）の倉庫に収蔵されていた諸資料で、現在鹿児島大学附属図書館の所有となつていゝものである。この文庫の中には、ここに言う『玉里島津家史料』は含まれていない。

前に述べたように『追録一』が刊行されたのは昭和四十六年三月であり、したがつて下堂園氏のいう「返本」に困つたのはその直後ということになる。したがつてこの昭和四十六年度中に『忠義公史料』の刊行が決まつた訳で、実際の刊行は四十八年度である。こういう史料の出版には準備から出版まで最低三年はかかる。先ず原稿（少なくとも四百字詰め千六百枚前後）を造るのに最低一年、それを専門家（大学の教師だったりするので、本務のかたわらの仕事となる）が原本と原稿を付き合せて正誤を確かめるのに一年、こうして三年目に印刷会社にわたし、それを事務局の担当者が最低三回は校正して誤りなきを期する訳で、この手順から考えて、四十六年度に出版を決めなければ四十八年度の出版は不可能である。そうすると『玉里島津家史料』が寄託されたのは四十七年七月だから、この時はまだこの史料の存在、特にその内容についてはまだ誰も知らなかつたわけで、『忠義公史料』が

選ばれたことは当然であつたと言ふことになる。

先にも述べた通り、『玉里島津家史料』はすべて原文書で、史料としての質的な面からいえば『忠義公史料』より良好である。ここで疑問は、なぜ原文書が藩主の支配下にある文書を集めた『島津家史料』（東京大学史料編纂所所蔵）の中になくて、分家である玉里島津家にあるのだろうか。その理由は次のようであつたと思われる。

第一の理由は、幕末維新期の薩摩藩の実力者が藩主の実父久光であつたこと。

第二の理由は、明治四年九月十日政府が島津家を二分して、久光に玉里島津家を創設させたこと。

第一の理由から、多くの原文書が幕末期同様二の丸邸に居住していた久光の手にあつたと考えられる（西南戦争後玉里邸に居住）。そこに理由第二のように分家を命じられたから、その時点で久光の手にあつた文書はもちろぬ調度品などすべてが、玉里島津家の所有となつたと考えられる。例えば玉里文庫の中に斉彬の手元品だつたと思われる蘭学関係の書物その他が有り、黎明館寄託の玉里島津家資料の中に重豪の画像があるのなど、本来は本家にあるべきものだつたと思われる。しかし忠義が久光の子供でなければともかく美子であつたからには、分家を命じられたからといって、一々この品物は本家のもの、これは分家のものという区分けが行われたとは考えられない。以上は想像であるが、ほぼ間違いないと思われる。こうして玉里島津家に原文書が残つたということである。

しかし『忠義公史料』の勝れた点は、幕末維新期の藩政・国政の流れにそつて史料が整理され、編者市来四郎の解説が加えられていて、史料の理解を助けていることである。われわれは以上の点を理解して両者を利用すべきである。ちなみに明治四年の玉里家分家の大政官達しは、『玉里島津家史料』には目録だけあつて『忠義公史料』に原文が収められている。この時忠義・久光両者に対し分家の達しが出ていることから、本家に保管したものか、あ

るいは『忠義公史料』編纂の際玉里家から借り出して返し忘れたかであろう。太政官としては本家宛に通達書を出したろうから、恐らく前者であろう。

島津家が鎌倉時代以来の名家であり、薩摩藩が天下の大藩として特に幕末維新期の活躍は重要な歴史的意義をもち、薩摩藩を抜きに維新を語れないという現実から、これらの史料編纂と刊行は、今日においては本県関係だけでなく、全国の研究者にとつても貴重な価値を持ち、感謝されている。その意味から、この史料編纂事業は学問的にはもちろん、社会的にも大きな意義をもっているといえよう。尚この編纂事業は現在黎明館調査史料室が所管している。

(芳 即正)

例 言

- 一 本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家文書」(昭和四十七年八月十日黎明館寄託史料)を底本とし、これを「鹿児島県史料 玉里島津家史料」の第九巻として刊行するものである。収録史料の年代は明治十五年(一八八二)二月三日から明治二十二年(一八八九)九月十七日までと年代不明分、および追加文書、天明七年(一七八七)十月から文久三年(一八六三)十一月十四日までである。
- 一 史料の配列は、玉里島津家で作られた文書目録番号による編年順である。
- 一 文書名については、玉里島津家で整理された名称にしたがった。
- 一 文書番号についても、玉里島津家で整理された番号にしたがった。但し、数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

- 一 字体は原則として常用漢字を用いた。
- 一 仮名は、底本の体裁にしたがった。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。
- 一 平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁にしたがった。闕字は一字分あげとした。
- 一 目録に記載されているが、文書が存在が確認されないものには史料番号の頭に○を付した。
- 一 原注は、底本の体裁に従い括弧を付さず、新たに注を付す場合には、()で囲んで原注と区別した。

一 人名および地名については、適宜傍注を付した。

一 文書・記事には適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 文書の年月日、差出書、宛所の位置などは、底本の体裁にしたがい、ある程度の統一をした。

一 文字の不明・抹消・訂正などを表現するため、欠所部は、その部分を□で囲み、底本の状態に応じ、(虫損)・(磨滅)・(破損)と傍注した。字数の推定できる場合は□で示し、推定できないものは□□で示した。

一 文意の通じない字または個所には、(ママ)・(衍力)・(○○カ)と傍注を付した。

一 ルビは底本にあるもののみ付した。

一 朱書部分は(朱)と頭注し、その個所を「」で囲んだ。

一 合点は、頭または右肩に「ヽ」で示した。

一 花押はすべて収載した。

一 各文書・記事の末に原寸を記した。但し、文書原寸(折紙)と記したものは折った状態の大きさを示す。

一 既刊の「鹿児島県史料」と重複する文書については、既刊史料名および文書番号を付した。

一 封紙・包紙の封じ目は、底本の体裁にしたがい、「あ」「め」「封」「緘」の区別をし、印章は、□□で輪郭を模し、朱印は(朱)と注を付した。また印文の判読できるものは「」で記した。

一 本文以外の部分は、「」をつけ、その位置によって(端書)・(端裏書)・(端裏朱書)・(端裏銘)・(封紙ウワ書)を付した。

一 文書に付属する付箋・貼紙・付札・付紙・封紙・包紙などの文字は、右肩に(付箋)などと傍注した。

目次

二六八	明治十五年二月三日	少教正福崎季連等十九人ヨリ内務卿山田頭義ヘノ願書	神官ト教職ノ分離 命令取消願ノ件	一
二六九	明治十五年四月	鹿児島郡長右松祐永ヨリ島津家ヘノ歎願書	小学校維持費補助ニ就テ	三
二七〇	明治十五年五月十九日 同 年七月	勸農肥料問題ニ付「豊民館」復興ノ件及勸業課長ノ副書	右ニ付「養穀社」振興ニ関スル件	一〇
二七二	明治十五年(?)五月廿二日	内田政風書翰(宛名不明)	鉄管并鑿着手ノ件等	一五
二七三	明治十五年六月	鹿児島新聞社長野村政明ヨリ久光公ヘノ願書	同社瓦解ノ救助ニ就テ	一五
二七三	明治十五年八月十日	内田政風書翰(宛名不明)	青彬公御写真ノ件等	一七
二七四	明治十五年九月十一日	浜島正誠ヨリ久光公ヘノ請願	温故堂開校ノ件	二〇
二七五	明治十五年度	山ケ野鉾山情況及会計報告		二三
二七六	明治十六年一月三日	本田武満浜島正誠ヨリ久光公ヘノ願書	照国神社宮司任命ノ件	五一
〇二七〇	明治十七年三月六日	明治六年皇城炎上献金ニ付久光公ヘ金盃下賜賞状		五一
二七六	明治十七年(?)三月廿三日	北筑書生渡辺源太郎中村政次郎ヨリ久光公ヘノ願書	東行周遊ノ旅費借用ノ件	五二
二七九	明治十七年七月七日	久光公ヘノ公爵特授宣旨及爵記		五四
〇二八〇	明治十七年八月八日	三条太政大臣ヨリ久光公ヘノ通達	授爵ニ付賢所神前ヘノ誓詞	五五
二八三	明治十八年(?)十月	久光公ヨリ伊達宗城公ヘノ草稿	明治史要ノ礼状	五五

- 二八三 明治十八年(?) 久光公ヨリ伊達宗城公へ(草案) 北白川宮家へ入興ノ件…………… 奕
- 二八三 明治十九年一月廿五日 久光公ヨリ富子様へ…………… 奕
- 二八四 明治十九年四月廿三日 久光公高年ニ付御下賜品…………… 奕
- 二八五 明治二十年(何年?)三月卅日 森長義書翰(宛名不明)…………… 奕
- 二八六 明治二十年九月廿一日 寺島宗則書翰(宛名不明) 忠義公ノ帰県等…………… 奕
- 二八七 明治二十年九月廿九日 久光公從一位陞叙位記…………… 奕
- 二八八 明治二十年九月廿九日 海防費献金ニ付久光公へノ褒章授典記…………… 奕
- 二八九 明治二十年十一月五日 久光公へノ大勲位菊花大授章勲記…………… 奕
- 二九〇 明治二十年十一月七日 松方正義ヨリ高崎正風へ(?) 久光公ノ病状其他ノ件…………… 奕
- 二九一 明治二十年十二月一日 朝彦親王ヨリ久光公ノ病状御見舞 富岡鉄斎画扇子三本添…………… 奕
- 二九二 明治二十一年一月十六日 高崎正風ヨリ市来四郎へ(?) 編纂事業其他ノ件…………… 奕
- 二九三 明治二十一年三月卅日 高崎正風ヨリ市来四郎へ(?) 薩藩史料ノ件…………… 奕
- 二九四 明治二十一年六月十四日 島津忠義忠濟両公ヨリノ上書 孝明天皇ノ宸翰ヲ明治天皇ノ天覽ニ供シ奉ル…………… 奕
- 二九五 明治二十一年七月廿一日 加藤正記ヨリ秋月胤永へ 磐梯山噴火一件…………… 奕
- 二九六 明治二十二年九月十七日 久光公御手許文書類控 平野二郎ノ培覆論。真木和泉ノ迅速、天佑両論其他…………… 奕
- 二九七 明治(何年?)七月七日 秋月胤永ヨリ市来四郎へ 旧会津藩記録ノ件…………… 奕
- 二九八 明治(何年?)七月廿六日 秋月胤永書翰(宛名不明)…………… 奕
- 二九九 明治(何年?)七月廿七日 秋月胤永書翰(宛名不明) 松平容保へノ勅書ノ件…………… 奕

二六四	明治(何年?)二月十九日	秋月胤永書翰(宛名不明)	………	六
二六五	明治(何年?)三月十一日	伊地知正治ヨリ市来四郎へ(?)	西瓜種子試植ノ件	六
二六五	明治(何年?)四月六日	伊地知貞馨書翰(宛名不明)	………	六
二六五	明治(何年?)三月九日	巖谷一六居士書翰(宛名不明)	………	六
二六五	明治(何年?)七月六日	岩倉具視ヨリ大久保利通へ	要件不明	六
二六五	明治(何年?)八月廿六日	岩倉具視ヨリ伊藤博文へ	行幸御渡海懸念ニ付	六
二六五	明治(何年?)十二月十七日	岩倉具視ヨリ大久保へ(?)	森岡昌純召ノ件	六
二六五	明治(何年?)九月五日	岩倉具視書翰(宛名不明)	四藩出兵ノ件	六
二六五	明治(何年?)四月十四日	岩代国信夫郡山口村「信夫毛地摺石人影」	略記	七
二六五	明治(何年?)六月	榎本武揚書翰(宛名不明)	人別調査ノ件	七
二六六	明治(何年?)六月廿一日	江藤胤雄ヨリ大久保利通へ	勅書案等借用ノ件	七
二六六	明治(何年?)十一月廿一日	大木喬任書翰(宛名不明)	………	七
二六六	明治(何年?)十月十九日	大久保一翁ヨリ上申書	遷卒ノ件。諸会社取締ノ件等	七
二六六	明治(何年?)六月五日	大久保一翁書翰(大久保利通へ?)	東京府庁七等以上任官ノ件	七
二六六	明治(何年?)八月廿日	大久保一翁書翰(宛名不明)	東京府参事人選ノ件	七
二六六	明治(何年?)	大山綱良追願書(宛名不明)	熊谷武五郎再職ノ件	七

二六五	明治(何年?)九月三日	勝安芳書翰(宛名不明)	静寛院宮へ献金ノ件	五
二六六	明治(何年?)八月十八日	勝安芳書翰(宛名不明)	魯国留学帰朝生ノ件	六
二六七	明治何年?	官政愚考(氏名不明)	七
二六八	明治(何年?)七月廿日	嘉悦氏房書翰(宛名不明)	八
二六九	明治(何年?)	會計整頓、金銀貨鑄造等ノ意見(筆者不明)	九
二七〇	明治(何年?)四月廿四日	黒田清隆書翰(宛名不明)	一〇
二七一	明治(何年?)五月卅日	黒田清隆書翰(宛名不明)	三条公トノ面会ノ件	一一
二七二	明治(何年?)	黒田清隆ヨリ大久保甲東へ	夜雨客中ノ詩一首	一二
二七三	明治(何年?)四月廿九日	黒田清隆ヨリ大久保利通へ	庄内人紹介ノ件	一三
二七四	明治(何年?)八月一日	熊本県余田正規書翰(宛名不明)	鹿兒島へ米売込ノ件	一四
二七五	明治(何年?)月日不明	後藤象二郎ヨリ市来四郎へ	返答延引ノ謝状	一五
二七六	明治(何年?)三月廿八日	後藤象二郎ヨリ小松帯刀へ	病中欠勤謝状	一六
二七七	明治(何年?)六月三日	鮫島尚信ヨリ大久保利通へ	御用召取消ノ件	一七
二七八	明治(何年?)三月廿九日	鮫島尚信ヨリ大久保利通へ	病氣不参ノ件	一八
二七九	明治(何年?)	鮫島某ヨリ大久保利通へ	退省後訪問ノ件	一九
二八〇	明治(何年?)十二月一日	三条相国ヨリ大久保利通へ	伊藤参議ノ書面廻付	外一通
二八一	明治(何年?)	三条実美ヨリ大久保利通へ	諸省卿輔へ申渡ノ件

二六八	明治(何年?) 月日不明	三条実美ヨリ大久保利通へ 来邸ヲ求ムルノ件	九
二六九	明治(何年?) 十二月十九日	三条実美ヨリ大久保利通へ 世古格太郎等任官ノ件	九
二七〇	明治(何年?) 八月	酒田県農民不正取調ノ件	九
二七一	明治(何年?) 七月廿日	堺県知事小河一敏ヨリ弁官へ 権知事ニ任セラレ度云々	九
二七二	明治(何年?) 二月十一日	栄井陳人ヨリ三島通庸へ 書類返却ノ件	九
二七三	明治(何年?)	昨年九月岩倉卿へ参殿之折口上手扣草稿(伊地知正治?) 政体大 確立云々	九
二七四	明治(何年?)	佐賀県柴田洪平ヨリ政府へノ建白 神祇崇敬、衣食住制度其他改正ノ件	九
二七五	明治(何年?) 十一月廿六日	佐々木高行ヨリ大久保参議へ 長崎県人岡田捨一郎ノ件	二五
二七六	明治(何年?) 五月卅日	佐々木高行書翰(宛名不明)	二五
二七七	明治(何年?)	新撰馬鹿の番附 西洋品ヲ愛用スル時弊ノ列举	二六
二七八	明治(何年?) 九月廿五日	「申報」所載韓人ノ排日論	二七
二七九	明治(何年?)	静岡県人高山直方ヨリ政府へノ建白 庶政改革ノ件	二七
二八〇	明治(何年?)	島根県貫族松本巖謹録「詔勅要略」	二八
二八一	明治(何年?)	質素儉約皇威伸張意見(筆者不明)	二五
二八二	明治(何年?)	政府へノ建白ヲ輕視スヘカラストノ陳情書(筆者不明)	二八
二八三	明治(何年?) 十二月九日	鹿児島側室村ヨリ東京浜町園田才藏へ 加治木家縁談ノ件	二八
二八四	明治(何年?) 十二月十二日	忠義公御書翰(宛名不明) 弾正伺書へノ付箋其他	二八

二六九	明治(何年?)二月廿八日	玉乃世履ヨリ中村某へ 山城屋和助ノ件	一五〇
二七〇	明治(何年?)四月廿七日	鶴岡支庁設置ト薩人任命ノ件	一五〇
二七一	明治(何年?)六月廿九日	堤泰平ヨリ市来四郎へ 久光公及容堂公ニ関スル記録ノ件	一五一
二七二	明治(何年?)	朝政改革意見(筆者不明)	一五一
二七三	明治(何年?)六月廿七日	寺島宗則書翰(宛名不明) 市来四郎ヲ伊藤博文へ紹介ノ件	一五二
二七四	明治(何年?)	豊岡県士族多田信ヨリ政府へノ建言 国本ヲ明ニシ国典ヲ講スルノ議	一五二
二七五	明治(何年?)五月四日	中井弘ヨリ大久保甲東へ 目黒ノ西郷従道邸へ来集ノ件	一五二
二七六	明治(何年?)九月九日	中原万二ヨリ高嶋一三へ 河野圭一郎ノ帰県等ニ付	一五二
二七七	明治(何年?)八月五日	中路延年書翰(宛名不明) 金閣寺和尚ヲ紹介ス	一五二
二七八	明治(何年?)三月卅日	「ニコライ」教会ノ伝導及入会者氏名報告	一五二
二七九	明治(何年?)	浜町邸(?)近火一件 地図共	一五二
二八〇	明治(何年?)	久光公ヨリノ帰県命令(宛名不明)	一五二
二八一	明治(何年?)九月四日	平部嶮南書翰(宛名不明) 病氣欠勤ノ件	一五二
二八二	明治(何年?)	保護税説及附録	一五二
二八三	明治(何年?)五月五日	某氏ヨリ某参議へ 三条家へ推参ニ付	一五二
二八四	明治(何年?)六月廿九日	某氏(清)ヨリ市来四郎へ 水神八百松楼会合ノ件	一五二
二八五	明治(何年?)六月廿三日	某氏(清)書翰(宛名不明)	一五二

二五六	明治(何年?)四月廿八日	某氏(貞二郎)ヨリ岩下方平へ内外商会願書ノ閲覽ヲ乞フ	一八
二五七	明治(何年?)五月二日	某氏書翰(宛名不明)……………	一八
二五八	明治(何年?)七月十日	某氏(清)書翰(宛名不明) 上奏ノ件ニ付……………	一八
二五九	明治(何年?)十一月廿八日	某氏ヨリ大久保利通へ 浜御殿行幸列外供奉御断ノ件……………	一八
二六〇	明治(何年?)十二月十五日	某氏ヨリ市来四郎へ 会合時間繰延ノ件……………	一八
二六一	明治(何年?)十一月廿二日	松元某ヨリ有馬某へ 硝子器及文箱ノ件……………	一八
二六二	明治(何年?)四月廿九日	三島通庸ヨリ吉原重俊へ 洋行ノ件……………	一八
二六三	明治(何年?)一月五日	無名氏書翰(宛名不明)……………	一八
二六四	明治(何年?)	無名氏ノ擬ニ泰西人ニ上書 耶蘇教ノ布教ニ就テ……………	一八
二六五	明治(何年?)七月十九日	無名氏書翰(宛名不明) 卿輔、元老院議官ノ内自己推薦ノ件……………	一八
二六六	明治(何年?)六月十六日	無名氏書翰(宛名不明)……………	一八
二六七	明治(何年?)七月四日	無名氏書翰(宛名不明)……………	一八
二六八	明治(何年何月?)廿九日	森長義ヨリ横内扶へ 多忙失念云々……………	一八
二六九	明治(何年?)十二月七日	山本復一書翰(宛名不明) 岩倉公伝記編纂ノ件……………	一八
二七〇	明治(何年?)十二月廿九日	吉原重俊書翰(宛名不明) 某氏ノ帰郷ヲ送ルノ挨拶……………	一八
二七一	明治(何年?)五月	和田正道ヨリ遺才推薦人名録 伊地知壯之丞等廿三人……………	一八
二七二	(年代不明)三月十七日	有馬中務大輔上京ノ御沙汰……………	一八

- 二五三 年代不明
- 二五四 (年代不明)六月廿九日
- 二五五 (年代不明)十一月十三日
- 二五六 年代不明
- 二五七 (年代不明)六月廿八日
- 二五八 年代不明
- 二五九 年代不明(明治何年?)
- 二六〇 年代不明
- 二六一 年代不明
- 二六二 (年代不明)三月廿三日
- 二六三 (年代不明)六月廿八日
- 二六四 (年代不明)五月廿八日
- 二六五 (年代不明)六月廿八日
- 二六六 (年代不明)十一月十三日
- 二六七 (年代不明)十一月廿八日
- 二六八 年代不明

- 秋田県小松直之進ヨリ久光公へノ願書 父ノ任官ヲ請フ……………二五
- 磯永孫四郎ヨリ寺師善三へ 鹿兒島麻疹流行等ノ件……………二五
- 磯永孫四郎書翰(宛名不明) 山川港へ外艦来泊ニ付防備ノ件……………二五
- 磯永孫四郎ヨリ御側役へ 異船長海ヨリ退帆云々……………二五
- 磯長吉輔ヨリ久光公へノ上書ノ添書……………二五
- 伊地知正治ノ口演 蔬菜ニ付 外一通……………二六
- 伊地知正治ヨリ西郷吉之助へ 勸農書及西洋農学校教課目……………二六
- 市来六左衛門伊地知壯之丞ヨリ藩庁陸軍局へ 英式陸軍書籍翻訳ニ付掛員長崎出張ノ件……………二六
- 伊地知貞通「客中書懷」……………二六
- 岩倉具視書翰(宛名不明) 蝦夷地開拓ノ件……………二六
- 岩倉具視書翰(宛名不明) 来訪会談ノ件……………二六
- 岩倉具視書翰(宛名不明) 参朝集会ノ件……………二六
- 岩倉具視ヨリ久光公へ 別紙廻達。君徳培養ノ士推挙ノ件……………二六
- 岩倉卿ヨリ大久保利通へ 芝離宮招待ノ件……………二〇
- 岩倉右大臣書翰……………二〇
- 石神良作処罰ノ件……………二〇

二五〇	年代不明	出雲人松本巖ノ日本魂説……………	二〇二
二五〇	年代不明	久邇宮御子様方修学ノ為御上京ノ件 岩下ヨリ愚見書二冊久光公へ呈上ノ件 忠濟公御上京ノ件 大慈寺柏州和尚(八十七歳)優遇ノ件 其他雜用……………	二〇六
二五二	年代不明	池田某ヨリ指田某へ 物品保管ノ件……………	二二三
二五二	年代不明	内田政風書翰(一九様宛) 人事ノ件……………	二二三
二五三	(年代不明)十一月廿六日	内田政風ヨリ市来四郎へ 鹿見島ニテ招待会合ノ件……………	二二三
二五三	(年代不明)三月十九日	内田政風書翰(宛名不明) 袖ヶ崎島津邸新築落成ノ件等……………	二二三
二五五	年代不明	英露反目ノ情况……………	二二四
二五五	(年代不明)十八日	江戸定府婦覽ニ付住居地ノ件……………	二二六
二五七	(年代不明)二月廿日	海老原宗之丞ヨリ伊地知壯之丞へノ礼状……………	二二八
二五九	年代不明(幕末)	英国翻刻ノ「日本武鑑」略表 英字及一部日本語……………	二二八
二五九	年代不明	越前春嶽公書翰ノ二白(久光公へ?) 養母モ無事云々……………	二二四
二六〇	年代不明	温泉御湯治ニ付従者へノ褒美金……………	二二四
二六二	年代不明(慶応三年十二月?)	大阪警衛親藩諸大名氏名及受持場所……………	二二六
二六三	年代不明	大丸盆、角盆云々……………	二二九
二六三	年代不明	大島ヨリ白砂糖ヲ大阪へ出荷ノ件……………	二二九

二五四	(年代不明)十一月廿一日	大阪(?)大火焼失戸数調……………	二五九
二五五	(年代不明)五月七日	大津駅通行ノ諸大名期日報告 外一通……………	二六三
二五六	年代不明	大久保一藏書翰追啓(宛名不明) 小松帯刀上京ノ件……………	二七一
二五七	年代不明	大久保一藏ヨリ伊地知壯之丞へ 懷中時計讓受ノ件……………	二七二
二五六	(年代不明)十一月六日	正親町三条実愛ヨリ某氏へ 海外渡航ニ付餞別品贈呈ノ件……………	二七三
二五九	年代不明	大久保甲東七言絶句一首……………	二七三
二五〇	年代不明	小笠原図書頭ヨリ臣下へノ論書……………	二七三
二五二	年代不明	御料理献立書……………	二七七
二五三	年代不明	御盃、御造酒徳利、目方及値段……………	二七六
二五三	年代不明	関白以下撰家殿上人等乗輿歩行ノ資格礼節ノ件……………	二七九
二五四	年代不明	関白近衛基通卿之息「普賢寺家」系図……………	二八〇
二五五	(年代不明)十二月廿六日	川上龍衛ヨリ島津図書へ「面会」ノ件……………	二八二
二五六	年代不明	甲冑製総論及兵要録口占書……………	二八四
二五七	年代不明	貨幣製造法……………	二八三
二五八	(年代不明)七月廿九日	汾陽次郎右衛門ヨリ御側役へノ報告……………	二八六
二五九	(年代不明)九月十三日	独逸伊太利戦争記事……………	二八六
		各省寮等ヨリノ上納金概計書……………	二八四
二八〇	年代不明	開眼作法。普門品。年表……………	二八五

二五二	年代不明	海江田彦之丞上書	二五二
二五二	年代不明	鹿兒島城下小番新番以上士家子弟氏名年齢書	二五四
二五三	年代不明	鹿兒島城下六組勢揃通告	二五九
二五九	年代不明	賀茂神社ノ沿革記	二六九
二五九	年代不明	禁中ニ於ケル臂袋使用ノ件	二七〇
二六六	年代不明	京地ニ於ケル砂糖精売捌方口上寛(氏名不明)	二七〇
二六七	(年代不明)十月朔日以後	京都ニ於ケル諸大名勤番姓名書	二七一
二六八	(年代不明)十一月十一日	岸良真之丞中山尚之介書翰(宛名不明) 服部某ニ関スル注意ノ件	二七二
二六九	(年代不明)十月廿八日	岸良彦右衛門ヨリ伊地知壯之丞ヘノ礼状	二七三
二七〇	(年代不明)十月廿五日	岸良彦七ヨリ伊地知壯之丞ヘノ依頼状	二七三
二七〇	(年代不明)七月十日	指宿吉川源右衛門ヨリ鹿兒島伊地知壯之丞ヘ <small>指宿ニ於ケル侍 遇不行届ノ謝状</small>	二七四
二七一	年代不明	熊本藩士ト応接ノ件 事件不明	二七五
二七二	年代不明	久見崎鯉船五艘始末ノ件	二七六
二七四	(年代不明)八月十九日	藏方目付村田吉蔵等上坂人数書	二七七
二七五	(年代不明)五月三日	九鬼隆一書翰(宛名不明) 其他不明ノ書翰共六通	二七八
二七六	年代不明	槐園榎本武揚ヨリ静里老兄宛書翰 来客多忙云々	二七〇
二七七	年代不明	鯨掛本田奎兵衛採用ノ件	二七三

二五九	年代不明	小松帶刀ヨリ大久保利通へ(？)	三二
二六〇	年代不明	小松帶刀ヨリ大久保へ(即刻) 京都ニ於テナラン	三二
三〇〇	年代不明	国家難病治療薬調合発売元効能書	三二
三〇一	年代不明	口上書取	三三
三〇二	年代不明	五千石差分ニ付心得	三四
三〇三	年代不明	孝明天皇御製	三四
三〇四	年代不明	米倉貯蔵米支出高覽書	三五
三〇五	年代不明	興国或問(筆者不明)	三六
三〇六	年代不明	五言絶句三首(良体作) 拝呈	三六
三〇七	(年代不明)六月十二日	近衛家内六条定光書翰	三九
三〇八	年代不明	中路延年書翰 忠久公御肖像ノ件其他	三九
三〇九	年代不明	皇大神宮御衣裁	四〇
三〇〇	(年代不明)正月十一日	西郷隆盛ヨリ大久保利通へ(？) 長人云々断片不明	四〇
三〇一	(年代不明)九月廿五日	西郷隆盛ヨリ大久保利通へ 東京丸出帆ノ通知	四一
三〇二	(年代不明)十月五日	西郷隆盛ヨリ大久保利通へ 帰途来訪ヲ求ム	四一
三〇三	年代不明	西郷吉之助自記 水戸筑前藩二士ノ変名	四二
三〇四	年代不明	西郷吉之助ヨリ大久保一蔵へ	四二
三〇五	(年代不明)正月二日	西郷吉之助ヨリ大久保一蔵へ	四三

三〇五	年代不明	迫田太次右衛門手記 慶長五年高岡外城設置ノ件	三〇四
三〇六	(年代不明)五月	佐賀藩千歳丸上海へ輸出ノ品目及上海ニ於ケル諸物價表	三〇四
三〇七	年代不明	佐賀藩情調査報告	三〇五
三〇八	年代不明	讃州士藤川忠猷ヨリ京都同志へノ書翰	三〇五
三〇九	年代不明	薩藩城代家老若年寄大目附等以下賄料規定	三〇七
三〇〇	年代不明(但明治元年以前)	薩藩小銃隊及大砲隊一組人数書	三〇九
三〇一	(年代不明)二月八日	鮫島尚信書翰(宛名不明) 馬車讓渡ノ件	三〇九
三〇二	(年代不明)十一月廿八日	鮫島尚信ヨリ大久保利通へ 十一月廿五日報知新聞社説ノ件	三〇〇
三〇三	(年代不明)十月廿四日	税所竹兵衛ヨリ伊地知壮之丞へ 京師へ出兵ノ件	三〇〇
三〇四	(年代不明)十一月五日	相良越前守ヨリ島津久光公へ 罪人逮捕依頼ノ件	三〇一
三〇五	年代不明	差出人宛名共不明	三〇一
三〇六	年代不明	雑抄鄙説(筆者不明) 聖賢ノ語句解釈	三〇二
三〇七	年代不明	書翰ノ断片及氏名書	三〇二
三〇八	(年代不明)十月三日	進藤式部権少輔ヨリ小松帯刀へノ挨拶状 明四日帯刀出府ニ付	三〇三
三〇九	年代不明	蒸気船購入江戸へ廻航ノ件(氏名不明)	三〇三
三〇〇	(年代不明)四月三日	翔鳳丸乗頭ヨリ藩庁へノ届 大坂ヨリ鹿児島着	三〇四
三〇三	年代不明(慶応二年?)	小銃等買入代金書付	三〇五

- 三〇三 年代不明 上海ニテ蒸気船買入ノ件……………三〇六
- 三〇三 (年代不明)十一月六日 柴山景綱ヨリ市来四郎へ(?) 旧記雜録借用其他ノ件……………三〇七
- 三〇四 (年代不明)十月廿七日 島津求馬ヨリ伊地知壯之丞へ 大久保一蔵等ト会谈ノ件……………三〇九
- 三〇五 (年代不明)十四日 島津主殿書翰(宛名不明) 吉村才翁一件……………三〇九
- 〇〇六 年代不明 島津主殿消息(宛名不明) 出発準備……………三〇九
- 〇〇六 (文久三年九月鹿兒島出發前?) 自彊館学規……………三〇九
- 三〇七 年代不明 前平大納言ヨリ小松帯刀へノ礼状……………三〇九
- 三〇八 (年代不明)五月十二日 染屋小之かたヨリ伊地知壯之丞へ 無事海路上着ヲ祝ス……………三〇九
- 三〇九 (年代不明)七月十九日 谷村小吉ヨリ久光公へノ上書 西郷大久保ノ意見聴取ノ件……………三〇九
- 三〇九 (年代不明)十一月朔日 京都田中仲右衛門ヨリ大阪堀次郎へ 近衛家へ参殿ニ付堀ノ帰京ヲ促ス……………三〇九
- 三〇九 (年代不明)三月廿四日 竹下兼和書翰(宛名不明) 憲法論一冊返却云々……………三〇九
- 三〇九 年代不明 多賀某書翰(宛名不明)……………三〇九
- 三〇九 (年代不明)七月十四日 大慈寺柏州ヨリ伊地知壯之丞へノ礼状……………三〇九
- 三〇九 (年代不明)八月四日 大慈寺柏州和尚ノ依頼状(宛名不明) 嗣子商随妙心寺へ登山ニ付……………三〇九
- 三〇九 (年代不明)小春十五日 長州世良周蔵、久留島伊予守使者 名札……………三〇九
- 三〇九 年代不明 陣幕、千年川等角力ノ取組番付……………三〇九
- 三〇九 (年代不明)十一月十五日 堤右京大夫ヨリ久光公へノ礼状及進物 公在京中ノ助勢ニ対シテ……………三〇九

三〇四	(年代不明)七日	米津調所笑左衛門ヨリ六郎へノ書翰 不日帰覽云々	四〇七
三〇五	年代不明	天神地神人皇「大道論」(筆者不明)	四〇八
三〇五	年代不明	寺師宗道ノ神前へノ祝詞文	四〇三
三〇五	年代不明	天津ニ於ケル仏人虐殺事件	四〇三
三〇五	年代不明	土佐智鏡院ヨリノ注文体 大卓小卓等	四〇五
三〇五	(年代不明)五月廿九日 七月一日	東郷泰玄ヨリ善真へ 東郷泰玄ヨリ正名、豊海兩人へ 薩州消毒丸江戸ニテ売広メノ件等	四〇五
三〇五	年代不明	得能良介書翰(宛名不明)	四〇七
三〇五	年代不明(七月五日)	長束十郎田中八郎次ヨリ藩庁へノ上書 宗門手札改ニ付	四〇八
三〇七	(年代不明)七月六日	中路延年ヨリ岩下佐次右衛門へ 相国寺林光院ノ件等	四〇八
三〇六	年月不明	中山次左衛門筆「重春」杯ノ由来ト久光公ノ詠歌	四〇九
三〇九	年代不明	中原猶介指揮大砲隊(十六門) 掛役氏名	四〇九
三〇九	年代不明	谷村小吉指揮小銃隊一組氏名	四〇九
三〇〇	年代不明(幕末)	奈翁三世。「ピスマーク」等五人ノ写真	四〇四
三〇一	(年代不明)十月十六日	中島健彦(?) 旅行先ヨリ鹿児島へノ通信	四〇七
三〇二	年代不明	長崎ニテ蒸気船買入ノ件	四〇六
三〇三	年代不明	西町奉行組与力同心等鼻首ノ件	四〇六
三〇四	年代不明	西目東目諸郷士出張書	四〇九
三〇五	(年代不明)六月五日	二条斉敬ヨリ近衛内府へ(?) 浮浪取押ノ件	四〇九

三〇六 年代不明

入社人名

四〇

三〇七 (年代不明)十月十一日

西本某ヨリ伊地知壯之丞へ 長崎ヨリ帰国ニ付礼状

四〇

三〇八 (年代不明)五月

日光東照宮へノ勅使卜讀岐高松少将及
夷人トノ神奈川ニ於ケル通行先後事件

四一

三〇九 (年代不明)十月廿三日

八田喜左衛門皇学所御用掛拜命通知状 (宛名不明)

四二

三〇〇 年代不明

藩庁収益金一ケ年五十余万両計画案 (立案者不明)

米売買 古金新金引
替 遊女屋設置等

四三

三〇一 年代不明

白鹿洞書院掲示石摺

四四

三〇二 年代不明

梅里ヨリ静里へ 高崎三島等ト会谈ノ件

四五

三〇三 年代不明

久光公ヨリ近衛家(?)へ進上物目錄

四六

三〇四 (年代不明)四月十八日

久光公京都ニ於テ野宮飛鳥井両家訪問道筋

四七

三〇五 年代不明 (五月十六日)
(五月十七日)

久光公五社御参拝道筋
久光公福昌寺南林寺御参詣道筋

四八

三〇六

久光公拔萃 治国政道ニ関スル漢籍中ノ格言

四九

三〇七 年代不明

久光公へ下賜ノ御短刀書付

五〇

三〇八 年代不明

久光公へノ御下賜品

五一

三〇九 年代不明

久光公ヨリ山内容堂公へノ書翰草案 両藩親睦ノ件
久光公ヨリ土佐智鏡院へノ書翰草案 時候見舞

五二

三〇〇 (年代不明)正月三日

久光公諏訪社照国社参拝道順

五三

三〇一 年代不明

備前岡山ヨリ養子ノ儀ニ付茂久公ノ御断り状

五四

三〇二 年代不明

平山龍助ヨリ寺師宗徳へ 若君御出生云々

五五

三〇三	年代不明	筆者不明ノ書翰(後半欠)	太守様益御機嫌能云々	四〇五
三〇四	年代不明	筆者不明ノ書翰	拘地開拓ノ件	四〇六
三〇五	年代不明	福昌寺南林寺御墓参道順		四〇六
				正月五日 二月十七日 九月十二日
三〇六	(年代不明)五月三日	不行跡者ニ対スル飛鳥井中納言ノ殿誠		四〇九
三〇七	年代不明	文治二年入来院(?)知宗島津氏ヲ娶ルノ件		四〇九
三〇八	年代不明	米価ノ高低ニ関スル施政方針論(筆者不明)		四一〇
三〇九	(年代不明)六月四日	某氏ヨリ堀小太郎ヘノ書翰	出府ニ付	四七一
三〇〇	(年代不明)三月十三日	某氏(少輔)ヨリ伊地知壮之丞ヘノ礼状		四七一
三〇一	(年代不明)五月三日	某氏ヨリ長嘯盟兄ヘ		四七二
三〇二	年代不明	戊辰以降時弊論(筆者不明)		四七四
三〇三	(年代不明)正月十七日	本田弥右衛門ヨリ吉井伊地知ヘ	大阪ニテ面談ノ件	四七五
三〇四	年代不明	又次郎殿(久光公)登城ノ件		四七五
三〇五	年代不明	真木和泉ノ幕府改革論	一橋慶喜擁立ノ件	四七五
三〇六	年代不明	松平春嶽五言絶句二首		四七六
三〇七	年代不明	松原正二位書翰(宛名ナシ)		四七六
三〇八	(年代不明)九月廿三日	三島通庸書翰(宛名不明)	山形県事情	四七六
				十二月廿三日

- 三〇九 (年代不明)六月廿五日
村山斎助井上弥八郎ヨリ中山中左衛門大久保一蔵へ 土佐藩士高見弥市等 京都薩邸へ保護ノ件…………… 四九
- 三〇八 (年代不明)十一月廿二日
無名氏書翰 (宛名不明)…………… 四〇
- 三〇七 年代不明
無名氏書翰 (宛名不明) 近衛精。岡山氏。逝去ニ 付御慶事発表見合セノ件…………… 四〇
- 三〇六 (年代不明)七月十日
無名氏書翰 (宛名不明)…………… 四一
- 三〇五 年代不明
無名氏書翰 (宛名不明) 山階宮不行跡蟄居云々…………… 四一
- 三〇四 (年代不明)十二月廿二日
無名氏書翰 (宛名不明) 伊勢雅柔退役代人江戸詰ノ件…………… 四一
- 三〇三 年代不明
無遺憾 (作者不明) 治教、祀典、学制、爵位、其他…………… 四二
- 三〇二 年代不明
李之瀨河原ニ於ケル訓練御覽人数 一番ヨリ四番迄人数合二千 六百七十四人野戰砲十挺…………… 四二
- 三〇一 年代不明
山川、穎娃、指宿、諸調帳 砲台、大砲、小銃、船数、人口等…………… 四三
- 三〇〇 年代不明
山田大路親彦ヨリ小松帶刀へノ礼状…………… 四三
- 三〇九 年代不明
「野史」 武臣列伝写改ニ付久光公ノ命 公ノ句読及加筆アリ…………… 四六
- 三〇八 年代不明
横浜貿易不正ノ内情。外人跋扈ノ事情等…………… 四六
- 三〇七 年代不明
横道八郎次ヨリ高崎正風へ 賜暇帰国ニ付…………… 四六
- 三〇六 年代不明
吉見良助ノ嫡子ヨリ武士格復旧歎願書…………… 四七
- 三〇五 (年代不明)六月廿九日
吉井友実書翰 (宛名不明) 田中兼介来訪云々…………… 四七
- 三〇四 年代不明
力士ニ見立テタル諸藩紳名…………… 四七
- 三〇三 (年代不明)六月廿九日
陸軍廢物白袍紛失及火藥盜難ノ件…………… 四八

三二六	年代不明	和歌十首 読人不知	五五
三二七	年代不明	三条実美(?)ヨリ小田某へ	五五
景一	慶長三年十月朔日	泗川新寨大勝利首実検式	五九
景二		寛保二年六月有邦公時代猪子餅ノ事	五九
景三	天明二年十一月 天明五年十一月	嘉祥玄猪之式諸書抜書 慶長四年十月龍伯公御書	五九
○景四	慶応二年	大小寒等伺御機嫌通達写 嘉祥玄猪之御儀	五二
		安田轍蔵意書 錢札引替 鑄錢処置 重複	五六
邊一	天明七年十月写	慶長三年正月「外財根元略記」	五九
邊二	文政二年二月	川上親厚ノ薩隅日三州巡遊記一卷	五七
邊三	宝曆九年八月及 元文元年九月 文政二年二月	參觀名代ノ件	六八
邊四	天保十年五月五日	齊興公ヨリ一門へノ諭書	六二
邊五	天保十年十二月廿四日	重富家財政改革令達	六一
邊六	弘化元年七月及九月	齊興公ノ非常節儉内達	六四
邊七	嘉永元年四月	久光公家老座へ出席ニ付指令	六六
邊八	嘉永元年四月	齊興公ヨリ久光公へノ口達控 藩政扶助ノ件	六七

邊九	嘉永元年(?)申五月	軍役御手当人数減少ニ付藩庁ノ計画意見	六八
邊〇	嘉永元年(?)申五月	軍備手当並諸役任務書	六三
邊一	嘉永四年二月九日及廿一日	斉彬公襲封ニ付一門ヘノ通達 登城、鶴之間ニ於テ久光公ヘ	六四
邊二	安政四年(?)	御藏米支払計算書	六天
邊三	安政五年九月九日(?)	順聖公中陰祭文 久光公	六七
邊四	安政六年十月	故斉興公ノ祭文 久光公	六八
邊五	文久二年八月七日	幕閣連署朝廷ヘノ願書 松平春嶽上京猶予其他ノ件	六八
邊六	文久二年九月写	公儀仰出等 閏八月十五日參觀交代改制予告。參觀割合(戌、文、子三ヶ年間) 其他妻子ノ件	六九
邊七	文久二年十月	砂揚場ヨリ神瀬迄海底埋立暗礁工事見積書	六四
邊八	文久二年(?)	公卿堂上ノ忠良、姦邪、暴論家氏名	六〇
邊九	文久三年五月八日。十一日	照国神社祭文	六九
邊〇	文久三年六月二日	村上銀右衛門ヨリ中村善兵衛等ヘノ報告 下之関ニテ英船砲撃ノ件	六二
邊一	文久三年六月三日	江戸城西丸焼失報告	六二
邊二	文久三年六月廿七日。廿九日	長崎出張中中村武吉ヨリ 五月十日以来長州ノ外国船砲撃聞書 藩庁ヘノ報告書 長崎在勤襄田伝兵衛ノ添書共	六三
邊三	文久三年七月廿五日	土持平八肥前島原ヨリ藩庁ヘノ報告 薩英戦争後ノ風説等	六九
邊四	文久三年(七月?)	英艦ノ再襲ニ備フル計画 露国(?)ヘノ周旋依頼	七〇
邊五	文久三年十月廿四日及廿六日	生野銀山事件ニ付日野成之進報告 外一通	七一

邊天	文久三年十月廿五日	但馬出石服部政次郎ヨリ京都内田仲之助へノ報告	生野銀山事件	……	七〇
邊毛	文久三年十月	久光公へノ滯京尽力ノ御沙汰書	……	……	七二
邊六	文久三年十一月四日	兵具方肝煎坂口吉兵衛報告	生野銀山ニ於ケル美玉三平横死ノ件	……	七三
邊元	文久三年十一月七日	大阪木場伝内ヨリ在藩得能良助へノ通報	生野銀山一件	……	七三
邊〇	文久三年十一月十四日	長州下之関詰 唐物横目土持平八ヨリ大久保一藏へノ報告	九州中国路ニ於ケル浪士出沒ノ件	……	七二

一六八 少教正福崎季連等十九人ヨリ内務卿山田頭
義へノ願書

神官ト教職ノ分離命令取消願ノ件

近時伝聞ニ依レハ、神祇官御再興之御廟議被爲在候由、
誠ニ雀躍歡喜ニ不堪、御発令ヲ待ツ事、実ニ一日千秋ノ
思ヲナセリ、然ルニ豈ニ凶ランヤ、神官教職分離及葬儀
ニ関スル事ヲ禁スルノ御発令可有之哉之旨通報ヲ得タリ、
是ニ於テ又驚愕悲歎泣血慘然タリ、更ニ何等ノ理由ニ基
シテ斯ク成行シ者カ甚了解ニ苦シム、抑当県ノ如キハ他
県ト異リ、維新後廃仏ニ及ヒ、漸ク人民ヲシテ本教ニ誘
導シ、一旦都テ神葬祭ニ帰セシムト雖トモ、陰ニ崇仏ノ
慣習在リ、特二十年變動後神道教導職ハ逡巡ノ形状アリ、
仏教ハ時機ヲ得テ闔国ノ力ヲ該県ニ尽スカ如ク權勢焰々
タリ、故ニ元來敬神者ト雖トモ無学無識如何ニセン、
往々浮説曲論ニ煽惑セラレ、何トナク仏葬ニ入ル者夥多
ニ至レリ、将洋教者機ヲ計リ、虚ニ乘シテ童兒女子ノ学
舎及講義所等ヲ設ケ、金物ヲ与へ以テ神民ノ神魂ヲ奪ハ

ントス、元素仏洋共ニ外教ナレト、仏ハ現時政府ノ保護
ヲ得ル免許宗ナレハ敢テ拒論ス可キニ非ス、然レトモ洋
教ニ至リテハ無君主国ニ成立セシモノニシテ、悉ク我
帝国ノ国体ヲ損害ス、之ヲモ忍フ可ンハ何ヲカ忍フ可カ
ラサラン、茲ニ於テ神官教導職協力奮発、鞠躬尽力セサ
ル者無シ、然レトモ神官及ヒ官国幣社ヲ根拠トシテ教会
結社ヲ以テ人心ヲ維持セサレハ実効ヲ奏スル事能ハス、
之ニ由テ夫々教会ヲ設ケ、我輩不敏トイヘトモ日夜ニ從
事シ、説教ニ葬祭ニ諸人ノ希望ニ任セ、遠近ヲ不論風雨
ヲ不厭、非常勉勵聊義務ノ責ヲ負担ス、之ニ由テカ敬神
輩、陸續起リテ所々ニ教院亦ハ教会所ヲ設置シ、県下諸
郷士族ハ勿論、拳村全町結社ニ及ヒ、死生神ニ依頼スル
在リ、已ニ現今信神徒幾千万ノ多数ニ至ル、如斯ニシテ
一二ノ歲月ヲ経ハ、県内村々至ラサル処ナク、本教ノ旨
趣ヲ了解セシメ、実効ヲ奏セントスルノ秋ナリ、此時ニ
当リ、断然官国幣社以下神官ノ教職ヲ解カレ、葬儀ニ関
セストセハ、恰モ躬ヲ忘れ義ヲ重ンシ、進撃交戦ノ際突

然銃器刀劍ヲ没収セラル、カ如ク、何ヲ以テカ生ヲ得ン、
 何ニ由リテカ効ヲ立ン、忽チ万人之落魄失望ヲ来シ、隨
 テ邪說妄言街巷ニ喋々シテ神道布教ノ退歩些少ナラス、
 為メニ誤ツテ神道教導消滅視シ、方向ヲ紊乱スル者無キ
 ヲ保シ難シ、筆シテ是ニ至レハ血涙止ムルヲ得ス、真以
 テ痛哭長太息ノ至リニ不堪、仰冀クハ神祇官ハ速ニ御再
 興被為遊、其組織方法宜キヲ得玉ハン事ヲ、縱令此御決
 議一時遷延相成候トモ、神官教導分離及葬儀ノ件ハ、断
 然從前之通御所置相成度、是レ誠ニ上ハ皇基ノ振起ニ関
 シ、下ハ億兆蒼生ノ安否ニ係ル重大ノ事件ニ付、不得黙
 止更ニ忌憚ヲ顧ミス、意見具陳仕候、誠惶誠恐頓首頓首
 明治十五年二月三日

宮里伸蔵

教導職試補 中村一二

教導職試補 肝付篤衛

權訓導 田代生穂

權訓導 佐藤千尋

内務卿山田顯義殿

冊子原寸 縦二六・八種 横一九・五種 四枚

訓導 中山四郎太

訓導 有川真澄

權少講義 東条義意

少講義 本田 貢

少講義 四元幸介

中講義 本田親固

中講義 三原千萱

權大講義 本田武満

權大講義 佐伯佐一郎

權大講義 染川春種

大講義 井上千春

大講義 瀨川 磔

大講義 井上祐文

少教正 福崎季連

二六九 鹿兒島郡長右松祐永ヨリ島津家へノ歎願書

小学校維持費補助ニ就テ

四冊

二八一九ノ一

学資金之義ニ付歎願

鹿兒島庁下各学校之義、曩キ明治十年ノ騷擾ニ際シ、兵燹ノ為悉皆焼燼、誠ニ士民之生計殆ト不可救ニ立到り候情実深く御憐諒被為垂、再度若干ノ学資金御寄附被下、誠以恐縮、即チ御趣意ノ次第ハ各学校及ヒ人民へ懇篤告示、一同徹底感佩仕候、尤モ教育上ニ於テモ尚一層子弟ヲ誘導、精々教授勉勵為致候処、漸次盛大、自ラ奮テ学ニ従事スルノ今日ニ至リ、既ニ全科卒業之者モ不少、将又学校維持ハ人民ニ於テ負担無論ノ訳ニ候得共、曩キ兵燹ニ遭遇シ、廃藩後御寄附金之残額及數回応分ノ寄附ヲ以テ校屋新築、或ハ修繕ニ巨金ヲ費シ候処、爾来平常ノ学資必至ト困難、当際毎戸幾分ノ賦課法既ニ著手ノ区域モ有之候得共、学事ノ旺盛ニ随ヒ、自然費用モ多額ヲ要シ、出納上權衡平ヲ得サルノミナラス、加フルニ擾乱後

ノ今日、資力之応セサル情実兼々見聞ノ次第モ有之、殊ニ文部省補助金ノ儀モ客年ヨリ廃止セラレ候処、一層窮迫、實際憫然之至御座候、然ルニ在来被下置候学資金、殆ト本年限リト罷成、就テハ当時御多費ノ際、重テ歎訴仕兼候得共、右等実地ノ情状不得止儀ニ付、満期后年數御見合ヲ以若干之学資御補助被成下候様、御執奏御允可被下候処偏ニ御依頼申上候、然ル上ハ別冊維持方法之通人民賦課法取設ケサセ、御寄附金ノ内年々引去リ、該金ハ銀行へ預ケ増殖之道取計、到止皆同積金ノ上ハ公債証書等買纏メ、該利子ヲ以学資へ振向候様処分致度、就テハ将来学資維持ノ方法確定致シ、第一莫大之学資金御寄附被下候厚キ御趣意モ、乍恐永世ニ貫徹シ人民ニ於テ難有次第ニ御座候、尤モ右ニ係ル仕払勘定及増殖金ノ義ハ、年度ヲ以テ時々明瞭御届可仕候、左候而各町村学務委員及ヒ各学校ヨリ、教員惣代ヲ以別冊之通歎訴仕候付相添、此旨奉悃願候也、

明治十五年四月

鹿兒島郡長右松祐永(朱「郡長右松祐永之印」)

島津御邸
家令
伊集院九郎殿

金四千貳百元 明治十六年分元利子金

此利子金四百貳拾円 年壹割

四口ノ金九千八百七拾円

右前条同断ニ付、五千円ヲ補ヒ金トシテ戸數壹万貳千六百五拾三戸ニ賦課ス、即チ壹戸壹ケ年三拾九錢

五厘壹毛、壹ケ月三錢貳厘九毛、

一金六千円 銀行へ定期預ケ明治十八年分

此利子金三百円 年五部

金九千八百七拾円 明治十七年分元利子金

此利子金九百八拾七円 年壹割

四口ノ金壹万七千五百五拾七円

右前条同断ニ付、六千円ヲ補ヒ金トシテ戸數壹万貳千六百五拾三戸ニ賦課ス、即チ壹戸壹ケ年四拾七錢

四厘壹毛、壹ケ月三錢九厘五毛、

一金六千円 銀行へ定期預ケ明治十九年分

此利子金三百円 年五部

金壹万七千五百五拾七円 明治十八年分元利子金

学資金維持方法予算

一 学資金九千四百拾六円六拾錢五厘

但御寄附金壹ケ年分

内

一金四千円 銀行へ定期預ケ明治十六年分

此利子金貳百円 年五部

二口ノ金四千貳百円

右御寄附金之内四千円ヲ引去リ銀行へ定期預トス、依テ其補ヒトシテ、小学校区域ニ係ル市街戸數壹万

貳千六百五拾三戸明治十五年一月一日調ニ拠ルニ賦課ス、即チ一戸

壹ケ年三拾壹錢六厘壹毛、一ケ月貳錢六厘三毛、

一金五千円 銀行へ定期預ケ明治十七年分

此利子金貳百五拾円 年五部

此利子千七百拾五円七拾錢 年尅割

四口ノ金貳万五千百七拾貳円七拾錢

右前条同断ニ付、六千円ヲ補ヒ金トシテ戸数尅万貳

千六百五拾三戸ニ賦課ス、即チ尅戸尅ケ年四拾七錢

四厘尅毛、尅ケ月三錢九厘五毛、

一金六千円 銀行へ定期預ケ明治二十年分

此利子金三百円 年五部

金貳万五千百七拾貳円七拾錢明治十九年分元利子金

此利子貳千五百拾七円貳拾七錢年尅割

四口ノ金三万三千九百八拾九円九拾七錢

右前条同断ニ付、六千円ヲ補ヒ金トシテ戸数尅万貳

千六百五拾三戸ニ賦課ス、即チ尅戸尅ケ年四拾七錢

四厘尅毛、尅ケ月三錢九厘五毛、

右ハ明治十六年ヨリ同二十年迄五ケ年間、御寄附金ヲ以

テ学資積金方法予算額如此、

一金三千三百九拾八円九拾九錢七厘

是ハ学資積金三万三千九百八拾九円九拾七錢ヨリ生

スル明治二十一年分、年尅割利子金、

一金六千拾七円六拾錢八厘

是ハ小学校区域ニ係ル戸数尅万貳千六百五拾三戸ニ

賦課スル明治二十一年分学資金額ニシテ、即チ尅戸

尅ケ年四拾七錢五厘五毛、尅ケ月三錢九厘六毛、

二口ノ金九千四百拾六円六拾錢五厘

右ハ明治二十年以降学資積金ヨリ生スル利子及人民

賦課金ヲ以テ、永世学資維持之方法予算金額如此、

冊子原寸 縦二六・八種 横一九・五種 五枚

二八一九ノ二

学資金之儀ニ付歎願

鹿兒島庁下学校之儀、先般来子弟之学ニ従事シ、其身ヲ

脩メ智ヲ開キ才芸ヲ長スル所以之モノハ、全ク兩御邸学

資ノ御仁恵ニ根拠シ、一統難有精々勉勵、殆ト奏功之場

合ニ候処、曩キ丁丑之騷擾ニ遭遇シ、各所ニ散布スル学

校兵燹ニ係リ、悉皆烏有二属シ、爾来学事之着手拮据鞅

掌、各自応分ヲ以テ寄附、校屋新築該費用多額ヲ要シ候
 処、往々維持之資金充分志ヲ遂ケス、苦心憂慮之際、不
 図モ士民難渋之実況被聞召、旧情難被捨置御趣意ヲ以テ、
 引続キ再度ニ及ヒ莫大之資金御寄附被下、乍恐一同感佩
 仕、爾后一層注目、子弟ヲ誘導シ、教授勉勵仕候処、漸
 次旺盛、今日之教育ニ立至リ、尤右御寄附金之儀ニ付、
 先般御諭達之趣ハ各自厚ク体認シ、生員ヘモ懇切ニ告示
 仕候、将又学校維持ハ人民ニ於テ負担当然之義ニ付、該
 方法精々注意、有志寄附或ハ区域人民幾分之賦課法既ニ
 着手之次第モ有之候処、今日之資力、實際不得止情実モ
 有之、未充分之課出ニ至兼、尤教員之月俸其他諸器械等
 之入費ハ、生員ノ負担当然ニ候得共、資力ニ応セサル受
 業料出サシメ候テハ、日々競進之学業モ之カ為ニ滞稽ス
 ル憂念モ不少、彼是苦心之際、両御邸ヨリ在来被下置候
 学資金、殆本年ニテ満期ニ相成、就テハ先般来莫大之御
 鴻恩ヲ蒙リ候上重テ奉歎訴候義、誠ニ恐懼之至奉存候得
 共、騷擾後之今日ニ実ニ負担ニ堪兼、鞠躬困難之次第御

座候ニ付、右等ノ実状御明察被下、特別ヲ以テ満期後先
 キ五ケ年間、従前之通学資御補助被成下候様御願願被下
 度、然ル上ハ尚一層教育勉勵奏功候義ハ固ヨリ、往々維
 持之方法確定仕度、此旨運署ヲ以テ奉請願候也、

鹿兒島郡各町村

- 山下小学 松林小学
- 名山小学 鶴尾小学
- 鶴丸小学 田上小学
- 大平小学 原小学
- 八幡小学 武小学
- 滑川小学 龍尾小学
- 中洲小学 松原小学
- 小阪小学 脇田小学
- 若宮小学 郡元小学
- 比志島小学 中村小学
- 荒田小学

惣代 準訓導

竹下純蔵○

西郷隆章○

成尾孝之丞○

惣代戸長学務委員

築瀬新八○

新納時中

西之原友樹○

学事通監

伊地知季修○

綾部直景○

伊勢貞喬○

二八一九ノ三

(表紙)

「鹿児島庁下景況書」
公立小学

鹿児島庁下公立小学景況書

一 小学校数 貳拾壹

一 右係り役員貳百貳拾八名

内訳

一 学事通監 三名

一 巡回訓導 壹名

一 教員 百七拾名

一 世話係 三拾六名

一 裁縫師 拾八名

一 生徒全員五千貳百八拾五名男三千九百四拾七名
女一千三百三拾三名

内

一 上等学科生 四百貳拾九名

内男四百貳拾四名
女五名

一 下等学科生 四千八百五拾六名

冊子原寸 縦二六・八釐 横一九・五釐 三枚

鹿児島郡長右松祐永殿

明治十五年四月

内男三千五百貳拾三名
女千三百三拾三名

一小学全科卒業生 貳拾五名

内男貳拾四名
女壹名

右ハ曩既学事景況進呈、爾来尚教授勉勵、邑ニ不学ノ戸
ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期シ、一向尽力為
致候処、輒近子弟ノ自ラ奮テ学ニ従事スル者、客年生員
調査ニ比較セハ、将夕幾分ヲ増加シ、又互ニ競進、下等
学科ヲ卒へ、或ハ已ニ小学全科ヲ卒業スル者、比々誠ニ
御恩沢之然ラシムル義ト奉存候、就テハ此未尚精々教育
ニ注目、御趣意ヲ空セサル様一層勸奨仕可申、依テ目下
学事景況及勘定帳相添、此段御届申上候、以上、

明治十五年四月

鹿兒島郡長右松祐永(朱、郡長右松祐永之印)

冊子原寸 縦二六・八種 横一九・五種 四枚

二八一九ノ四

(表紙)

明治十四年四月
乃至明治十四年十二月 学資勘定帳

明治十四年自四月学資金元払勘定帳
同年 至十二月

一金壹万貳千七百四拾九円九拾三錢七厘 元受高

内訳

金九千四百拾六円六拾錢五厘

右、磯御邸ヨリ第十五国立銀行株券利子ヲ以テ学

資へ御寄附金額、明治十三年下半年及明治十四年

上半年分トシテ、明治十五年一月廿一日県庁ヨリ

頭書之通領受、

金三千三百三拾三円三拾三錢貳厘

内

金千六百六拾六円六拾六錢六厘

右、明治十四年上半年分トシテ明治十四年七月

十五日領受、

金千六百六拾六円六拾六錢六厘

右、明治十四年下半年分トシテ明治十四年十二月一日領受、

是ハ教員千五百三拾九名月給金額ニシテ、尅名金四円宛、

右、兩御邸ヨリ学資ヘ御寄附金額、明治十四年分頭書之通商通社ヨリ領受、

金千貳百九拾六円
是ハ世話係三百貳拾四名月給金額ニシテ、尅名金四円宛、

一金八千貳百四拾八円六拾錢八厘

仕払高

金三百貳拾四円

是ハ小学貳拾壹校ニ係ル学事通監及教員等明治十四年四月乃至明治十四年十二月々給及日給、其他需用費等仕払總計金額、本行之通一ヶ月平均金九百拾六

是ハ裁縫師百六拾貳名月給金額ニシテ、尅名金貳円宛、

円五拾壹錢貳厘、

金三拾四円貳拾錢四厘

内訳

是ハ小学生員大試験等ニ付賞与金額、

金貳百拾六円

金拾五円四拾錢壹厘

是ハ学事通監貳拾七名月給金額ニシテ、尅名金八

是ハ学事通監及巡回訓導筆紙墨、其他諸需用費、

円宛、

金貳拾七円

金百八拾円

是ハ学事通監・巡回訓導ニ附属スル小仕九名日給

是ハ巡回訓導九名月給金額ニシテ、尅名金貳拾円

金額、尅名拾錢宛、

宛、

金千百四拾五円六拾貳錢六厘

金六千五百五拾六円

是ハ明治十二年自二月明治十四年至四月学資金元

払勘定不足、

一金三千三百五拾五円七拾壹錢三厘 元払差引残高

右之通御座候、以上、

明治十五年四月 鹿兒島郡長右松祐永〔宋「郡長右松祐永之印」〕

冊子原寸 縦二六・八釐 横一九・五釐 五枚

二六〇 勸農肥料問題ニ付「豊民館」復興ノ件及勸

業課長ノ副書

右二通

右ニ付「養穀社」振興ニ関スル件

三通

合五通

二八二〇ノ一

寫 山建肥料ノ儀ニ付見込書

肥料ハ農家ノ要点ニシテ最モ貴重トスル、素ヨリ論ヲ俟
タサルナリ、今県下各村田畑ノ如キハ牛馬骨ノ肥料大ニ
適当シテ、其効著キヲ以テ旧藩中ニハ勸農ノ為メ、藩費
ヲ以テ鹿兒島城下ニ豊民館ヲ置キ、又其支店ヲ各村ニ設

ケ、広ク坂府地方ニ需メテ山建・海建及油糟等ノ類ヲ集
メ、或ハ即金或ハ延代金ノ方法ヲ以テ普ク人民ニ交附シ、
偏ニ農家ノ便益ヲ計テ勸農セラレタリ、然ルニ鹿藩置県
ノ際、此館廢レシ以來、一ノ奸商更ニ之ヲ起シ、表面ニ
ハ該社ノ遺業ヲ繼キ、其実ハ非常ノ高利ヲ貪リ却テ窮民
ヲ苦メ、加ルニ頃年金融不通ニ随ヒ米価ハ下落シ、肥料
ノ物品ハ其価ヲ騰貴シ、人民培養ニ困却シテ終ニ耕地ヲ
減セントス、実ニ遺憾ニ不堪ナリ、於是農家ハ拳テ旧館
ヲ追慕スル、真ニ甚シト云フヘシ、因テ即今該館ノ遺業
ヲ繼キ、農事勸奨ノ為各地方ニ肥用売貸社ヲ設ケ、焼眉
ノ急ヲ救ヒ給ハ、三州ノ士民何ノ幸福カ之ニ如シ、是
即チ国産ヲ繁殖セシムルノ良策、国ヲ富ルノ基礎ニシテ、
亦何ソ独リ三州士民幸福ナラン哉、仰キ冀クハ、此情実
ヲ深ク御洞察アリテ直ニ其筋ヘ熱議セラレ、速ニ旧館再
興相成候様有之度、尤モ此業再興アルアラハ社則ニ応シ
各自担当戸長・勸業委員等専ラ之ヲ預リ、人民社則ニ違
背セサル様為致度候、

但シ本文ノ事業若再興不相成儀ニ候ハ、廣ク協議
ニ涉リ、公明正直ノ商人ヲ撰ヒ、之ニ依頼シ新ニ該
業相起サセ度見込ニ候也、

右ハ今般農談会ニ際シ、集会セシ各郡委員等協議一決
セシ見込ノ次第上申候也、

鹿兒島県各郡白杵郡ヲ除ク

勸業委員惣代

満木清雄印

明治十五年五月十九日

鳥居惟善印

永井利峻印

鹿兒島県勸業課長 長山信順殿

二八二〇ノ二

菅下各郡ニ設置有之候勸業委員ヲ今般本庁へ召集シ、農
談会開設致候処、其談話一ニシテ止ラス、然ル処御照会
不致テハ不相濟事件有之候、別儀ニアラス、肥料ノ儀ニ
付別紙写之通申出候、就テハ今更喋々ヲ不俟儀ニ候得共、

所謂農事ハ民之父母、父母ヲ養フハ肥料ニアリ、往時豊
民館ヲ置カレ、大ニ勸農之良法御施行之趣ニ候処、時勢
之變更ニ隨ヒ、近来肥料之欠乏ヨリ農業不相振地方モ有
之候間、彼是吟味中之折柄、過般養穀社之名義ニテ豊民
館之事業御再興之旨御申立有之候場合、則書面之如ク農
民挙テ曠昔之良法ヲ追慕スルノ念已マサルハ信認スル処
ニ有之候、尚実況ハ十分御承知之次第ニ付、今後愈民情
ニ適当シ確タル方法ヲ以御施行相成候得ハ、養穀ノ名実
旺盛之地位ヲ占メ候者決テ疑ヲ容レズ、富国之基礎御拡
張之御主意ハ本庁ニ於テモ切ニ企望可致筋ニ候間、何分
ニモ至急御実施相成候様致度、別紙相添此段及御頼談候
也、

勸業課長

明治十五年五月廿六日

長山信順印

相良甚之丞殿

冊子原寸 縦三種 横一五・五種 五枚

養穀社ヲ盛大ナラシメ物産ヲ繁殖、農事衰退ノ挽回
ヲ謀、山建・海建売買方法見込具狀書

方今県内農事歳々衰退ニ赴クヲ目撃スルニ忍ヒス、其筋
或ハ各鄉村戸長・老農等ニ質問ニ及候処、皆曰ク、穀産
ノ減少、収獲ノ匱乏、其ノ原因全ク培養不足ノ一点ニ帰
スト、如何トナレハ往時豊民館ノ設ケ有ルヤ、農民普ク
山建・海建等凡百ノ肥料低価ノ御恩貸ヲ蒙リ、一統拮据
勉勵農事將ニ進歩セントスルノ際、不幸ニシテ丁丑ノ乱
ニ際会シ、該館モ殆ト瓦解ノ形ト相成リ、諸物価ノ騰貴
ニ随ヒ、山建・海建モ又騰貴シ、各地ノ奸商贏利ヲ貪リ、
農民終ニハ購求スル能ハサル場合ニ至リ、不得已耕地ヲ
減シ、又耕作モ自然鹿漏ニ流レ、追々産出ヲ減シ、困難
ニ陥ルヲ以テ豊民館ノ再興ヲ追慕スル者鮮ナカラス、殊
ニ県庁ニ於テモ農事挽回ノ良法ヲ設ケラル、吟味中ノ折
柄、幸ニ過般県下各郷ニ設ケアル勸業委員ヲ県庁へ召サ
レ、農談会ヲ開カレ候節、其委員中ヨリ勸業課長ニ宛テ

タル見込書ヲ差出シ候処、曾チ県令ニ於テモ憂念ノ折柄
ナレハ、該課長ニ命シテ別紙ノ通り頼談有之候ニ付、尚
面接篤ト諦承仕候処、可成速ニ実施ノ程切ニ企望致サ
ル、由、就テハ県庁ハ勿論郡役所ニ於テモ十分ノ保獲可
有之、尤モ旧御領内人民一同御厚徳ヲ追慕スルノ時ニ当
リ、万一御着手無之、今一二年ヲ經過シ農民困難ノ極ニ
陥リ、救助ス可カラサル場合ニ立至リ候テハ、是迄ノ
御鴻恩全ク水泡ニ属シ候テハ遺憾ノ至リ、実ニ忽儲スヘ
カラサルノ秋ナリ、且ツ夫レ失ヒ易キ者ハ機過キ易キ者
時今県庁郡役所特別ノ保護有之ノ美旨、人民一同追慕ノ
至情御洞察被成下、此ノ好機會ヲ不被為失、速ニ御採用
被成下御実施相成候時ハ、農民目下ノ危急ヲ救ヒ候儀ハ
無論、第一ハ御家ノ御為メ、第二ハ物産ノ繁殖ヲ謀リ、
農事ノ衰退ヲ挽回シ、政府勸農ノ御赴旨ニモ適シ、且ツ
国ヲ富スノ基礎トモ可相成、第三ハ特リ農民ノ幸福ノミ
ナラス、抑旧御領内人民一統ノ幸福ヲ与ヘ候儀眼前ノコ
トニテ、尤モ今日ノ御義務ト奉存候条、前件纏陳ノ微意

篤ク御評議ヲ垂レサセラレ速ニ御許可被成下度、果シテ御裁許ノ上ハ、社則其他貸付徴収約定方法等ノ如キハ、県令ニ乞テ勸業課ニ依頼シ、至極精密ナル方法取調へ更ニ可奉伺候得共、先以テ概略見込書并ニ勸業課長頼談書・勸業委員決議書・予算表・売買ノ概略書相添、不願煩瀆具状仕候間、速ニ御採用被成下度伏テ奉懇願候也、

養穀社長

十五年七月

相良甚之丞

磯御邸

御家令代理

東郷重持殿

冊子原寸 縦二六・五種 横一九・五種 三枚

二八二〇ノ四

山建・海建売買ノ概略

買入之部

第一山建・海建買円メ方ノ儀、各府県該問屋江予テ品柄

且電信暗号等精細約定成置、右所々問屋ヨリ毎月相場状或ハ電信通報ヲ互ニシ、広ク各府県ノ相場高低ノ勢ヒヲ知得ルヲ以テ專要トス、

第二予テ該問屋江低価ノ節、便宜ヲ以テ見本品ヲ送附スヘキ約定致置、送附ノ上ハ品位取調、猶相場高低ノ勢ヒヲ熟議シ、愈廉価ノ節ト見込シ時、定メ置シ電信暗号ヲ以テ可成当港積届ニテ直段ヲ約定ス、又売主至急内金ヲ要シテ直段引下ケ、此方勝手ナレハ社員派出シ、品位ハ勿論売主等ヲ取調、確實ト認ルトキハ明確ノ証書ヲ交換シ、半金ヨリ内金ヲ払フコトモアルベシ、

第三当港江積廻シノ売品又ハ商人買下シ品、或ハ其向ノ商船江大概直段取究積下シノ約束ヲ成シ、買入ルコトモアルベシ、

右三ヶ条ヲ以テ大概ノ手続キヲ定ト雖トモ、買入方ハ商法上ノ枢要ニテ、百事謹慎機密ニシ、機ニ臨ミ變ニ応シ、彼ヲ知り己ヲ知り其節ヲ得、低価品ヲ当

港江曳寄セ買入ル、ヲ以テ専務トス、

販売徴収部

第一各郷江支社ヲ設置ノ望アルト雖トモ、之レ諸郷弁利ノ如クナレト、其実反テ然ラス、是ヲ置クトキハ建築其他社員給料諸費等要シ、自然其建類高価トナル故ニ、其趣説明シテ東西南北ノ郷村ヲ区画シ、前以テ予メ日限ヲ定メテ照会シ、其双方弁利ノ場所ニテ売貸スルモノトス、

但シ近在近郷ハ勿論本社ヨリ売貸スルモノトス、
第二六部通売渡ハ、現金引換相渡スモノトス、

第三四部通ノ貸附ハ、利付ニテ地価半額ノ金高ニテ貸附金高ヨリ増シ候地所抵当ヲ以テ、借主ハ勿論保証人且該郷村世話人惣代ノ・戸長・勸業委員其役名ニアラサル一己人引受ノ証書ト交換シテ引渡スモノトス、
但猶地所ノ実価ヲ探索シ増地所ノ抵当ヲ取ルコトモアルヘシ、

第四固ヨリ各郡役所ニテ保護スル義ナレハ、兼テ依頼致

シ置貸附金期限通引受人取円メ、郡役所勸業係員ノ一己人江相納メ、同役所同人預リ書ト元利算計書相

添、本社江郵送スヘキモノトス、

第五右郵送ノ郡役所勸業係員一己人預リ書ト貸附ノ証書ヲ携へ、社員派出シテ郡役所ニテ戸長并委員一己人出会ノ上引換、現金相受取モノトス、

但郡役所勸業係員一己人ノ都合ニ依テハ為換ニテ受取コトモアルヘシ、

第六若貸付金期限ニ至リ啻人相滞リ候テモ、皆済セサル内ハ全ク貸附サルモノトス、

第七該郷村世話人・戸長・勸業委員一己人ノ印鑑簿ヲ兼テ製シ置、貸渡ノ節ハ時々証書ノ印鑑ト引合スヘキモノトス、

右ハ概略取調差上申候、勿論不適當ノ儀ハ御差函被成下度奉仰願候、尤實際施行ノ御許可相成候上ハ一層精微ニ取調追加仕猶可奉伺候、

養穀社長

十五年七月

相良甚之丞

磯御邸

御家令代理

東郷重持殿

冊子原寸 縦二六・五種 横一九・五種 三枚

二八二〇ノ五

養穀社事業、追々御着手ノ上ハ県庁ニ於テモ多少ニ応分
之御保護可申候、此旨申述候様県令ヨリ被申聞候事、

十五年十月十八日

文書原寸 縦二五・五種 横三六種

二六二 内田政風書翰 宛名不明

鉄管井鑿着手ノ件等

一昨日は尊翰被下候処、弥御清適奉敬賀候、陳は亜米迦
人リセントール著述之上巻遣シ先キ失念、人違江申遣、
彼是候而大延曳ニ相及不都合之到、とふく遺先キ相分、

只今返還被成候間早々差上申候、彼鉄管井鑿作方ニ相掛
居、今明日は夫々従事中、細事ハ拝顔ニ相讓候、勿々用
事ノミ申上候、以上、

五月廿二日

内田政風

文書原寸 縦一六・五種 横二五・五種

二六三 鹿兒島新聞社長野村政明ヨリ久光公ヘノ願

書

同社互解ノ救助ニ就テ

鹿兒島新聞社々長野村政明、誠惶誠懼頓首九拜、
從二位公閣下ニ哀願スル所アラント欲ス、閣下一顧ノ
恩榮ヲ賜ハラハ至幸、政明曾テ謂ラク、志士宜ク剛直不
撓ノ精神アル可シ、剛直不撓ノ精神ハ正ニ是レ就義ノ大
本ナリ、志士苟モ剛直不撓ノ精神アレハ、則チ庶幾ハ其
本分ヲ汚辱セサル可シ、良平ノ智、貞育ノ勇アリト雖ト
モ大義ノ為ニ之ヲ用ヒ、之ヲ用ヒテ剛直不撓ナルニ非ス
ンハ、其ノ発スル所ハ奸ト為リ暴ト為ル可キ耳、果能何

ヲカ為サント、政明又曾テ謂ラク、幕者ノ盛威ヲ以テスルモ、二百余藩ノ衆力ヲ以テスルモ、終ニ我薩藩ヲ動サントスルニ至ラサリシ所以ノ者ハ、独リ我剛直不撓ノ精神至盛ナルヲ知ルカ故ナリシ而已ト、政明又曾テ謂ラク、上 天子ヨリ下庶人ニ至ル迄、政明等薩州人ヲ愛敬シテ欠ク所ナキ所以ノ者ハ、又唯我剛直不撓ノ精神至盛ナルヲ知ルヲ以テナリト、臆断ノ是非未タ知ル可ラサル者アリト雖トモ、之ヲ旧史ニ徴シ、之ヲ現時ノ大勢ニ照スニ、稍謬妄ナラサル者ノ如シ、之ヲ要スルニ我薩州人士ノ声誉、今日ノ如ク至盛ナル所以ノ者ハ、天下我先輩ヲ以テ我ヲトシ、以テ剛直不撓ノ精神至盛ナル者ト為スカ故ナル可シ、政明鷲鈍卑見ヲ屈シテ前言ニ背ク能ハス、為ニ薩州人士百年ノ声明ヲ失墜シ、天下公衆ヲシテ薩州人士ノ精神腐敗矣、否今日迄ノ名声ハ過譽ノミ、僥倖ノミトノ謗議ヲ為シテ憚ラサラシメント欲ス、嗚呼、天耶命耶、政明ノ窮一二何ソ愛ニ至ルヤ、政明ノ一身之ヲ寸断スルモ固ヨリ言フニ足ラサルノミ、然リト雖トモ政明ノ故ヲ

以テ我薩州人士百年ノ光荣ヲ毀傷スルニ至テハ、政明肉錯シ骨朽スト雖トモ寸魂終ニ安ンスル能ハサルナリ、何ヲカ薩州男兒ノ光荣ヲ毀傷スト謂フ乎、曰ク、鹿兒島新聞社ノ互解是ナリ、客歲初秋、政明、野村忍介等有志者ノ後ニ從ヒ、霜辛ヲ甘シ、雪苦ヲ樂シ、東奔シ西走シ以テ有志ノ士ヲ結合シ、僅ニ以テ一鹿兒島新聞社ヲ創立スルヲ得タリキ、其之ヲ創立セントスルヤ、寸心窃ニ誓テ曰ク、当ニ改進黨ニ拠テ社会ニ立ツ可キナリト、又天下ニ向テ公言シテ曰ク、国家既ニ富強ナレハ、則チ増其富強ヲ計画セサル可ラス、社会漸ク改進黨ニ拠テ愈其改進黨ニ企謀セサル可ラス、是レ今鹿兒島新聞社ヲ創立スル所以ナリト、我有志者ノ政明等ト協力スルニ至リシ者ハ、実ニ此公言ノ為ナルヲ知ルナリ、改進黨ニ拠テ社会ニ立ツハ是レ政明ノ卑見ナリ、改進黨ニ拠テ社会ニ立ツハ是レ政明等ノ公言ニシテ、又我有志者ノ政明等ヲ補助セシ所以ノ初志ナリ、爾来新紙ヲ刊行スルコト七十余号、即客月中旬ニ方リ曾テ我社ノ創立ヲ補助セシ

有志、即株主諸氏ノ總代ナル資格ヲ備ヘタル常議員中、政明ヲシテ卑見ヲ屈シ前言ニ背カシメント欲スル者ヲ生シ、紛議百端、遂ニ株主總會ヲ開クニ至テ、僅ニ議論ノ勝利ヲ収メタリト雖トモ、亦終ニ常議員ノ退社ヲ停ムルヲ得ス、是レ弊社ノ褐梯ニシテ又止ヲ得サルノ勢ナリキ、何者此退社ノ常議員等相共ニ退社ヲ申込タルヨリ、其影響ニ拠テ退社セント欲スル者、比々皆然ラントスルノ勢ニシテ、其互解シ去ルモ知ル可ラサル者アルヲ以テナリ、若夫レ果シテ我社ノ互解ニ帰スルカ如キ不幸ニ陥ラハ、吁嗟噫嘻、我有志百年ノ声誉ハ天外ニ蜚去スルニ至ル可キナリ、薩州人志一百万以テ一鹿兒島新聞社ヲ維持スル能ハスシテ、天下豈剛直不撓ノ精神ハ薩州人士ノ最モ富ム所ナリト謂ハンヤ、寧ロ無氣無力ノ讒評ヲ逞フシテ憚ラサルニ至ルハ、蓋シ泰鏡ニ照シテ見ルカ如キ者アリ、嗚呼、天耶命耶、政明ノ窮何ソ此極ニ至ル乎、然リト雖トモ猶此窮ヲ去テ、我剛直不撓ノ榮評ヲ維持スルノ策ナキニ非ラサルナリ、何ソヤ曰ク、株金募集ノ事是レナリ、

政明今此窮ニ陥ル者ハ、実ニ株金予期ノ全額ヲ募集シ畢ラサルニ職由セリ、是故ニ株金ヲ募集セハ、以テ我薩州人士ノ光榮ヲ維持シ、政明ノ窮ヲ救フニ足ルナリ、然ルト雖トモ現今人民ノ疲困前後ヲ熟考シテ、永遠ノ光榮ヲ維持スルノ余力ナキヲ奈セン、況ヤ退株者ヲ憚テ、政明等ヲ補助シ能ハサルノ勢アルニ於テラヤ、是レ政明ノ閣下一顧ノ恩榮ヲ哀願スル所以ナリ、閣下幸ニ薩州人士百歳ノ光榮ヲ維持センカ為ニ弊社ノ互解ヲ憫了セラレシコトヲ、是レ独リ政明ノ私願ニ非ラス、蓋シ一百余万ノ県民并ニ地下先輩ノ公願ナリト信スルナリ、政明誠惶誠懼頓首九拜、哀願ノ至リニ堪ヘス、

明治壬午六月

文書原寸 縦三九種 横三四四・五種

二六三 内田政風書翰 宛名不明

齊彬公御写真ノ件等

猶々御自愛專要念シ上候、爰元虎列刺病大流行、一

時は物ヲ食フニモ気味わるく、強追々驅除之姿ニ而別而仕合ニ御座候、新聞ニ毎日細事患者死去之數モ出申候間、大ニ相鎮申候、尊書家内共便宜ナシ迪長々留置候由ニ而遅ク相届、御返事大延引あしからす御汲取可被下候、木藤氏も先日出立ニ付、爰元之情ハ御聞取為相成欵と奉存候也、

七月四日之尊報本月七日ニ相届、難有諸事拜見仕候処、不相替弥御清適被成御座奉敬賀候、隨而野老無異乍毎碌々奉仕罷在候、乍余事御降神被下候、陳は此内齊彬公御撮影之御儀御伺申上候趣候処、直様細事當時之御事情旁具ニ被示聞、現事之御手続も分明仕、御手数懸上厚々奉拜謝候、如序 天璋院様御方ニも承上候処、御頂戴不被遊と之御答ニ而、余リ御遺憾之余御伺申上候儀ニ候、御互ニ残念奉存候へ共、今更いたし方無之、乍去於長崎御取被遊候同銀意之の乍僅も御残被遊候間、印刷局得能氏江御依頼出来上り候得とも御充分ニ到兼、其時分御子様御持上候御側存命之人も有之、夫輩江も拜見被

仰付候へ共、悉皆似上候とハ難申上との御事ニ而、御手數を煩タル事ニ付始終 御勤江罷出候御絵師古藤養真折々罷上候間、夫江も丹誠いたし此御写ヲ以考上御膳写申上候様、当人江も是非 御容体ヲ考上看可申と之事ニ而一枚相渡相成申候、実遺憾之至ニ候、借開墾一条及兩度御見込書差出被下候付御差込被下、乍毎御親切之御心術吳々感佩之到御尤至極ニ而、繰返シ拜見仕候、乍恐縮第一蔵省其地長官之鼻息ヲ伺、經年県下土族之安堵ハ次ニいたし、今日之御都合ヲ第一トスル俗官ニ而ハ口丈ケハ立派之答いたし候得とも、本来之心術鈍居候間、到庭御成功之程ハ御六ヶ敷欵ニ恐察仕候得共、其外遠國之渠情丈ケハ能ク現場ヲ相貫キ可申儀と大ニ御賛成申上候、茲ヲ以考思スルニ、開墾とか事業と欵奨励ハセラレ候得とも、今日之土族輩僅之家禄ハ公債証書と成、其利子実ニ僅々ナルハ格別実力アルモノニアラサレハ、今日ハ悉ク飛揚シ人之手ニアリ、その飛揚スル処之通りハ疾ク散財シ、何一ツスル事之ならざる貧士族之情状ハ飽迄案内

之長官ニシテ、或ハ体認力之足らざるとか、或ハ合力シテ事業ヲ興セとか、女ニ陽物ヲ出セトいふ同然之目途ニ而外ニ目当とスル事無之、大空論ニ出タル奨励言、官金ナト出シテ下ヲ救助誘導スルナトハ思ひも奇らぬ事ニ候間、斯申上候儀ニ御座候、実ニ無情之極ニ陥居申候、去ル貴頭官或人ニ語テ曰、マダく世ハ貧ニ落入ラサレハ人勸励スルモノニアラス、ソコテ我々ハその貧ニ落入ラ俟ツモノ也と曰タル処、答ヘテ曰フ、誠ニ御卓見とも可申候得とも貴殿其实ヲ上ケ、而テ後今之広言ニ及ハサレハ於拙ハ決而感服不致、其实とハ貴殿ハ今何程之月給アリ、本妻・妾或ハ男女之奴婢・馬車アリ、美家財家屋邸中亦広大ナリ、夫レヲ悉ク放擲シ真ノ一文ナシノ貧夫ト成リ、而シテ人力車夫ト迄零落シ、而シテ今日之榮とナラレタ上実論ニ出タル事候得は、尤感佩拙何之曰ヘキナク、貴殿ノ教ニ従ひ今日より其跡ヲ踏ミ身ヲ苦メ可申候得とも、そハ只々方便と申ものニ而大薄情ゲスニ劣リタル男、甚不廉恥之無情人、決而風上ニ可措男ニアラス、

以来交ヲ絶ツト曰ヒ捨被帰候人モ為有之由、悉皆是等之類、今日廟堂之常官タリ、能々御洞察あらほしく奉存候(ま脱カ)、高地所一条ナトモ事証カワレ、此論之外ニ不出候ハ薩出身之ものガ、則此元眼ニテ一言助補ナク、あく迄モ剝取ルヲ宗といたし居候間、余国出身ノ參議モ喙ヲ容レサルノ為体ニ候、何程粉骨碎身歎願シテモ事々情実洞開セサルハ此所以欵と正推シ、果シテ相違無之カト愚考罷在候、先王始有志之各位飽迄県令ニ御迫り、奇特ナル事ニは県令も此度ハ申サハ充分入り込ミ、添書等もいたしたル筋ニ候得共、政府之処右之為体存候、矢張返却之事ニ止リ居候哉ニ被察、実ニ残念至極ニ御座候、此上ハ彼之惣代之両氏手咄ニ小作人と相對論ハ面白哉ニ被存候、法律上ニ對シテモ政府より干渉スルヘキ權力如何可有之哉、他国家祿と災不同、茲ヲ以可立恭順之道ヲ以道理ヲ尽シ歎願シタル末ニ候間、此度ハ方角ヲ替自談ニいたし候ハ、基々我物之權アル地所之事候間、随分面白又夫之時ニ被存候、是ハ扱置去月廿三日朝鮮大騒動ニ立到、大院君政

府ヲ転覆シ、王之妃・世子之妃ヲ殺害、重官十三人ヲ屠殺スル、而シテ傲然自ラ政事ヲ操ル、剩ヘ我カ公使館ヲ焼キ、我カ国旒ヲ汚辱シ、我カ愛士民ヲ殺ス、当国王安否不分明、我政府追々御手当充分有之哉ニ承候、如何之御所置ニ出可申哉、諸新聞ニ掲ル所区々、新聞も追々御届御覽可被為在候間、夫ニ讓細事不申上候、御別紙は正ナル便より返上可仕候間、まつ差向之尊書之御札等取束如是御座候、猶追々可申上候、謹言、

八月十日

内田政風

文書原寸 縦一六・六種 横一四六・五種

二五西 浜島正誠ヨリ久光公ヘノ請願

温故堂開校ノ件

〔表紙〕
上

臣誠惶誠恐齋沐頓首百拜謹白、

方今ノ御政体日ニ月ニ洋風ニ趣キ、赫々タル皇威日ヲ追

テ亡ヒ、礼義廉恥淳朴ノ良風棄レ、人々洵々トシテ輕薄ニ流レ、実以テ危急存亡ノ秋、此時ニ可有御座、然ルヲ況ヤ上都府ヨリ下各県閭巷ニ至マテ民權論甚々熾ニシテ、政府之ヲ禁スル能ハス、廿三年ヲ限り終ニ国会ヲ開ニ決タル 詔旨ヲ拝承ス、其源由ヲ探ルニ明治三年五ヶ条ノ御誓文ノ内、万機公論ニ決ストノ 朝旨ニ返対スル能サル故ヲ以テ、諸大臣モ有々 御国体ヲ損スルノ非ヲ知ルト雖トモ、衆論ヲ裁抑スル能ハス、最早開ニ決タル由、嗚呼諸葛亮云フ、集衆思広忠益ト、豈同日ノ論ニアラス、実ニ尸位素餐ノ大臣ナリ、臨此時万一外国交際ニ蹉跌アラハ朝ニ責任ノ大臣ナク、其殃計ヘカラスシテ実ニ神州ノ大恥ニアラスヤ、臣謹テ勸考仕候ニ、夫民權説ノ起ルヤ、全体 御国体ノ立サルニヨル、嗚呼賢者位ニ有リ、能者職ニ有テ綱紀立外國交際宜ヲ得、刑法其実ニ当リ方民其所ヲ得テ業ヲ業シメハ、実ニ君子國ノ名空ラスシテ皇威万国ニ卓立シ、譬ヒ一國ニ三四名民權主張者アリトモ人民其論ニ煽動スル者アラスシテ、何ソ憂フルニ足ラ

シヤ、臣謹テ 御当家七百年來ヲ熟考仕候ニ自然盛衰アリ、十四代 勝久公ノ時御政道乱レ、賢臣野ニ有リ小人位ニ有テ人民大ニ苦ムノ際ニ乗シ、逆臣島津実久等乱ヲナス時ニ川上昌久ノ忠アリ、実ニ関龍比干ト情ヲ同フス、続テ 貴久公統ヲ続セ玉ヒ、御仁政ヲ施シ国家ヲ治メ、臣ヲ使フニ礼ヲ以テシ玉フ、故ニ士風大ニ興起シテ、伊集院忠朗・樺山善久・新納忠元ノ如キ貞亮ニシテ節ニ死スルノ臣枚挙ニ暇アラス、 義久公ニ至リ益仁義ヲ施シ玉ヘハ野ニ遺賢ナク、殊ニ逆臣山田有親ノ子有信ヲ擢用セラレシニ、有信大ニ感激シテ忠勇ヲ励ム、此時殆ト九州御手ニ入ル、僅ニ豊前ノ龍王残ルノミ、時ニ豊大閩西征ス、山田有信日州高城ニ籠城シ、義ヲ泰山ノ堅ニ比ス、北郷一雲毛根白坂ニ於テ大ニ奮戦ス、后ニ和ナル大閩大ニ両士ノ忠勇ヲ感動ノ余リ両家ニ昵近ヲ命シ玉フ有信ヘハ天草、四万石ナリ、北郷忠虎直ニ辞ス、有信神速辞スルヲ得サルノ情アリ、依テ御朱印ヲ筑前ノ博多マテ齎シテ返獻ス、其后 義久公病ニ罹セ玉ヒ甚危シ、時ニ有信大ニ愁

歎シ、死ヲ以テ自代ランコトヲ神明ニ祈ル、神感応アリ、果シテ 公平癒シ玉ヒ、尋テ有信死ス、嗚呼材芸ハ周公ニ不及ト雖トモ、至誠ノ忠勇ニ於テハ豈周公ニ一步モ譲ランヤ、依之觀之レハ、今ノ朝官ニ出シ御旧臣トモ旧臣下ノ礼節ヲ尽サル者ハ実ニ有信等ノ罪人ナリ、臣謹テ熟考仕候ニ、 御当家至親ノ三十六家ノ儀、多ハ昌久・忠元・善久・忠虎・有信等ノ如キ大勲勞アル忠臣ノ家筋ニテ、祖先來ノ御鴻恩実ニ不可奉忘者共ニテ、 御家ト存亡ヲ同フスヘキハ勿論ノコトナリトイヘトモ、現今如此ノ風采ヲ不見、誠ニ遺憾ト云モ愚也、殊ニ 君公ニ於テ深ク 先帝ノ御殊遇近頃マテ為 王室適ナル御尽力雖被遊、噫乎、時乎、命乎、遂ニ其功不立ハ天下ノ人ノ知ル処ニテ、実ニ澆季衰世甚遺憾至極此上無御座、如何ナル聖賢トイヘトモ遇不遇ハ命也、実ニ落涙ノ外無之候、然ルニ 真之助様御儀御賢明ニシテ、古今治乱興廢ノ道ニ御通達被遊候儀ハ旧御藩内一同感服罷在候、殊ニ七年春、君公御名代トシテ御上京、岩倉殿へ御出駕、御応接ノ御

挙動実ニ大臣ノ風アルコトヲ岩倉殿モ至極御感動ノ由、
臣等大ニ感佩感佩罷在候、就テハ乍恐、皇国ノ御為一向ヲ御
尽力ノ御素志ニ被為基玉ヒ、伏テ願クハ先般ノ温故堂早
ク御開校被為在、君公二代セラレ候テ御校長ニ立セラ
レ、夫々有志ノ生徒ヲシテ正心誠意人倫ノ道熟得義理研
究、彼是ノ国体ヲ弁識ノ上、西洋技芸ニモ熟達ノ御趣意
ノ學術振起被遊度、伏テ懇願スル処ナリ、左様候得ハ三
十六家ハ勿論旧御藩内ノミノ幸ニアラスシテ実ニ天下ノ
幸甚ナリ、臣是ヲ恐願スル因テ起ル所アリ、其元ヲ押ハ
明治五年ヨリ中山中左エ門等ト西京ノ間ニ往来シ、春日
讀岐・中沼良藏・林鶴良・山本克等ト会スル毎ニ方今
皇国ヲ維持スルノ急務ハ、何レ純粹ナル學術ヲ設立シ人
材ヲ生育スルヨリ外ニ道ナシト、同八年八月中山ト前後
ニ上京シ、華族嵯峨公等國事ニ御尽力アランコトヲ請願
スルノ際、前原一誠ニ会シ、臣等旨趣ヲ述フ、一誠不肯
断然干戈ヲ動サンコトヲ臣等違異シテ去ル、統テ朝鮮江
夏島ノ事件起ルニ乗シ、各県有志征韓ノ説ヲ主張シ、

人々大ニ煽動ス、中山等ト密ニ悦ヒ、此機会ニ乗シ内閣
ヲ改革シ、内治ノ上節ヲ出ベシト議決シ、各県同志帰県
シテ内治ヲ謀ル、臣是ヲ近江槐堂ニ謀リ、且国ノ宮ノ御
上京ヲ促サント、九月東京ヲ発シ西京ニ趣キ、槐堂ニ示
談ス、槐堂喜テ大ニ尽力シ、自振テ上京ニ決シ、不日発
足ヲ定ム、然ル処豈計哉、君公御辭職政府大ニ動揺ス
ルニ依リ、臣帰京スヘキノ旨中山ノ書ヲ得タリ、臣ノ素
志大ニ相違シ、即日東海道ニ就キ帰京シ、直ニ中山ニ面
シテ素志ノ行レサルヲ歎ス、中山云フ、今日ニ至リ何レ
決死ニ非レハ外ニ可施ノ道ナシ、過日児玉等ニ云々談シ
置ケリ、臣モ猶又尽力スヘキノ旨ヲ云フ、殊ニ帰京ノ砌
リ槐堂臣ヲ招キテ云フ、從二位公ノ御退職ノ上ハ何様
建言致シ候テモ決テ其詮有ヘカラス、何レ臣子ノ分ヲ尽
スヘキハ今日ナリト、且高山彦九郎ノ事情ヲ以テ臣ヲ激
セシム、然ルニ中山ノ意ト合フ、臣大ニ之ヲ幸トシテ事
ヲ謀ル内、不凶モ児玉警視ニ縛セラレ、兩日ヲ経テ臣モ
同様縛ニ付、統テ司法省ニ引レ、大審院ニ出テ 御国体

ノ立サルヨリ右ノ時機ニ及フ旨ヲ上申ス、一歳半余ヲ經

テ五年ノ懲役ニ処ラレ、此日初テ中山等十五名ノ同志ニ

面ス、夫ヨリ佃島ノ獄ニ護送、銘々役ニ就ク、臣肺氣ノ

病ニ罹リ寸歩スル能ハス、故ヲ以テ病監ニ入ル、卅余日

ヲ經テ中山モ病ニ罹リ同監ニ入ル、初テ往事ヲ談話シ、

且中左衛門悻尚之助ニ面談シ、初テ温故堂御設立ノ儀ヲ

拝承シ、実ニ 御両公至仁ノ御厚志ヲ感戴シ、定テ学業

日ニ進歩シ月ニ隆盛シテ、将来此校ヨリ国家ヲ維持スル

ノ人材出シコト疑ナシト、嗚呼七百年來ノ御鴻恩ハ申迄

モ無之事ニ候得共、臣等 君公ノ御鴻恩ハ実ニ高山ノ高

ニ勝リ、深海ノ深ニ過ク、他日時ヲ得テ報答ノ道ヲ立シ

ト互ニ誓念セリ、今般温故堂御開校ノ儀ヲ頻ニ情願ス、

是全ク臣一人ノミニ非スシテ中左エ門ノ素志ナリ、依テ

固陋愚賤ノ身ヲ不省忌意ニ触ルトイヘトモ恐願セサルヲ

得サル以所ノ情ナリ、誠惶誠恐頓首百拜謹白、

明治十五年九月十一日

浜島正誠

冊子原寸 縦一七糎 横二〇糎 六枚

二六五 山ヶ野鉾山情況及會計報告

〔(表紙) 帶封〕
一月表 四葉

一景況報文 十冊

玉里御邸江御届ノ分

帶封原寸 縦九・八糎 横二糎

二八二五ノ一

〔(表紙) 山箇野鉾山景況報文 第五号〕

山ヶ野之部

一高塚坑 浦之谷

行地式丈

客月ノ鉾質ニ異ナルコトナシト雖トモ、既ニ豊含

ノ部分モ經過シ、再ヒ富膏ノ部ニ達セントスルノ

勢アリ、

一同通風路

右同九尺

堅質ニシテ且ツ斜下行進スルヨリ疏水ノ為ニ開鑿

容易ナラス、併シ今ヨリ二箇月ヲ經ズシテ高塚坑

ト連絡シ通風ノ弁ヲ得ヘシ、

(ママ)
一 礮山坑 高塚坑
東延

同九尺

一 右同同脈 乙

同八尺

該脈ノ鈹品美質ナリシモ銀分随テ多クシテ硫化質

ナリ、依テ現今ノ治金法ニハ未タ其等ヲ得ス、

一 右同新三脈

同四尺

第三号報告ニ記載スル如ク脈内ヲ填塞スル所ノ古

人ノ捨鈹ヲ漸採出スルヲ得ルナリ、

一 葉色坑

同式尺五寸

此鈹甚タ堅硬ニシテ開鑿ニ容易ナラスト雖トモ鈹

質最モ善シ、常ニ「空心方」言絶ヘス、

一 千石坑

同壹丈壹尺五寸

一 西浜坑

同式丈

該坑洞開ハ堅石ナリト雖トモ、破縫質ナルニヨリ

難スル所幾分カ少ナシ、

長野之部

一 胡摩目坑

同式尺七寸

該坑晒脈ハ概シテ鈹性ノ堅硬而已ナラス、疏水ノ

多ク且ツ長大平道ナレハ随テ業事モ進歩セス、然

リト雖トモ昨今ハ鈹脈ノ幅員モ丈余ニ及ヒ、開鑿

随テ進メバ随テ鈹質モ善シ、

一 右同硯拔

同壹丈壹尺

一 晒坑

同壹丈九尺

一 硯坑

同四丈五尺

該脈ノ幅員殆ント五尺ニ及ヒ品位モ悪カラス、

一 代々坑

同四丈三尺八寸

本月上旬鈹脈ニ達スト雖トモ未タ一ツノ小脈散乱

シテ一定セス、「古則坑」ハ突然ト小洞ニシテ脈ノ

東方ニ開鑿シタルアリ、奥陰未タ審詳スル能ハス、

該坑ハ通風ノ為ニ頗ル配慮ニ及ヒシモ、本月下旬

計ラス坑内ニ古人ノ設タル通風路ヲ現出セリ、

一 第二坑

同五尺

脈幅五寸内外模様未タ充分ナラス、

一 野番坑

同八尺

鉾脈ヲ驗尋開鑿セシモ、爾來未タ良脈ヲ得ス、

山ヶ野部内

一 千石坑 同 八尺

一 同風道 同 式丈七尺五寸

燒鉾爐建築ノ目論見ニテ煉瓦製造スヘキノ粘土ヲ当山

一 礮山立坑道 同 式丈

ノ内ニテ諸所探索セシニ、必ズ適當スヘキノ土有テ

本堅坑道ハ客月下旬浦之谷坑迄全ク竣工セリ、但シ

追々採取ス、

四方ノ堀開モ亦然リ、

長野部内

一 礮山北抜 同 式丈五尺五寸

永野製鉾所水筒建換モ落成遠キニアラサルヘシ、本月

一 西浜坑 同 式丈

末ヨリ来月初ノ間ニハ回轉スルノ期ニ至ラント思考ス、

一 第二坑 同 四丈四尺五寸

右客月ノ景況ナリ、余件ハ前報ニ異条ナシ、

客月下旬該坑ハ目黒ノ富鉾部ヲ向ケ横斷行ヲ始ム、

鉾業館長

一 同風道 同 三丈九尺

十三年十月四日

新納（朱「新納」）時〇

一 晒堅坑道 同 式丈三尺五寸

一 晒東延 同 七丈式尺五寸

二八二五ノ二

〔（實録）山ヶ野鉾山景況報文 第廿号号〕

該坑ハ幾分カ産出鉾アルヲ以、客月末期ヨリ之レヲ採鉾ノ部ニ加入ス、

一 久楽 同 式丈三尺五寸

景況報文第廿号号

一 胡摩目 前号ノ通り

一 高塚坑

行地 式丈八尺

一 同風道 行地 八尺

一 硯拔 同 壹丈貳尺五寸

一 採斂場ハ高塚ヨリ粗斂拾噸内外、礮山ヨリ同四五噸、

新三鐘ヨリ五六噸、西浜ヨリ時々四五塊ノ礮金、晒ヨ

リ粗斂三四噸、胡摩目ヨリ時々礮金ノ塊ヲ出産ス、

右ノ外前報ニ異ナルコトナシ、

斂業館長

十五年二月

新納〔朱〕新納〕時〇

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 一〇枚

二八二五ノ三

〔表紙〕
「山ヶ野斂山景況報文 第貳拾貳号」

景況報文

一 高塚坑 行地 貳丈三尺五寸

一 千石坑 同 九尺六寸

一 同風道 同 貳丈四尺

一 礮山北抜 同 三丈壹尺

一 西浜坑 同 貳丈三尺

一 第二坑 同 五丈壹尺六寸

一 同風道 同 三丈三尺五寸

一 晒立坑道 同 八尺貳寸

一 久楽 同 壹丈七尺

一 胡摩目風道 同 九尺四寸

一 硯抜切 同 壹丈

一 同風道

以上、興業ノ切場ハ客月中前条行地ノ外格別ノ差異
ナシト雖トモ、千石坑昨今ノ景況ニテハ目的中ノ一
ナル新三鐘脈内ニ達スル近キニアルベキ勢ヒアリ、
又西浜坑ハ既ニ望ノ場所ニ達セシニヨリ、本月初ヨ
リ進截ヲ止メ、当分左右工檢尋中也、

一 浦ノ谷高塚坑採斂場ハ一体斂位不良、硫化鉄モ至極些
少ナリト雖トモ、銅版ノ水銀ヲ害スルコト尠カラズシ
テ、金分ノ附着善カラズ、依テ斂位ニヨリテハ石俣ニ
テ焼ヒテ搗末スルモノモアリ、日々ノ出斂ハ六七噸ナ

り、

一 砥山新三鍾ノ両採鉱場ハ鉱位随分宜シク、日々拾壹噸ヲ出ス、

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 四枚

十五年三月

伊地知弥平太（巻）〇

一 晒採鉱場ハ六ヶ所ニ於テ管採ス、其最多量ヲ出シ、且

二八三ノ四

ツ 鉱位ノ良キモノヲ坑口並ニ東エ進ムモノトシ、次

（袋紙）「山ヶ野鉱山景況報文 第貳拾三号」

キヲ堀下ルモノトス、余ハ鉱位不良、合シテ日々八九噸ヲ出ス、

景況報文

一 西浜及ヒ胡摩目採鉱場ノ如キ砥金ノヶ所ハ時々出鉱アルモ寡連続セズ、

一 高塚坑

行地 壹丈三尺

一 汰盤ハ日々業事ヲナスト雖トモ盤数ハ少ク、且ツ当分

一 千石坑

同 壹丈六尺五寸

ノ 鉱石ハ硫化鉄ニ富マズ、因テ汰鉱量上ラズ、焼鉱爐モ既ニ乾燥セシト雖トモ、未製煉器ノ漆塗乾カザル等

一 砥山坑北抜

同 三丈三尺

ノ 故ヲ以テ焼鉱製煉ノ業ヲ始メズ、

一 第二坑

同 四丈五尺五寸

一 長野汰盤取建ハ過半成就セシト雖トモ、今尚ホ五六拾

一 同風道

同 三丈八尺

日ヲ経ザレバ落成ニ至ラズ、

一 晒立坑道

同 壹丈三尺五寸

右ノ外前号ニ異ナルコトナシ、

一 久楽坑

同 壹丈壹尺五寸

館長不在代理

一 胡摩目坑

一同風道

行地 式丈五尺

一同硯抜切

同 式丈三尺五寸

一同風道

同 五丈

以上、興業ノ切場客月中行地前記ノ如クニシテ、千石坑ナルモノ新三鍾、支脈ノ団子鍾ヲ当月初ニ貫通

セシカバ、其本脈ニ進入スル遠キニアラザルベシ、

晒豎坑ハ当月初ヨリノ降雨ニテ水溜リ上リ、目下業

ヲ操ル能ハズ、依テ汲水ノ計画中ナリ、西浜坑ハ客

月中ニテ檢尋ヲ止メタリ、

一浦之谷高塚坑内採鉞場ノ一ヶ所古則坑ニ突入シ、其鉞

位從來ノ者ニ比スレバ遙カニ高等ナルガ故ニ、粗鉞ノ

俛ニテ焼ヒテ搗末スルガ如キ鉞石ハ、其ノ中ノ上等位

ノ部ノミヲ採出シ、焼クコトヲ止メタリ、出鉞ハ前報

ニ同シ、

一淘盤ハ盤数少ク、且ツ鉞石含有ノ硫化鉄ハ少ク、因テ

汰鉞量上ラズ、去ル十日方迄ニ漸ク一トン余ノ所得アリシヲ以テ此業ヲ改良センコトヲ議シ、

変革ヲ行ヒシ

ガ、昨今ノ処ニテハ改良ノ効アリ、日々ノ汰鉞量「ト

ン」ノ壹合五勺位ヲ得ル、但從前ハ昼夜業事ヲナセシ

モ其詮ナク、幾ント四ヶ月ヲ閲シテ斯ノ如キ結果ナル

ヲ以テ苦慮セシモ、目下昼間ノミノ業ニシテ其所得十

倍セリ、尚ホ改良スルコトアラバ倍ス所得ノ多キヲ見

ルニ到ラン、

一焼鉞爐製煉器ノ一部同ク準備セシモ、製煉ニ必要ノ過

酸化滿俺昨季夏「オジエー氏ニ托シテ注文アリシモ未

達セズ、因テ去月大坂へ四五トン」ノ硫化鉄ヲ製煉シ

得ル丈ケノ量ヲ注セシモ未ダ達セズ、故ニ試ミヲモ成

シ得ザルナリ、

一長野淘盤建設当月中ニハ必ス竣功ヲ告グベシ、

一当月ハ初メヨリ降雨多ク、水車モ今日迄大抵昼夜回転

スルヲ得タリ、

一開坑及ヒ分折掛兼監事古瀬愉逸辭職、

右ノ外前報ニ異ナルナシ、

館長不在代理

十五年四月廿六日 伊地知弥平太(朱)

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 五枚

二八二五ノ五

「(表紙) 山ヶ野鉾山景況報文」

山ヶ野鉾山景況報文第貳拾四号

一 高塚坑	行地	壹丈八尺五寸
一 千石坑	同	貳丈五寸
一 同風道	同	貳丈八尺五寸
一 礮山北抜	同	貳丈六尺五寸
一 第二坑	同	壹丈六尺五寸
一 同風道	同	貳丈四尺
一 晒豎坑道		
一 久楽坑	同	六尺五寸
一 胡摩目坑	同	九尺
一 胡摩目風道	行地	四尺三寸

一 同硯抜切 同 壹丈五尺
 一 同風道 同 三丈六尺五寸

以上、興業ノ切場客月中行地前記ノ如シ、第二坑ハ十二年二月ニ起業シ中止セシコトナク進截セシモ、今尚五六十丈堀続ケザレバ、目黒脈ノ望所ニ達セサレハ、勿論其達スルモ今日ノ推測ニテハ地位少シク高キヲ覚フ、今幸ニ晒豎坑アリ、依テ方向ヲ転シテ該晒坑内ヨリ其望所ニ附近ノ場所十五六丈ヲ距ツヲ撰テ北南ニ向ヒ、目黒脈ノ懸壁ヲ破ラント企図シ、客月中旬ニ休業ス、高塚坑及千石坑ハ今尚進截セサレハ、望所ニ達セス、其速ニ達センヲ欲シ、且ツ費余ヲ減センコト願ヒ、切場ノ高サ六尺五寸、横五尺ナルヲ其横幅ハ三尺ニ減シテ其妨ケナキヲ知り、客月中旬ヨリ横三尺ニ改メ、六人切りナリシヲ三人切ト改メタリ、久楽坑ハ坑夫ノ都合ニヨリ客月中旬ヨリ一時休業ス、晒豎坑ハ客月ノ報ノ如ク、月初メヨリノ降雨ニテ水

聚溜セシニ由リ一轆轤ヲ製造シ、本月二日ヨリ排水ニ着手セシガ、最初一丈五尺ノ深サナリシモ同九日朝マデニシテ排尽シ、即チ本業ニ復スルヲ得タリ、興業坑ハ都テ客月ヨリ切鑿・破烈鑿・鶴背ノ如キ鉄具ノ払下ケヲナセシニ、右等需用品ノ価格一坑ニ金貳三円宛ノ減額ヲナセリ、当月ニ至テハ客月払下ケタル品ヲ修繕スルノ費用ノミヲ給与スルニ由リ、客月ニ比スレハ減額モ亦著シキモノアリ、コ、ニ礮山坑内北抜ノ一例ヲ挙クレバ、切鑿・破烈鑿ノ代価三月ハ拾八円五拾壹錢九厘、四月ハ拾円拾五錢八厘、本月ハ五円四拾五錢五厘、各坑コレニ大同小異アリ、但シ月々石ノ硬度同シカラサルモアレバ、一概ニハ云ヒ難キモ大變ノ差アルベカラサルナリ、

一浦ノ谷高塚坑内及礮山坑内採鉱場ハ何レモ鉱位善良ニシテ、日々ノ採出兩場合シテ幾ンド貳拾噸ヲ得、

一晒坑内採鉱場ハ今少ク衰微シテ、只一ヶ所ニ於テ掘採シ、其コノ衰微ヲ来セシハ、上方ト西トヘ向テ掘採シ

来リシ鉱位不良ニシテコレヲ中止セシニ由ル、但シ日々四五屯ヲ出ス、

一西浜採鉱場ハ当分模様宜シク出鉱アリ、胡摩目採鉱場ハコレニ及ス、

一山ヶ野淘盤ハ客月十二日ヨリ本月七日迄ニ硫化鉄三屯〇九勺六才ヲ得タリ、此行業日數二十四日ニシテ日ニ一合二勺ヲ得ルノ割合トス、目下ノ状況ニテハ汰鉱量ハ日ニ一合二勺ト仮定スルヲ得ルモノ、如シ、但シ實際ニ於テハ砂ノ貧富ニ於テ不同アレバ大ニ變スルコトアルヘシ、

一大坂ヘ注文セシ過酸化マンガシ「モ到着セシニ由リ、焼鉱製煉ノ業ヲ如メント欲スレトモ、生憎係リ員ノ病氣引キ等ニテ未始業セス、去リナカラ五六日中ニハ試ミヲ為スヲ得ベシ、

一長野淘盤建設ハ幾ント落成シ、今五六日中ニハ全ク竣功ニ至ラン、

一金山橋架設ハ再度マデ難ニ遭ヒシモ、辛フシテ去ル五

日ニ落成シ、其堅牢ナルハ疑ヒラ容レザルナリ、コ、

ニ於テ全道委皆竣工ニ至リ、車運ニ險悪ヲ訴ヘズ、人

馬ノ歩行ニ容易ニシテ其便勝テ云フベカラス、

右ノ外前報ニ異ナルコトナシ、

館長不在代理

十五年五月十日

伊地知弥平太(巻)

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 六枚

二八二五ノ六

(表紙)
「山ヶ野鉾山景況報文 第廿五号」

景況報文

一 高塚坑浦ノ谷	行地	壱丈四尺五寸
一 千石坑	同	壱丈五寸
一 同風道	同	三丈式尺五寸
一 砥山坑北抜	同	三丈
一 晒豎坑道	同	式尺六寸

一 同東延 同 五丈三尺

一 胡摩目坑 同 七尺五寸

一 同風道 同 壱丈八尺五寸

一 同硯抜切 同 九尺

一 硯抜風道 行地 三丈壱尺

以上、興業坑客月中ノ行地前記ノ如クニシテ格別ノ

違変ナシト雖トモ、千石坑切場甚堅硬ナルヲ以テ新

三鑪ノ趾壁シキメシテナラント云フ、然レバ本脈ニ達スル遠

カラサルベシ、晒豎坑モ硬質ノ石部ニ切り当リ、進

截容易ナラズシテ前記ノ如シト雖トモ、此石部厚カ

ザルベケレバ格別念トスルナシ、

一 砥山坑高塚及ビ晒坑内管採ノケ所ハ、前報ノ如ク鉾位

宜シク採出ノ量モ亦同様ナリ、

一 西浜坑内採鉾場ハ三百目余ノ出金ニテ実ニ大慶ナリ、

本月モ亦多量ヲ得ベシ、今現ニ採出シタル分ニテモ八

拾目位ノ見積ナリ、

一 塩化法試験ヲナサント客月十九日夜ヨリ焼鉾ニ着手シ、

同廿九日迄ニ硫化鉄幾ンド四「トン」ヲ焼キ上ゲタリ、

二八二五ノ七

爐ノ構設申分ナキガ如シ、最初一ト釜ハ多クノ時間ヲ

〔資料〕
山ヶ野鉾山景況報文 第貳拾六号

費セシモ、後トニハ一昼夜ニ半トシテ焼キ上グルヲ得

タルガ如シ、而シテ塩化法ニ取掛ラントセシニ、今度

景況報文

大坂ヨリ到着セシ過酸化マンガン品位良カラズ、寸功

一高塚坑浦之谷 行地 壹丈四尺五寸

ヲ奏セズ、其結果ノ如何ヲ実檢セント久シク待チ居タ

一千石坑 同 五尺

ル希望モ画餅ニ属シ、遺憾極マレリ、コ、ニ於テ電報

一同風道 同 貳丈貳尺五寸

ヲ以テ在京新納館長ニ右ノ良品ヲ送致アラシコトヲ乞

一砥山坑北抜 同 壹丈四尺五寸

フニ至レリ、

一晒豎坑道

一長野海盤建設ハ落成ニ至リシモ、未ダ具合ヨカラザル

一同北抜 同 三丈四尺五寸

所アリ、今其手直シ方ニテ不日試ミ回転ヲナサントス、

一同東延 同 壹丈三尺

右之外前報ニ異ナルコトナシ、

一胡摩目坑 同 壹丈三尺

十五年六月十三日

館長代理

伊地知弥平太（朱）

一同風道 同 貳丈貳尺五寸

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 四枚

一硯抜切 行地 壹丈三尺五寸

一同風道 同 貳丈五尺

以上、興業坑客月中ノ行地前記ノ如シ○千石坑ハ切
場甚ダ堅硬ニシテ新三鍾ノ趾壁ナラント疑ヒシモ左

ニアラデ、客月末ニ至リ復タ稍々柔カナル石質ニ切
 リ込ミタリ、今ノ状況ニテハ新三鍾ニ達スル、尚ホ
 三四ヶ月ヲ要スベシ○晒堅坑ハ客月十六日ヨリノ大
 雨ノ為メニ水ノ聚溜スル所トナリ、一輾ノ力及バ
 ス、又別ニ本行ニ記ス所ノ北抜ナル者ヲ設ケテ、コ
 ノ聚溜ノ災害ヲ避ケント企テシモ、未ダ竣功ニ至ラ
 ザルニ、コノ難ニ罹リ客月廿日ヨリ操業ヲ止メタリ、
 コレニ依テ量丈ヲモナスヲ得ス、

一西浜坑内採鉱場ハ尚ホ統テ出金アリ、客月八百八拾目
 余ヲ得タリ、本月モ良徴アリ、今現ニ三四拾目ハ掘出
 セリ、

一長野淘盤ハ具合通シ方ニ日子ヲ費シ、漸ク本月一日ヨ
 リ始業セリ、其作用ハ能ク鉱砂ヲ汰別ス、

一客月十六日ヨリノ大雨ノ為メニ新道路所々崩落セシモ
 幸ニ大破ニ至ラズ、現今ノ景況ニテハ此修繕費金百拾
 円位トス、

右ノ外前報ニ異ナルコトナシ、

十五年七月 館長代理 伊地知弥平太(朱)

冊子原寸 縦二五種 横一六・五種 四枚

二八二五ノ八

〔表紙 山ヶ野鉱山景況報文 第三拾壹号 〕

山ヶ野鉱山景況報文第三拾壹号		興業坑經費		工程
振山北抜	金三拾五円拾八錢七厘	功地	六尺五寸	
千石坑	同三拾四円八拾壹錢	同	壹丈三尺	
晒堅坑 <small>横</small>	同百貳拾四円四拾五錢壹り四毛	同	貳丈三尺	
胡摩目坑	同九拾四円六拾壹錢九厘	同	壹丈九尺	
同坑内硯拔	同六拾九円四拾貳錢六厘	同	貳丈八尺	
同風道	同三拾八円貳拾壹錢七厘	同	貳丈八尺五寸	
合計金三百九拾六円七拾壹錢〇四毛				

一千石坑ハ客月廿三日ニ新三鍾ノ數目ノ鍾ニ達シタリ、

抑々該脈ハ追々石馬方音中堅ナル者出テ、二脈ニ分レテハ

又合スル者ナリ、今抜当リシ部分モ石馬アリ、未ダ冠

ノ鏈ニ達スルヲ得ズ、然リト雖トモコノ石馬ノ厚サ凡ソ壹丈位ナルベシト云ヘハ不日抜通スヲ得ベシ、而シテ該ニ脈中數目、即チ南方ノ脈ハ小且ツ銀分多ク冠キ、即チ北方ノ脈ハ大且ツ金分ニ富ムト云フ、

一 晒堅坑ハ一ノ鉱段ヲ設ケントシテ客月初メヨリ横載坑ヲ企シニ、去ル十七日ヲ以テ三丈六尺ノ鑿開ヲ竣リ晒脈ニ達シタリ、依テ是レヨリ東方ニ向テ進截シ、再ビ堀下ヲ始メントス、該堀下ノ場所ハ未確定セザレトモ、堅坑ヨリ拾五丈以内ニ於テ良部ヲ撰定スベシ、コノ東方ニ進ムヤ石質柔カニシテ、昼夜ニハ式尺乃至三尺ヲ進截シ得ベシ、

一 右横載坑ヨリ脈内ニ切通シタル部分ニテハ、脈幅八尺位アリ、其中ニ三四寸ノ良鉱条ニ筋アリ、依テ不日東西ニ向テ採鉱場ヲ設ルノ機会ヲ得テ、該坑内採鉱ノ面目ヲ新ニスベシ、

一 西浜坑ハ良徵アリト雖トモ客月下旬ヨリ産鉱少シ、

山ヶ野鉱山月表備考

一 搗鉱高百三拾九トン四合ノ内八拾屯余ハ下等ノ鉱石ナリシヲ以テ、一屯ノ製出量平均僅ニ貳匁ノ製金ヲ得テ著シキ損トナレリ、

一金貳千貳百〇三円六拾九錢四厘 本表營業費

一同三百六拾五円拾八錢貳厘 前月ノ損

合計貳千五百六拾八円八拾七錢六厘

収入金千四百七拾六円六拾錢三厘

差引損千〇九拾貳円貳拾七錢三厘

一金五百〇五円拾三錢ハ殘鉱貳百七拾九屯余ノ採掘費ニシテ前頭損中ニアリ、但チトンノ費用平均壹円八拾錢錢九厘三毛トス、

一 此殘鉱ノ内現今ノ実験ニ抛レバ、貳百〇七屯ハ壹屯ニ付製金貳匁七分、七拾貳屯ハ貳匁〇六厘ヲ製出シ得ベキ者ナリ、

一 此合金量平均壹屯ニ貳匁五分三厘四毛トス、然レハ殘鉱惣高ニテハ製金七百〇七匁ヲ得ベシ、而シ

明治十五年 (1882)

テ価格ヲ客月ト同クスレバ、金千六百貳拾六円ヲ

収入シ、前頭損ヲ補フニ足ル、

右数条ノ外前報ニ異ナルナシ、

鉱業館長

明治十六年二月

新納時(巻)〇

冊子原寸 縦二五糎 横一六・五糎 五枚

〔付録〕
産出混合量目ノ内、百拾九匁七分八丁場採金、貳百六匁七分三厘ハ西浜坑、七拾壹匁分ハ採鉱所採金、百三拾貳匁九厘ハ屑金ヲ含ム、越高三百六拾六匁六分壹厘ノ内、貳百〇式匁ハ第二回博覧会エ出品ノ砂金、袖ヶ崎御邸御手許御用トシテ差出払、百六拾四匁六分壹厘ハ博覧会出品、純金板鑄造、残り金ニテ今般出来金板ニ込メテ送致ス、仕払高ノ常例ヨリ多額ナルハ興業營業費ノ内金三千七拾円五拾貳錢五厘物品代払、株ノ内受渡決算シタルニヨル營業普通費ノ内七百九拾円余ハ御改革ニ付役員等廃員中エ被下、金七百九拾円余ハ管外出張旅費等臨時費ヲ算入スルニヨル、

文書原寸 縦三八・五種 付紙原寸 縦二四・五種

横四〇・五種

横 三三種

二八二五ノ二三

〔朱〕
「乙第八号」

長野分局

右ハ該地方開坑撰鉱及製鉱倉庫等は迄分局ニ於テ所轄イ
タシ来候処、豈料ヤ分局ノ名称ヨリシテ稍モスレバ隔絶
ノ意味相生シ、随而事業山ヶ野ニ劣リ、並立ノ進歩ニ至
リ兼十歩百歩ノ差異有之、充分ノ精業ニ不至、到底維持
スルノ目途無覚束処ヨリ、不得止得ト評議ニ涉リ、従前
ノ分局相廃シ、更ニ出張所ト相定、右江関係ノ各課各一
名宛繰廻ヲ以相詰、事務取扱候様決定イタシ候付、此段
上申候也、

十三年

鉱業館長

十一月五日

新納時〔朱〕

玉里御邸

伊集院九郎殿

文書原寸 縦三八・五種 横四〇・五種

二八二五ノ二四

二等職

吉瀬愉逸

右ハ無抛事故有之、辞職出願旨趣承得候処、事柄明瞭ニ
有之、願意採用仕候間、此段御届仕候也、

館長不在代理

十五年四月廿六日

伊地知弥平太〔朱〕

玉里御邸

執事方

御中

文書原寸 縦二五種 横三三・三種

二八二五ノ二五

〔朱〕
「乙第四号」

一景況報文

第廿六号 一冊

一出納月表

六月分 三葉

右之通調整御送附申上候間、磯・玉里御両邸江呈上、

例之通り御取計可給候也、

山ケ野

十五年七月廿四日

鉱業館^(朱)□

鹿兒島出張

折田信夫殿

二伸、別封三通、乍御手数毎ノ通郵便ヲ以テ御仕出

方御取計可給候、

^(朱)本文七月廿七日郵送ス

文書原寸 縦二五種 横三三・三種

二六天 本田武満浜島正誠ヨリ久光公ヘノ願書

照国神社宮司任命ノ件

今般

照国神社ヲ以テ別格ノ官幣社ニ列セラレ、寔ニ不容易ノ御美事、前代未曾有ノ御名譽ト恐悅至極、歛喜雀踊罷在ル処ニ御座候、就テ臣等不肖愚昧ノ身ヲ以テ歎願スル、甚太恐懼奉存候ヘドモ、上世ノ事跡ヲ篤ト熟考仕候ニ、出雲大社ノ齋主ハ天孫ノ皇弟天穗日命ヲ以テ、親祭ノ

天勅ヲ奉セラレシ以來世襲不變ノ職ナリ、是レニ由テ之レヲ視レバ、親統ノ孫裔ヲ以テ命セラル、ノ旨趣ハ天倫ニ基キ 皇国固有ノ古典ト確信スル所ナリ、抑モ龜山久晴ノ往時ヲ追思スルニ、

勝久公

貴久公ヘ御讓国以來久シク衰頽セシヲ、

齋彬公統ヲ継ガセ玉フノ初メニ當テ、五拾石ノ御高ヲ召附ケラレ、御国内ノ士民始メテ

勝久公ノ御由緒アルヲ知ル、次テ

忠義公御英断ヲ以テ仏寺ヲ廃シテ純粹ノ神祇道ニ復セラレ、

御歷代ノ尊靈ヲ御招請、

鶴嶺神社ヲ御建立遊バサル、ノ時ニ當テ、久晴ヲ以テ副齋主ニ任セラレタルヲ情惟レバ、古昔穗日命ヲ以テ出雲大社ノ親祭ヲ幸ラシメ玉フノ古事ニ御準拠遊バサレ、且齋彬公ノ尊慮ヲ継ガセ玉フノ御盛業ト云フベシ、然ルニ此節官社ニ列セラル、ヤ、官司ハ 御連枝方ヲ以テ其御

任職ニ御吹挙遊バサル、ハ至当ノ儀ト奉存候、乍去此御

挙行在セラレ難キニ至テハ、免角久晴義至理適當ノ品任

ト仰望仕候間、冀クハ依然トシテ宮司ノ任ニ御内奏被遊

候様被為在度、俯テ恐願奉ル所ナリ、元来久晴ノ家筋タ

ルヤ、格別ナル三十六家ノ上ニ出ルト雖モ、下ニ降ラザ

ルハ喋々論ヲ俟タズ、且ツ此御神徳タルヤ誠ニ莫大ニシ

テ、旧御藩内四方ノ諸民仰慕シ朝夕絡駈トシテ絶エス、

特ニ県下各社ノ根軸ニシテ実ニ神事ノ盛典ナリ、闔国ノ

人民是ヲ以テ標準トシ、自然邪教ヲ截抑シテ皇道振起ノ

補翼ト云フベシ、仍テ臣等具状スル所以ノモノハ七百年

来ノ御厚恩ヲ奉戴シ、且ツ

君公ノ御重恩ヲ蒙ル、実ニ肝銘恐懼ノ至リニ堪ヘザルナ

リ、是ヲ以テ臣等固陋愚浅ノ身ヲ顧ミズ肝胆ヲ吐露シ、

忌諱ニ触ル、ト雖モ、恐願セザルヲ得ザルノ至情ナルガ

故ニ愚衷ヲ陳述ス、誠恐誠惶頓首頓首百拜謹白、

明治十六年一月三日

本田武満

浜島正誠

上

冊子原寸 縦二五・五種 横二〇種 二枚

〇五モ 明治六年皇城炎上献金ニ付久光公へ金盃下

賜賞状

二六 北筑書生渡辺源太郎中村政次郎ヨリ久光公

へノ願書

東行周遊ノ旅費借用ノ件

(包紙ウツ書)

「謹上」

島津久光公

閣下

渡辺源太郎
中村政次郎

再拜

封

北筑書生渡辺源太郎・中村政次郎恐懼再拜謹奉書 島津公

閣下、汚生等聞之極愛国家人博惠愛天下之志士焉、真仁

之至也、夫大丈夫之猶不勉則可劣於匹夫匹婦、匹夫匹婦之猶勉則可得為一丈夫矣、實與下之阿蒙勉則非昔日之阿蒙也、汚生等固淺識不才而雖不可比蒙之輩、而亦竊欲有所為酬以上國家厚恩下父母之恩万分一、然而固貧困而不能供資、於是明治十二年孟春入于福岡師範學校卒業後、在勤於某校以其給供資、傍自勉學而遂欲問師傍跋涉山川去歲去墳墓之地來於覺島、已垂數月、固出於汚生等不齊未有所一事得為、且以僅少之資故已尽至今日、唯徒不過驅白駒耳、先哲有謂曰、禹惜寸陰常人當惜分陰、又曰、光陰如過白駒之隙汚生等思之、實不勝慨感也、於是回頭於東方知己人已多矣、因欲行于東遂宿志如無資何、汚生等實有所迷焉、然而汚生等拜聞 芳名已久矣、閣下若有所思無意於世以博惠愛天下之士之至仁捨、汚生等之不肖閱察赤心聊有所惠施使、汚生等他日得志脫今日之阿蒙得報國恩親恩者皆閣下之賜也、生等之幸何若之如此、則汚生等為以他日成業謝、閣下厚恩万分之一之表、汚生等敢以賤劣之言瀆貴坐 閣下共恕焉、恐懼稽首再拜、

三月廿三日

渡辺源太郎
中村政次郎
再拜

島津久光公
閣下

文書原寸 縦二四・三 包紙原寸 縦二四種

横 三七種 横三〇種

二六五 久光公へノ公爵特授宣旨及爵記

二通

二八二九ノ一

〔包紙ウラ書〕
〔御爵記〕

宣旨

正二位勳一等島津久光

依偉勳特授公爵

明治十七年七月七日

宮内卿正四位勳一等伊藤博文奉

文書原寸 縦三・九種 包紙原寸 縦三九・二種

横 三一種 横 五三種

明治十七年より十八年 (1884~1885)

文書原寸 縦四七・五種 横六三・六種

二八二九ノ二



〇二八〇 三条太政大臣ヨリ久光公へノ通達

授爵ニ付賢所神前へノ誓詞

二八三 久光公ヨリ伊達宗城公へノ草稿

明治史要ノ礼状

久光公ノ和歌六首

二八三ノ一

十月十九日之芳墨薰手拜読仕候、追日向寒之候、愈御堅剛奉遙賀候、陳は不存寄纏々之御教諭、且修史局之補正明治史要御惠贈忝拜受仕候、致一覽候処事々懐旧之念不少、猶追々出版之上八午自由御投与相願候、先は右芳謝旁例之悪毫不文御海容奉希上候、不備、

再伸、時候御保護專一奉存候、尊台依旧御壮実御周旋之由多慶之至、病拙は只氣息之有之候迄、閉口此事ニ御座候也、

二八三ノ二

つくくと 独ね覚の小夜中に

心さわかす 村時雨哉

帰りこぬ うらミ重ねて夜なくくの

月に絶せず うつ衣哉

残りなく 染るやいかに朝霧の

心にかゝる ミねの紅葉

行秋の ゆふへの空の浮雲ハ

誰里よりか まつかへるらん

恋わたる 硯の海のふかけれハ

かきなかされぬ 筆の跡哉

雲井とふたつかね高し

千歳ふる 大内山のミねの松風

文書原寸 縦二六・三種 横三八種 表裏一枚書

二六三 久光公ヨリ伊達宗城公へ

久光公ヨリ富子様へ

草案

北白川宮家へ入興ノ件

二八三ノ一

去月卅一日之鳳翰拝読仕候、如来命不順之候

御一統御揃御堅剛、殊ニ 尊公益御勇猛之由奉欣喜候、

然は北白川宮云々之一条ニ付御説論之処程能相成、依而

尊公御苦慮之程奉遙察候、細詳之御紙面被見相良よりも

委曲悉届申候、老拙ニも是迄此事ニ於て不一方苦心仕居

処、先は良安心之都合ニ立到り、偏ニ 尊公之御高論故

と奉感謝候、書余は相良江託置候付御聞取相願候、且明

治史要五編ト美草御恵投、御厚情不残致拝受候、先右旁

貴答迄呈愚札候、例之乱毫不文御推読幾候、不具、

二白、時下御保護奉祈望候、從二位ニも御鶴声申聞

候処奉拝謝候、猶儀品進呈仕候、謝儀之驗迄ニ御座

候也、

二八三三ノ二

相良様より細々之文熟覽いたし候処、此節江戸より御談合之事遣し候よし委細承り申候、此方ニも追々老年ニ成行末之処弥くあんし居候処、そなた其迄之志別而かんし入事ニ候へとも、江戸御相談通承知相成候得は、此方ニおひても安心致候事故、必く承知被致候やうそんなみひらせ候、なほ量右衛門ニも申聞置候間、同人より聞取成さるへく候、猶又度々品々贈り被下候、かたしけなくそんなみひらせ候、めてたくかしく、

文書原寸 縦一七糎 横四三・五糎

二八三三 久光公高年ニ付御下賜品

二通

二八三三ノ一

〔封筒〕
正二位公爵島津久光殿
〔封筒ウラ〕
侍従長侯爵徳大寺実則

高年ニ付

思召ヲ以、目録之通下賜候旨

御沙汰候条、此段及御伝達候也、

明治十九年一月廿五日

侍従長侯爵徳大寺実則

正二位公爵島津久光殿

文書原寸 縦二・一糎 封筒原寸 縦三・八糎

横八二・五糎

横 九糎

二八三三ノ二

一御紋附銀盃

壹組

一赤地錦

貳卷

文書原寸(折紙) 縦二六・三糎 横六六・四糎

二八四 森長義書翰 宛名不明

拝啓、

陳ハ明廿四日從二位公御拜城ニ招待可致善ニ就テハ、乍御妨当日午後第三時同所へ御来駕被下度、右御案内まで

如斯二候、

十九年四月廿三日

森 長義

頓首、

文書原寸 縦一八種 横三三・五種

二五五 寺島宗則書翰 宛名不明

忠義公ノ帰県等

当方御出發及海陸無恙御帰県ト存候、忠義公ニも去十一日御着覺之由書上御報知ヲ辱奉拝駕候、当方異状無之候得共、唯意外之人物入閣ニ相成、此人平日四方ニ走り攻撃説ヲ鳴ラセシノミナラス、政論ニテモ随分激説ヲ吹キ散ラセシ故ニ、弊政ニ倦メル徒ハ其團結ニ加ハルモノ不鈔、然ルニ主人ハ央ニシテ去テ敵中ニ入レリ、因テ殘党之ヲ謗ル、其答弁ニハ平日所言ニ違ハスシテ敵ノ中腹ヲ破ルノ便ヲ以テ入閣セリト、如此ノ約私約トイヘトモ義ヨリ成ルモノハ社会中至剛ト称スヘキモノ也、然レトモ衆懼ル、コトアルニヤ、昨日後藤自ラ云、決闘状十二通

ヲ得タリト、且後藤カ維新前西京ニ在ル時、最後ニ勤王論ヲ変シタルカ如キ卑怯心アルヲ察スレハ、或ハ約ニ反スルヤモ不可知、然ル上ハ国会大議論ノ外ハ頼ム所アルヘカラサレトモ、上下院中此大議論ヲ発スヘキ人物出ツヘキヤ否、是ヲ以テ先生ノ御周旋ニ依リ、睡眠セル民情ヲ頻ニ呼ヒ覺マシテ可被下致希望候、御序ニ忠義公江御安着之祝辞可然御上聞可被下願上候、頓首、

寺島宗則

三月三十日

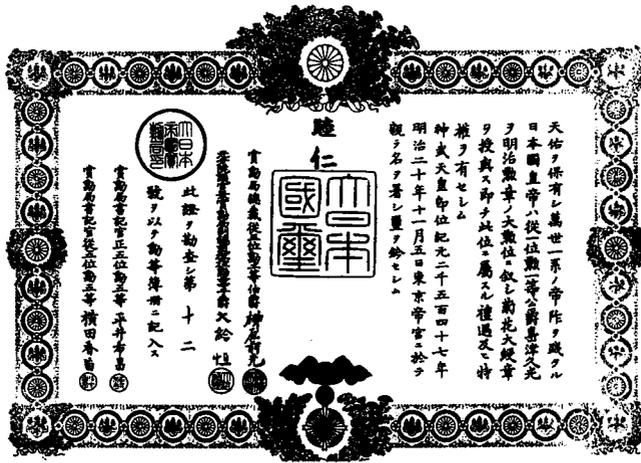
文書原寸 縦一八・七種 横七九種

○云六 久光公從一位陸叙位記

二通

○云七 海防費献金ニ付久光公ヘノ褒章授与記

文書原寸 縦四六・五種 横六一・八種



二六六 久光公へノ大勲位菊花大綬章勲記

二六九 松方正義ヨリ高崎正風へ?

久光公ノ病状其他ノ件

唯今伝承仕候処、過日御帰京之由、御道中海陸御苦勞奉
存候、 従一位公も追日御全快之御模様ニ御座候段奉敬
賀候、併近日又少々御塩梅ふらち勝ようニも承り甚懸念
之至ニ奉存候、いづれ今日中拜顔細事拜承仕度心得罷在
候、殊又先頃より度々御催促も相受候御家則御草案之儀
甚延引仕無申訳次第、何卒御海恕可被下候、御草案は昨
日御拜見仕候処、別段異存茂無御座候、然は黒田清隆君
江茂差遣篤と意見承り度、深々談合仕候末同人意見之ケ
条ハ附紙ヲ以被申越、至極尤ニ而小生も同意仕候間、是
又御承知置可被下候、外参考書六通是以封込御返上仕候
間、御落手可成下候、明日吉井宮内次官帰京之便より東
郷氏江御差送相成居候事は如何ニ候也、此節柄ニ茂有之
候間、宜御汲答可被下候、為其早々再白、
十一月七日

正義

〇六四〇 朝彦親王ヨリ久光公ノ病状御見舞

富岡鉄斎画扇子三本添

二六四 高崎正風ヨリ市来四郎へ？

編纂事業其他ノ件

〔編纂書〕
〔正風〕

一書拝呈、爾後も不相愛御清安編集事業ニ従事候半と奉
啓賀候、二二野生錦地出發後西京二十日程滞在、去九日
同所出立、十二日午後一時過横浜ニ着体、直ニ入京、聊
之草臥もなく相勤居候間乍余事御放念可被下候、滯覽島
中ハ屢煩光駕段々高談拝聴、千万忝奉万謝候、着京後
御歌会始ニ際し不得寸暇、今朝漸西郷海軍大丞へ霞時面
晤を遂ケ、大略高見編集事業一件も相咄置候、然ニ同人
甥市来政方故六左衛門氏末男氏ニ面し右之咄ニ及候処、是非先生
へ相同度との事故、幸ニ御面し万事御咄合相成候ハ、

海軍大丞へ之通路相開ケ、大ニよろしからんと存候、同
人ハ未少年ニ候へハ五六年間洋行もいたし、末頼母敷人
物と存候間、万般無包藏御咄被下候ハ、同人も本望ニ
可存と奉存候、右件同氏之御願ニゆつり、先は不取敢御
礼旁如斯候、草々頓首、

一月十六日

高崎正風

文書原寸 縦一六・七種 横七六・三種

二六四二 高崎正風ヨリ市来四郎へ？

薩藩史料ノ件

任幸便一書拝呈致候、益御清穆欣賀之至ニ候、去冬滯覽
中御依頼有之候儀、早速取調可差出筈ニ候処、日夜繁悩
ニ而意外ニ延引相成候、弊宅ニ有之候は格別御材料ニも
相成申間敷被存候へとも、有る限写させ差出候、其中ニ
は從來他見ヲ憚り候者も有之候へ共、玉里老公厚き思
食ニ感佩致、且は旧邦秘録及薩州人物伝之成功ヲ希望し、
篋底ヲ払ひ供貴覽候間、其御含ニ而他ニ散布致さざる様

御注意冀候、鎌田正者へも申入置候処、三冊差出候間、同封ニテ御送附申上候、

吉井・仁礼ニ翁へ之御伝言も委細申入置候、

一故黒田從二位殿長海碑文取調ニ付、別紙件々同家より

依頼ニ而、其係瀧田懋吉より差廻候箇条書差上候間、乍

御面倒御取調早々御回し被下度、偏ニ御依頼申上候、同

公は順聖公之大叔父ニ被為当、嘉永二年之事変之折も深

く御心配有之事共不少由、兼而承居候事故、別而御詳密

ニ御取調之程奉願候、右碑撰文至急ヲ要し候趣ニ付、其

御積ニ而奉願候、余は期後便、草々頓首、

三月卅日

高崎正風

文書原寸 縦一六・五釐 横六八・五釐

二八四 島津忠義忠濟両公ヨリノ上書

孝明天皇ノ宸翰ヲ明治天皇ノ天覽ニ供シ奉ル

本日奉供

天覽候教通之

宸翰ハ、過ル文久三四年ノ間

先帝故久光へ下シ賜リシ

宸翰ニシテ、故久光生存中常々臣等ニ申聞クルニ、過年

聊微力ヲ尽シタルモ全ク

先帝ノ厚キ

叡慮ヲ奉承シタルニ外ナク、

拝見仕毎ニ當時

叡慮ヲ苦メ給ヒシコトヲ回想スルニ、実ニ感泣ニ堪ヘサ

ルナリ、就テハ

聖上ニハ當時 御幼沖ニ入ラセラレ候故、

先帝ノ斯迄

叡慮ヲ悩シ給ヒシ御情実ハ恐ナカラ御存シモ不遊哉ニモ

存ス、然ルニ如何ニセン、種々故障アル故、先年奉呈シ

タル久光カ履歴書ニモ記載セサリシ次第ナリ、因テ没後

ハ必ス志ヲ継キ奉入

天覽ヨト平生毎々申聞候、依之乍恐奉供

天覽候、恐惶謹言、

明治二十一年六月十四日

正二位公爵島津忠義

正五位公爵島津忠濟

二六四 加藤正記ヨリ秋月胤永へ

磐梯山噴火一件

(端裏書)
同郷若松人来簡并ニ写真

土用中甚暑難堪候処、倍々御機嫌克御座可為被在奉遙賀候、弊屋無事起居罷在候間、乍懼御休神被成下度奉願候、然而本月十五日磐梯山噴火ノ凶変定而御聞知被為遊候半、当国未曾有之大変ニ御座候、私義モ本月十七日該地ニ臨ミ罹災ノ現状実視仕候処、其残酷ナル実ニ驚愕ニ不堪、前代未聞ノ椿事ニシテ殆ト寒胆ノ外無地、悲哀ノ慘状言語ニ絶シ不思議候、委細ハ各新聞誌上ニ記載スル所定而御覽可被為遊候得共、記者ノ筆力モ尚尽スコト能ワサルモノ、如ク、何ト無クモノ足ラヌ心地仕候、破裂ノ当日若松七日町裏面ニ於テ写影候噴火ノ真景一葉貴覽ニ

奉供候間、御覽被成下度、最初ハ二ヶ所ノ破裂ニテ、其

烟線二道ニ立上リ候へ共、其后多少ノ破裂ヲ加へ、只今

ハ三四線立上リ申候、若松地方ニ在テハ温泉入浴ノ徒、

或ハ其他ノ用ニテ該地ニ出先キ、幾多ノ被害者有之候ノ

ミ、其余ハ孰モ安体ニ御座候、尤本日ハ西北ノ風並ニシ

テ諸作物悉皆烟灰ノ被害ヲ免カレ、一同安心罷在候間御

放念被成下度、其后ノ状況ハ諸新聞上ニテ宜敷御推知被

下候様奉願候、先ハ大变ノ況状併セテ暑中御窺旁々如斯

御座候、恐々再拜、

廿一年七月廿一日

加藤正記

秋月胤永様

座下

文書原寸 縦一五・八糎 横八一糎

二六五 久光公御手許文書類控

平野二郎ノ培覆論。真木和泉ノ迅速、天祐両

論其他

一艸裏鳴虫

右岩倉公ヨリ 從一位公江御贈リ相成候、

文久三年之冬カ

一 培覆論

右文久元年ノ冬頃カ、平野次郎ヨリ 從一位公へ奉呈

之書

一 迅速論

一天祐論

右文久二年ノ春、 從一位公へ平野次郎ヨリ奉呈、取

次小松帶刀

一 真木和泉守建言

右文久二年春、当所へ参リタル節奉リタル建言書

一 右同時同人ガ当地旅人間屋へ残置候小柳箆ニ入付有之

候書付

一 近衛家御父子ヨリ国事ニ係ル御書翰類中ニモ文久元年

ヨリ二三年頃ノ御書類

一 一橋又ハ越前侯・脇坂侯・久世侯・松平周防守・水野

和泉守等ヨリ文久二年以来ノ御書翰類

一 三条殿・正親町殿・徳大寺殿、其他堂上方御書翰類

一 尹宮・山階宮、其外御書翰類

一 岩倉殿、御書翰ハ殊更必要

一 三条殿及ヒ毛利家御父子、太宰府又ハ山口ヨリノ御書

翰

一 黒田侯・南部侯・岡山侯、国事ニ罹ル御書翰

一 御在職中、其他諸人建白類数十冊

但、一ト箱ニ御入レ付ナリ

一 真木和泉守、文久二年ノ春入国ノ節残シ置キタル書類

一ト箱

一 順聖公御書翰

一 勝安芳・大久保一翁書翰類

一 小松・大久保等カ奉呈ノ書類

但、其他ノ者共ノ書類モ

一 從一位公御書留ノ御書類

但、時々半切紙杯ニ御端書ノ類モ多クアリトノ 尊

話モ拝聴ス、

一 御調べ之令乃義解

一 斉興公御事蹟御自記

一 斉彬公御事蹟御自記

一 御自ラ御調べ之薩隅日古今人物伝アリトノ 尊話拝聴ス、

一 維新前後異論者ノ建白類、則川上助八郎等カ如キ者カ書類モ当時国内ノ事情ヲ知ルノ一端云云ノ 尊話モ拝聴ス、

一 維新前後御家老ヨリ日々ノ日揚書類御保存ノ由モ拝聴ス、

一 御作ノ詩歌集

一 忠義公ヨリ御奉呈之御書翰類

右件々之御書類此涯拜見、又ハ編修局へ御下ケ奉願候事、

廿二年九月十七日

冊子原寸 縦二五種 横一七種 三枚

二六 秋月胤永ヨリ市来四郎へ

旧会津藩記録ノ件

昨日ハ御懇書被下奉拝謝候、時節柄とハ乍申連日濛々數不堪鬱陶候処、御家京中益御清福被為在奉賀候、扱ハ過日遠路僻地蒙御尋、久ふり談旧御高話相同不堪感佩之至候、直ニ參謝仕度候処、日頃の要心臓の病ニ而難渋肝ニ波及、此五七日前更ニ強発、又御来談故之件ハ山川浩ナル者旧主家の事ニ専ら関し居候ニ付、同人御用出張漸々帰京故彼件漸度抔心頭種々内外ニテ取紛レ、過日漸々相伺候処、全ク下ニ番町二十八番地ハ覚候処、御尋申上不相分、遂ニ平野君へ御照会、更ニ漸々昨日相伺候、同日御不在ニ而晩刻帰宅之処御罷上被仰候、明八日八時頃より御来談可被下、其上御家令西郷君御同導被下候云々、正ニ承知仕払席待上候条、此僻地迄の御枉車ハ美ニ恐入候へ共、御光臨之程願上候、只以昨日御留守の方へ申上置候つき、日頃被仰聞候云々の要件御認被下候得ハ、小生此ヲ持參日光旧主出張所迄出向候欵、又ハ病人の様

子甚タあしくも候ハ、余人遣し候欵、

久光公の御美旨被申 貴台の御高誼ヲ旧主ニ篤候而承、

彼我大美ヲ成度奉存候、令姪君へ相願候 貴台へ御依頼

之御書付共ニ

御勅書ニ付而被仰上候、御写し共ニいたゞき度奉存候、

余ニ付明日之拜姿候、頓首、

七月七日

秋月胤永

市来堅台
侍史

文書原寸 縦一六・五種 横九六・五種

二六四 秋月胤永書翰 宛名不明

(異筆)
「此程郷里人来候間、噴火ノ写真遣候間、来簡一同掛御目候、」

朶雲莊誦入暑格別ニ覚へ候処、益御清安被為渡奉謹賀候、

過日ハ昇野望外蒙懇待不知所謝、然上彼の

御一冊拜見被仰付、日頃高話相伺候下名之義反覆拜読感

泣不事候、申サハ先年旧藩主奉

勅之証拠ものと申氣味ニ而、且ハ御藩へ被下居候事ナレ

ハ、明々白々の義旧君臣の喜悅大慶不過之、旧主ニ拜見

為仕候ハ、何と感戴可仕也、御礼筆紙ニ難尽次第ニ御座

候、然処日頃申上候通り日光ニ参り候、此程旧領磐梯山

壹条ニ而同地へ赴候条、速ニ拜見も為仕兼候仕合ニ御座

候、然ニ今日御用故一応返上仕候様被仰下、又も拜見可

被仰付旨被仰付候処、何卒本日御用済之上、更ニ拜見相

成候様願上候、実ハ日頃申上候先年公用人相勤候小野権

之丞守とは、先年御内書被下置候節ハ、毎度御文字ニ似

セ写し取居候間、此頃拜見之御書同人ニ談し置、未タ半

ニ至ラス候、何卒又候拜見願上度、直様御戻し申上候、

乍末寺師様へも宜被仰達被下度煩し上候也、

七月廿六日

秋月胤永

文書原寸 縦一六種 横八二種

二六六 秋月胤永書翰 宛名不明

松平容保へノ勅書ノ件

態々之御懇書謹誦仕候、さし上候御一書、維新史料と申

もの二記載有之云々被仰下候処、今日此の御懇待を蒙り候、下名何ニ御隠し可申や、旧主容保斯く迄精忠 天幕二事へ奉り候而、

先帝聖明の眷愛を蒙り、不肖の生等参佐之末ニ列シ、遂ニ忠か不忠と変シ、善か悪と相成、天地易位の場合と相成、生等之不行届ハ勿論ニ御座候得共、実ニ臣子之情所不忍ニ御座候、依之何時か此を洗雪せんト一念ハ終始無息、せめ而ハ

聖明御旨趣之所被為在ニ而も世ニ明シ度存候まゝ、一二の有志者ニ明し候事も有之、今更御忠言をいたゞき候而、実ニ愧謝スル外無御座候得共、意中之程御諒察被成下、可然其御向へよろしく御取計被下度懇願仕候、維新史料記載之義ハ速ニ差止め申遣候、

一 拝見仕掛候

御一冊之義ハ、全ク旧主守護の職奉スル際、奉

勅の証拠ものと申様なる姿ニ而、生等拝見スラ感泣喜躍之外無之、まし而旧主親しく拝見仕候ハ、何と申候欤、

其意中実ニ被察候、唯々此上旧主ニ一応拝見為仕度、若松より間もなく日光へ参候都合と承候間、更ニ一応拝借被仰付写し取、直ニ日光へ持参拝見為仕度旨趣之外無御座候条、尤余所人杯ニ為見候義ハ固く禁候間、何卒御都合を以、此ものへ御貸附被下度奉懇希候、頓首謹言、

七月廿七日

秋月胤永

文書原寸 縦一五・七種 横九八・二種

二六 秋月胤永書翰 宛名不明

拜啓、今以残寒甚敷候処、御清安被為渡奉謹賀候、五月ナラテハ御出京無之と承り頗ル落胆罷在候得き、然ニ望外御早御出京喜躍不料奉存候、扱ハ昨日遠路態々御蒙車被下候処、折あしく不在真愁之至残情無此上奉謝候、今朝ハ必ス参上拝姿を業居候得しニ、同郷同藩之疎縁なる親子預り置候処、子ハ前日既ニ死し、今四時母も亦死去シ、前後葬埋等手前ニ於而担当之外無之、仍而只今頓ニ引離れ候場合ニ御座候間、今日之義ハ無拠御断申上、明

早朝ハ必ス参上仕候条、不悪御領承被下度相願候也、

二月十九日

秋月胤永

文書原寸 縦一六・七糎 横五五糎

二六〇 伊地知正治ヨリ市来四郎へ?

西瓜種子試植ノ件

先日ハ御来訪難有奉存候、此西瓜種子忒品ハ何レ茂支那産ノ大形ニ而、既ニ昨年ハ東京ニ而試植候処、甘味上等ニ御座候間、何卒先生ノ御賢慮ヲ以而、桜島ニおいて土人試植候様御取計被下候儀ハ相叶申間敷哉、乍併桜島ニ限ラス有志ノ人ニは御配当奉願上候也、

三月十一日

正治

市来先生

閣下

再伸、兼而申上置候通、本日より湯治罷越候故、何れ帰宅之上奉期細話候、

文書原寸 縦一六糎 横五六・八糎

二六一 伊地知貞馨書翰 宛名不明

御清穆被成御座恭悦奉存候、然ハ明七日船越・阪部同伴参館仕度申上置候処、本日ハ阪部家祭故難迦候間近比恐多候得共、明後八日ニ退省より罷出度、此日御差合被為在候ハ、九日ニ参上仕度、此段私より伺上候様承り候間、御差合無御座候ハ、八日退省より罷上候様仕度奉存候、乍略義御煩シ可申上ト存、態と書中奉伺候、謹言、

四月六日

伊地知貞馨

文書原寸 縦一七・三糎 横五〇・八糎

二六二 巖谷一六居士書翰 宛名不明

謹啓、昨朝は御枉顧被下候処、臥病中不遂拜首失敬致候、扱前日より内府公へ御同謁之事御約束申上候処、賤恙免角ニ不出来ニテ迎も今数日間ニ出勤ハ無覚束候、先生ニハ御発京日期モ切迫候事は、何卒先生ニハ御参調之上御意見十分ニ御陳述被下度候、小子も快起次第遂拜謁、愚存も飽迄可申上と存候、今度ハ折角御約束申上居候処、

右之次第如何ニも遺憾之至ニ候得とも、不及是非御断り
申上候、先ハ右得貴意度勿々如此候也、屯首再白、

三月九日

巖自臨

文書原寸 縦一七・五種 横五八種

二八五 岩倉具視ヨリ大久保利通へ

合四通

要件不明

二八五三ノ一

只今退出候所、無扨来客も有之候ニ付、午後一時より小
生参上候、右之方尤勝手ニ候、早々如此候也、

一月四日

具視

文書原寸 縦一五・五種 横二三種

二八五三ノ二

今朝諸来臨候哉、御都合次第御待申候、然ル所今朝第九
字制度御用参仕申来り候、小生口中腫物治療之ため昨日
来蛭カケノ末、今朝同断ニ而参 内調ひかね、今一日丈

保養願候事ニ候、右ニ付是より暫時ノ間条公江行向候、
八字迄ニハ急渡令帰宅候、此段一筆申入度如此候也、

七月六日

具視

文書原寸 縦一八・五種 横三五種

二八五三ノ三

今朝御念書何も拝承候、扱於御省明日御申渡候橋爪云云
ノ事、明後日迄一日延引不相成哉、尤別事之アルニ非ス、
朝来段々来人ニ付、明朝和歌山県正権小三事ノ内招キ候
心得ニ付御様子承り度、又其俟ニ而も極早朝招キ寄候事
故、格別差支も無之哉とも存候、御心得旁一筆申入候、
早々、以上、

八廿六

具視

文書原寸 縦一八・五種 横四一・五種

二八五三ノ四

今朝烈風如何と懸念、別紙伊藤迄差遣候所未た出勤無之

趣、如何御考ニ哉、史官ニ而も考人伺とし而出張申聞候
而ハ如何哉、御内談申入候、 早々、以上、

十二月十七日

具視

大久保様

文書原寸 縦一六種 横三一・五種

二六五 岩倉具視ヨリ伊藤博文へ

行幸御渡海懸念ニ付

(端裏書)
「先時御一覽被下候様申入候伊藤江之書状」

八時汽車ニ而

行幸之所、九時比ヨリ烈風至リシ、御渡海御見合相成不
申哉、如何令懸念此計り之事ニ而ハ彼海御渡航無子細哉、
不案内ニ付鳥渡御尋申候、早々、以上、

十二月十七日

具視

伊藤殿

文書原寸 縦一六種 横三五・三種

二六五 岩倉具視ヨリ大久保へ？

森岡昌純召ノ件

昨日来示森岡召之事、別紙之通り昨夜返答ニ候、今朝参
院少々可及遅参、御合置可被下候、早々、以上、

九月五日

具視

文書原寸 縦一五・三種 横二六・九種

二六六 岩倉具視書翰 宛名不明

四藩出兵ノ件

(封紙ウラ書)
「請」

具視

今一応御返事可被下候

〆

拜呈、前略、

四藩出兵之事、素り被仰付候筈、尚又至急下坂、坂府届云云、凡而中御門取計相濟候旨昨日承り候、今日来示之所、都合一大隊宛之事ニ候哉、是ハ今一応御談し申候上、表向被命候心得なトニ而もなく會計之事ニ候、何分否更ニ右事御返事可給候也、

四十四

文書原寸 縦一六・七釐 横四二釐

二六五 岩代国信夫郡山口村「信夫毛地摺石人影」

略記

(裏紙)
「信夫毛地摺石人影略記」

信夫毛地摺石人影記

岩代国信夫郡山口村ニ在ル所ノ信夫毛地摺石ハ、嘗テ池中ニ埋没スルヲ以テ、本年五月廿日之ヲ掘起シ、諸書ニ徴シテ之ヲ帛布ニ撮シ、並セテ其記ヲ作ル、其事由ハ載テ彼ノ記ニ在リ、而シテ光華勿々本月一日ニ至リ、同郡

福島町西裏東安寺僧一法ナルモノアリ、来リテ一葉ノ図画ヲ余ニ示ス、曰ク、一法近頃信夫毛地摺石ノ傍ナル觀世音ノ堂屋八年ヲ経ルノ久シキ、甚朽古ニ属スルヲ以テ修補センガ為メ、爰ニ留ルコト十有余日、而シテ其毛地摺石ハ千古ノ名跡ニシテ其奇ナルヲ愛シ、朝夕違アレハ適チ其石ニ近ツキ觀望措カス、一日以為ク、如斯名石ナレバ必ツヤ異状ナカル可ラズト、晨ヨリ哺ニ至ルヲ知ラズ、眸ヲ放テ熟望スレバ、石ノ北面ヨリ自カラ一僧ノ坐シテ左ヲ顧ミシ状ニ肖ルモノアルヲ認ム、爰ニ於テカ周章走テ石ニ近ツキ見レバ忽然トシテ其形容ヲ失ス、而シテ退歩其石ヲ距ルニ從ヒ再ビ其形容ヲ顯ス、茲ニ於テカ驚喜措ク能ハズ、其状ヲ模写シ以テ之レヲ獻ジ、并セテ其事由ヲ陳スト、余之ヲ聞キ、半ハ信ジ半ハ疑ヒ、直ニ人ヲ馳テ之ヲ驗セシム、其人帰リ報ズル、猶彼ノ僧ノ陳スル所ト同ジ、故ニ稍々疑ヲ解クニ似タリト雖モ、然モ尚之ヲ實際ニ目撃セント欲シ、踵テ彼ノ地ニ至リ、石ニ對シテ熟望之ヲ久フスルニ、果シテ余カ見所、亦彼等カ

見ル所ト同ク形影自ラ石面ニ在リ、即チ下図ノ如シ、只其近ツクニ從ヒ忽焉トシテ、其形容ヲ失スルト云フモノハ他アルニ非ズ、石ノ大ナルガ故ニ近接スレバ、止メ其小部分ノミヲ見テ全体ヲ見ル能ハザルニ因ルナリ、而シテ今ヤ世人嗟賞已マザルニ至レリ、夫レ彼ノ土人カ口碑ニ所謂虎女カ左大臣源融公^{世三河原ノ}左大臣^{ト称ス}ノ京ニ帰ルノ後、眷恋ノ情日一日ヨリ切ニシテ自ラ禁ズル能ハズ、再会ヲ觀世音ニ祈ル、然リト雖トモ更ニ其濟度ナキヲ憤怨シ、石ヲ搗チ罵詈ヲ極メテ而シテ去ル、去ルコト数歩ニシテ後ヲ顧ミレバ、公ノ清容忽焉トシテ現ハル、虎女之ヲ見テ大ニ喜ヒ疾走近ツキ視ント欲スレバ、蚤已ニ亡シ虎女悲哀ニ堪ヘズ、積テ病トナリ床ニ臥ス云々ト、抑モ虎女ガ憤怨シテ搗ツ処ノ石ハ、即チ此ノ毛地摺石ナリ、故ニ虎女ガ公ノ容貌ト認ムル所ノモノハ、即チ今日現ル、処ノ形容タルヤ明晰ナリ、況ンヤ彼レ虎女カ石ヲ距ル、数歩ニシテ始メテ其容ヲ認メタリト云フヤ、只其虎女ガ断シテ公ノ面容ト為スモノハ恋々ノ情切ナルニ当リ、目

信夫毛地摺石
人影也



眩ミ心惑ヒ一意公ノ面容トナスノミ、是レ理ノ然ラシムル所ニシテ亦怪ムニ足ラザルナリ、往日三島土木局長黒田内閣顧問ト共ニ此地ニ臨マル、ヤ、余ニ向フテ問テ曰、此石二人影ノ如キモノアリ、果シテ然ルヤ否ト、然トモ當時未タ此形容ヲ発見セザル以前ニアルヲ以テ、果シテ然リトハ答ヘザリシガ、今ヲ以テ之ヲ觀レバ、同局長ガ炯眼一瞥ノ下ニ之ヲ視ル、実ニ驚クニ堪ヘタリ、蓋シ同局長ハ博ク古事ヲ識ラル、ニ因ルナラン、

以上記スル所ニ因テ考フルニ、曩キニ毛地摺ノ記ニ載セシ如ク、口碑ノ益々人ヲ欺カザルヲ知ルベシ、

冊子原寸 縦一七種 横一九種 五枚

二五五 榎本武揚書翰 宛名不明
人別調査ノ件

(封筒)
(欠損)
先生 榎本梓
御自展

拜啓、昨夕は御光来候処、依例大失敬御海恕可被下候、

松本にも可然申上候様と之事ニ御座候、且又本日油試製云々ニ付、硫酸并明礬等は又試之為め相調へ神田樫田君方へ差上申候、コロライトライム之儀は松本出入之薬店ニ持合無之、速穿鑿差越し候積リニ御座候、且又本日風聞ニハ、東京府戸籍調所より臨時ニ検査之もの差越し、人別相改、藩印所持無之ものは夫々咎之品有之抔申聞候もの有之、全く風聞迄にも無之、事実右之御取調ニも相成居候達之よし大ニ因却、御承知之通同藩之外ハ都而厄介ものニ而、印鑑等所持いたし居候ものハ絶而無之、愈右之御調ニも相成候事ニ候ハ、夫々取計方不仕候而は迷惑之儀ニ付、何卒黒田先生江窃ニ御伺ひ被成下候事ハ相叶申間敷哉、幾重ニも御工風偏ニ奉希候、^(ママ)何明日ハ午後より昇堂先より月地ジブクス方江御供可仕候、匆々頓首、

六月念一

再白、本文之人別御調之一条、甚自由間敷恐入候得共、本日は御休暇にも有之候ニ付、御筆旁御伺ひ取

被成下様呉々も奉願候、此段昇堂可相願候処、頻り

ニ来人且無拋所用出来、從是下谷辺へ罷越候ニ付、

乍略儀書中を以奉願候段、御海容呉々奉願候、已上、

文書原寸 縦一八・二種 横一八四種

二六五 江藤胤雄ヨリ大久保利通へ

勅書案等借用ノ件

〔封紙ウ書〕
「大久保公閣下 江藤胤雄」

拝啓、益御清穆奉大賀候、然は唐突千万殊ニ深更ニ相成
御願恐入奉存候得共、灯下取調居候事ニ付、引合之為メ
一見仕度筋有之候間先日差上置候、当六月廿六日其筋差
上候愚存書并

勅書案ノ御手寄御座候ハ、暫時御下ケ被下度深々奉願
候、此旨参上御願可仕善之処、略義書中何分御海容可被

下候、頓首再拜、

十一月廿一日

文書原寸 縦一七・七種 横五〇・五種

二六六 大木喬任書翰 宛名不明

益御安靜被為在奉恭賀候、さて先夜ハ參伺申上深奉謝候、
就而ハ無御申訳次第ニ御座候得共、未夕取調も行届不申、
明日ニハ呈上可仕候間、夫レまで御猶予之程奉願候有様
彼レ是レニ被煩、心中繁雜ニ而因循仕真刃折角御断り可
申上之心得ニ罷在候処、差支間下賜誠ニ以赤顔之至御海
怨被成下度奉願候、此段御報旁御断りまで勿々如此御座
候、
頓首拝承、

十月十九日

大木喬任

文書原寸 縦一〇・三種 横七〇種

二六七 大久保一翁ヨリ上申書

遷卒ノ件。諸会社取締ノ件等

〔端裏書〕
「廉書」

〇一翁」

一遊女義別紙之通、頃日正院上意候処、幸警保川路氏も

其場極至候方と同見込二付、可成早々御下知希度候、

但書中隠売は定場之者よりも可為申立と之事等ハ、

文明家ニハ異論も可出哉ニハ候得共、取締ハ早ク付

自然咎人ハ不増可然存候、

一番人選卒当今之体は全司法省注文ニ出候処、川路氏ハ

甚不滿為申候、尤下々ニ而も始より難渋ハ申居候、乍

去支急ニ変候も篤と御考之方と存候ニ付、府ヨリ差向

不申上心得候、

但弥変候方ニ候ハ、下方衆論承候後ニ致度存候、

一諸商会社之義不公平ニ付、不得止別紙之通可手放と書

面出候処、外史史ニ而大蔵省物と返ニ付同省へ出候処、

如此差圖ニ相成居候御含ニ而、早ク公平之御処置希候、

一両替屋共苦情、是亦困居候、

一別紙申上之通、府下組合相立候方取締宜と存候処、不

及御沙汰と相成候、然ニ外考も無之ニ付、右見込入御

内覧置候、

但可成は官人之手ニ不掛、下方ニ而取締相立候方永

続可仕見込ニ候、是ハ本文組合法計ニハ無之、都而

之事此意御国ノ為可然哉ニ存候、居留外国人弥増可

申哉、其節は民力ニ無之而は如何と存候、

一公園上野之所、榎本六兵衛大六願出候ニ付、幸と存大

蔵省江只書差出候、同人引請候ハ、上野一ヶ所差向可

出来、総而官人世話よりハ引受人為該候方可遂と存候、

右御心得置相願候、尚拝眉之節委曲可申上存候坏、

廿四日

文書原寸 縦一六釐 横六七釐

二六三 大久保一翁書翰（大久保利通へ？）

東京府庁七等以上任官ノ件

府庁七等以上今朝七名と申上候得共、黒岩転候ニ付六名

ニ相成候、

参事

川勝広一

六等

相原安次郎

福岡義弁

七等

千田貞曉

寺田剛実

森 信義

右之通二付申上置候、福田教業七等二被 命何分御合希候、以上、

六月五日

一翁

文書原寸 縦一六種 横三七・八種

二六三 大久保一翁書翰 宛名不明

東京府参事人選ノ件

(編裏書)
「大久保一翁」

謹啓、府参事川勝跡被仰付候様何分希候、過日申上候名前二而は御不都合二候ハ、何人二而も手堅人二候ハ、宜と存候、可成ハ鹿兒島人・高知人欵又ハ華族中御入被下候ハ、庁中折合宜と存候、愚老一人二而事足と存、御

催促不申上候様申者も相聞候由、右形仕相願候、以上、

八月廿日

文書原寸 縦一六種 横三五・七種

二六四 大山綱良追願書 宛名不明

熊谷武五郎再職ノ件

追願

乍恐此程奉願上置候熊谷武五郎再職之儀は、千万奉恐入候得共、何卒御引立被下候処呉々茂奉願上候、此段乍恐縮奉懇願候、謹白、

大山綱良

文書原寸 縦一七・八種 横二五・六種

二六五 勝安芳書翰 宛名不明

静寛院宮へ献金ノ件

(封紙ワラ書)
「御請」 勝安芳

二十一

拝読仕候、扱過日御内々奉伺候

田中 次郎

静閑院宮江献金之事、於当表二宮内卿或は宮内大丞江以
公用人差出可然之旨、御示教被成下拝承仕候、何れ明日

小沢清次郎
当時田中清次郎

中納上可仕と奉存候由、多事之御中種々御配慮被成下難
有仕合奉存候、御請迄如斯御座候、以上、

九月三日

猶々、遊記御投下被下、髓ニ落手仕候、以上、

文書原寸 縦一七・三種 横四五・七種

二六六 勝安芳書翰 宛名不明

別啓共二通

魯国留学帰朝生ノ件

度如斯御座候、以上、

八月十八日

安芳

二八六六ノ一

文書原寸 縦一七・三種 横六四・五種

拝啓、兔角秋雨鬱々益御多样被為入奉賀候、扱過夜は大
長座種々御懇篤被成下千万難有奉存候、魯国留学帰朝生
者取調候処、当時市川は滞留、緒方三十は大坂江帰府仕
居候、

二八六六ノ二

二白、小松殿、岩下・西郷七殿江ハ一紙相呈度と存
候へ共、別段奇説も無之、空敷御消閑と存差扣候、

其他三名 大筑彦五郎

若近々御出京も候ハ、世間今少々文明世界と相成

不申候ては困却いたし候と御伝被下度、三百年之弊習、我か微力ヲ以而一顧ニ解、惑は千万無覚束、世人將して解する歟、吾人不解化は不可知極り五十歩百歩之異同説と心裡ニ恥入候、如何々々、

安芳再陳、

文書原寸 縦一六・三釐 横三二・五釐

二六〇 官政愚考 氏名不明

〔表紙〕
「官政愚考」

六省

○中務省 顧問・規諫・侍奉・進御等ノ庶務ヲ掌ル

卿兼少師 太輔兼少傅 少輔兼少保 侍從

内史 以下略ス

大典医 中典医 少典医

○民部省 戸口・賦税・金穀・用度・貢獻・宮繕・開拓ノ庶務ヲ掌ル

卿 太輔 少輔

主計 頭 助 允 属

金穀・用度・秩禄・倉庫・宮繕ノ事ヲ掌ル

主税 頭 助 允 属

戸口・賦税・貢獻・関市・港口ノ事ヲ掌ル

○文部省 官制・名分・学政・儀則ノ事ヲ掌ル

卿 太輔 少輔

大学 頭 助 允 属

学制・儀則等、治教ノ事ヲ掌ル

文章博士

礼文・典章等ノ事ヲ掌ル

○外務省 外国交際・条約・貿易等ノ庶務ヲ掌ル

卿 太輔 少輔

大弁務使 少弁務使

外国在勤及ヒ使節ノ事ヲ掌ル

大通弁 少通弁

外国応接・通弁ノ事ヲ掌ル

○兵部省 近衛・海軍・攻守・緩急・軍務ノ事ヲ掌ル

陸軍ハ藩下ニ置ク

卿兼元帥 太輔 少輔

近衛隊 大將 中將 少將

禁廷・輦轂ノ下ニ之ヲ置キ、不虞ノ守衛ニ備

フ

海軍隊 大將 中將 少將

開港場ノ下ニ之ヲ置キ、海門内外ノ不虞ニ備

フ

○刑部省 刑名・議処・獄訟・聽斷
事ヲ掌ル

卿 太輔 少輔

大判事 中判事 少判事

特権官

○弾正台 内外監察・非違糾弾
事ヲ掌ル

尹 大弼 少弼

按察使

府・藩・県ヲ巡歴シ、政事ノ治否・官吏ノ臧

否ヲ按察シ、褒貶ノ事ヲ督ス

○鎮守府 東京府ニ之ヲ置キ、各藩陸軍ノ本營トシ、
方鎮ノ事ヲ督ス

大將藩守兼任 中將同上 少將同上

大佐藩參事兼任 中佐同上 少佐同上

檢非違使

四方非違檢察ノ事ヲ督ス

○府 直隸東京 西京 大阪

司 參事 權參事

○藩 世封旧国封十萬石以上

守 參事 權參事

○県 直隸旧国封十萬石以下

令 參事 權參事

以上、

政治愚考

神ヲ敬シ民ヲ愛スルハ

皇國ノ本体ニシテ、政教ヲ祭祀ニ寓シ、祭政一致・治

教同帰ノ本体ヲ定立スル、最モ至要トス、

一凡ソ治道ノ根本ヲ論スレハ、只

君心ノ非ヲ正スニ在リ、

君心ノ非ヲ正シテ以テ

朝廷ヲ正シ、

朝廷ヲ正シテ以テ百官ヲ正ス、又事ノ上ニ就テ論スレ

ハ、必ス大ニ事ヲ更革スルニ在リ、事ヲ更革シテ後チ

積弊ヲ救ヒ正スヘシ、然トモ治道ハ孰レニモ

君心ヲ正シ修ムルヲ以テ根本トセンコトヲ要スヘシ、

漢ノ董仲舒曰、人ノ君タル者ハ心ヲ正シテ以テ朝廷ヲ

正ス、朝廷ヲ正シテ以テ百官ヲ正ス、百官ヲ正シテ以

テ万民ヲ正ス、万民ヲ正シテ以テ四方ヲ正ス、四方ヲ

正シテ遠近敢テ正ニ一ナラサル無フシテ、邪氣其間ニ

奸ス者アル無シト、固ニ確論ト謂フヘシ、

一 師傳保ノ官ヲ設ケ

君道ヲ正シ、徳義ヲ養ヒ、非礼ノ事耳目ニ接ヘス、嗜

好ノ私心術ヲ溺サス、外ハ起居ノ宜キニ適ヒ、内ハ畏

慎ノ念ヲ存シ、以テ徳義進ミ、心神莊肅、氣體和平シ、

然シテ後チ

君徳備ハリ、治道定シコトヲ要スヘシ、

一 府藩県三治同奉ノ制ヲ施シ、封建郡県相半シ、旧諸侯

十萬石以上ヲ以テ藩トシテ守ヲ置キ、各旧封ニ復シテ

以テ世襲トシ、十萬石以下ヲ以テ県トシテ令ヲ置キ、

亦旧封ノ地ニ知タラシメ、府ハ従前ノ如クニシテ司ヲ

置キ、然シテ府県ハ

朝廷ノ直隸トシ、猶隣境各藩ト相親睦シ、緩急相救庇

シ、國家ヲ保安スルヲ要トスヘシ、

一 府藩県三治同奉ヲ嚴正ニシ、曾テ制ヲ異ニシ政ヲ別ニ

スルヲ禁ス、軍制モ亦然リ、因テ時々彈正台ヨリ按察

使、鎮守府ヨリ檢非違使ヲ發遣シ、政治・軍制ノ事ヲ

巡察セシムヘシ、

一 凡ソ出納ノ制限ヲ定ムルコト、最モ経綸ノ一大業ニシ

テ、其要唯一歳ノ入ヲ量リ出スヲ為スノ外、更ニ他事

アルナシ、必ス克ク歳入租税ヲ本ニシ、三分ニシテ、

其一ヲ以テ治務・軍制ノ用途ヲ定分シ、諸官府ヲシテ

仮ニモ其定度ヲ超過セシムヘカラス、仮令定額不足ニ

及フト雖トモ、其僣毫モ加入スヘカラサルヲ以テ法トスヘシ、

一 奉職ハ、久任ノ制ヲ定メ、功アル者ハ秩ヲ増シ、位ヲ陞シ、賞ヲ加ヘテ、以テ必ス其人ノ成功ヲ立ツルヲ期スヘシ、更ニ其官ヲ遷サ、ルヲ以テ法トスヘシ、

一 官司公私輕重ノ定分ヲ嚴正ニシ、制度・紀律・賞罰・与奪ノ大權ノ如キハ、確然上ニ執持シテ少シモ下ニ仮ス勿レ、商法売利等ノ如キ鄙事ノ利權ハ、則之ヲ下ニ任シテ奪ハス、若シ民害ヲ為スカ、或ハ憲法ヲ犯スカ、其妨ケアラハ唯不正ヲ糾シ、不法ヲ戒メ、大体ニ注目スルヲ以テ要トスヘシ、大学ノ教ニ曰、國家ニ長トシテ財用ヲ務ムル者ハ必ス小人ニ由ルト、是レ國家ノ明戒ト謂フヘシ、

一 政ハ正也、

朝廷ハ衆正ノ本原、万方仰テ以テ決スル処也、然レハ大臣參議ノ其職ノ至重ナルヤ、素ヨリ言ニ及ハス、故ニ其職ニ任スル者ハ、唯規模ヲ大ニシテ鄙事ニ注目奔

走セス、大要ヲ執持シ統紀ヲ綱維スルヲ要スヘシ、昔

シ漢ノ陳平丙吉宰相トナリ、尚錢穀ノ數ニ對ヘス、闕死ノ人ヲ問ハサルノ事、能ク宰相ノ体ヲ得タル者ト謂フヘシ、然シテ佞令變亂アリトモ一步モ政府ヲ去ラス、確乎トシテ動搖セサルヲ以テ法トスヘシ、

一 名ヲ正シ実ヲ實ムルノ政行ハレ、法令嚴明、上下一心スルヲ要トス、

一 門地ヲ貴ヒ、嫡長ヲ奉シ、定分ヲ正フシ、覬覦ヲ絶チ、非望ヲ戒メ、嚴明ノ治教ヲ布クヲ要トス、春秋左氏伝ニ曰、公族ハ公室ノ枝葉也、若シ之ヲ去テハ則本根庇廢スル処ナシ、葛藟猶能ク其本根ヲ庇フ、故ニ君子以テ比スルコトヲ為ス、況ンヤ國君ヲヤ、

一 外國ノ交際ハ、方今ノ患難最モ慎ムヘキノ一大事件ニシテ、早ク吾カ本体ヲ確定シテ以テ條約公法ヲ履行シ、毫モ信義ヲ失ハス、礼節ヲ誤ルヘカラス、彼ハ利ヲ專ニシ、我ハ義ヲ主トシ、

皇夷ノ弁ヲ敵ニシ、和シテ同セサルノ意ヲ体シテ、各

其願欲スル処ノ者、彼我異ナレハ素ヨリ争奪暴乱ノ患
ヒアルヘキノ理ナシ、万一彼レ我ニ加フルニ非礼非義
ヲ以テストモ、公理正法ヲ以テ確明ニ論判シ、少モ動
揺恐懼セス、何ソカラ以テ制セストモ道ヲ以テ御スル
ヲ要トスヘシ、唯

国体ヲ失ハス大義ヲ誤ルコトナクンハ、仮令我カ

国焦土ト成ルトモ遺憾ナキ者ト覚悟スヘシ、

一 外国ノ富大ヲ羨ミ、吾

国体ヲ顧慮セス、妄ニ巧大ノ事務ヲ起ス勿レ、唯根本

ヲ固クシ

国力ニ堪ヘ、体用兼拳シ、本末順治シ、漸次盛大ヲ成

シ、内外充実スルヲ要トス、

一 政令ヲ輕易ニ施行スヘカラス、広く利害ヲ詢ヒ、審ニ
得喪ヲ計リ、普ク時勢ヲ論シ、克ク人情ヲ察シ、適実
行フヘキヲ以テ令ヲ発スヘシ、一度発スル者ハ數世易
ヘス、仮令下ニ物議沸騰スト雖トモ、身ヲ以テ法ヲ守
リ、確乎トシテ動クヘカラサルヲ以テ要トス、

一 一時ノ活眼利発ヲ以テ妄ニ新法ヲ起シ、吾カ

国祖ノ法ヲ變革スル勿レ、若シ時勢變遷ニ順ヒ適宜ナ
ラサルハ、広く會議ヲ興シ、免角公論ニ決スヘシ、卒
爾輕易ニ變更スヘカラス、元ノ耶律楚材カ言ニ、一利
ヲ興スハ一害ヲ除クニ如ス、一事ヲ生スルハ一事ヲ減
スルニ如スト、是レ古今ノ名言ト謂フヘシ、

一 海陸ノ軍制、和漢洋ヲ折衷シ、必ス更ニ

本朝ノ制法ヲ定ムヘシ、最モ克ク吾カ

国力ヲ量リ、財産ヲ計リ、

国体ノ堪ユル処ヲ以テ制ヲ立ツヘシ、然シテ陸軍ヨリ

ハ海軍ヲ盛大ニ布キ、軍資ノ定額三分ノ二ヲ以テ海軍

ニ備ヘ、其一ヲ以テ陸軍ヲ置クノ法トスヘシ、

一 海軍ノ兵員ハ府藩県大小多少ニ從ヒ、人体及ヒ軍資共

ニ貢獻スヘシ、軍資ノ多少ハ各貢兵ノ人員ニ応スヘシ、

一 今ノ鎮台分營ヲ廢シ、各藩ノ下ニ陸軍ヲ設ケ、各国力

ニ応シ定額ヲ立、常備兵ト名ケ、然シテ号令法律一般、

鎮守府ノ制度ニ從ヒ、各自混淆スルヲ禁ス、

一各藩大小多少ニ從ヒ、兵員ヲ分チ、東京鎮守府ニ更番スヘシ、軍資ハ各藩ノ自費タルヘシ、

一藩守各順号ヲ以テ

朝覲速職ノ礼ヲ定メ、一歳ツ、上京シ、定日ヲ立政府ニ參

朝シ、藩治ヲ議奏スヘシ、府県モ之ニ倣ヒ、府司ハ政府、県令ハ民政部ニ參

朝スヘシ、

一毎歲彈正台ヨリ按察使ヲ發遣シ、府藩県政事ノ治否・

官吏ノ臧否ヲ按察シ、褒貶ノ事ヲ督スヘシ、

一各藩守ヲ以テ鎮守府大将・中将・少將ノ任ヲ兼ネシメ、

三將ノ内一名ツ、一歳コトニ順号ヲ以テ鎮守府ニ更番

シ、方鎮ノ事ヲ督スヘシ、

一各藩參事ヲシテ、鎮守府ノ大佐・中佐・少佐ノ任ヲ兼

ネシメ、其藩守ヲ輔佐スヘシ、

一工部省ヲ廢シ、土木ノエヲ止メ、富大ノ妄費ヲ禁シ、

克ク

国本ニ勉精シ

国力充実スルヲ要トスヘシ、

一稅斂ヲ薄フシ、刑罰ヲ省キ、下ニ臨ムニ簡易ヲ以テシ、

衆ヲ御スルニ寛大ヲ以テシ、億兆ノ民命ニ堪ユルノ制ヲ施スヲ以テ要トスヘシ、

一出納ノ事務、一応入ルヲ勤メテ出スヲ止ムルヲ以テ要トシ、積蓄ヲ專一トスヘシ、

一開港場コトニ海軍局ヲ設ケ、海門内外ノ不虞ニ備ヘ、

然シテ諸藩合力シテ軍艦ヲ備ヘ、各港海軍ノ用ニ供スヘシ、

一政ヲ聽クニ、一日モ

朝ヲ止メ暇日ヲ置クノ謂ハレナシ、仍テ断然従前ノ休

日ヲ廢シテ、以テ官司曰々ニ勉焉

王事ニ精勤シ、政治ノ舉行スルヲ要トスヘシ、

一冗官ヲ省キ、給俸ヲ減シ、然シテ厚賜ヲ輕ンシテ薄位ヲ重ンシ、公庶忠実ノ風ヲ振起スルヲ要トスヘシ、

一洋人ヲシテ仮初ニモ國務ニ関涉セシムヘカラス、方今

雇入レノ夷人ハ則断然退ケ、然シテ給金ハ初メ約定期限ノ如ク賦与シ、丁寧ニ説諭シテ帰国ヲ命スヘシ、然シテ其賦与スル処ノ金ハ則上条ノ如ク、工部省ヲ廃シ土木ノ工ヲ止メ、且官員ノ月給ヲ減シ冗官ヲ省カハ則直前官金出ルナルヘシ、若シ不足ニ及ヒナハ、蝦夷開拓ヲ止メ、此経費ヲ以テ之ニ充ツヘシ、

一 一応開拓ヲ止メ、力田ノ法ヲ興シ、良田良圃ノ作ルヘクシテ作ラサル者多キヲ、勸農ノ道ヲ以テ貧民ヲ救ヒ、産業ヲ勤メシメ、惰民ヲ驅テ悉ク耕作ニ趨カシムルヲ要トスヘシ、

一 官吏私利ヲ専ニシ、衣服玩器ヲ飾リ、音物・盛膳ヲ厚クシ、或ハ花街・劇場ニ盛宴ヲ張ルノ弊俗ヲ禁革スルノ全權ハ彈正台ノ職ニ任スルナレハ、嚴然糾擧シテ毫モ法ヲ貸スヘカラサルヲ以テ要トスヘシ、

一人ヲ用ルニ反对ノ者ヲ並ヘ用ルヲ善トス、然トモ本心ノ相協ハサルハ否ラス、氣質所為反对ニシテ、主意一致ニ帰スル者ヲ曰フ、譬ヘハ一人ハ果決勇悍ニシテ事

ニ臨ンテ一步モ退カサル者、又一人ハ温順寛裕ニシテ事ニ臨ンテ深ク守リ詳密ニ心ヲ鍊ル者アリ、是レ等ヲ云フ也、

一 凡ソ政事ハ寛大易簡ヲ善トスルハ素ヨリ也、然トモ末世ニ至リテハ寛大ヲ以テ放縱ト混シ、易簡ヲ以テ疎略ト誤ルノ弊アリ、是故ニ政事弛マリ廢シテ民其弊ヲ受ルアリ、古人ノ所謂寛大ハ苛密ヲナサ、ルノミ、易簡ハ繁碎ヲナサ、ルノミ、宜ク其意ヲ會得スルヲ要トスヘシ、

一 法律ハ嚴明ナルヲ善トス、古人云、心ハ慈愛ヲ主トシ、行ハ清白ヲ勉メ、法ハ嚴明ヲ用ユヘシト、是レ為政ノ明戒ト謂フヘシ、

以上三十五条

冊子原寸 縦二八・五種 横二〇・五種 二〇枚

二六 嘉悦氏房書翰 宛名不明

未得拜顔候得共、時下益御清康奉賀候、然ハ過般長野親

藏罷出御懇厚之御交誼ニ預、於小生茂深々奉謝候、然処
匆卒帰県翁之儀茂諸事先生より御依頼仕置候由、御多忙
中御厚配ニ相成申候、此上宜敷奉希候、却説親藏へ御伝
言之趣委曲拜承、御高論趣夫々敬服仕候、於爰許茂財政
一条ニ付而公、同志之面々茂兼テ憂慮仕居候事件ニ付、
御高論之次第五六輩打寄再三講習ニ及申候処、全体之筋
ニは至極御同意仕候得共、間ニ少敷愚見之筋茂有之、且
不容易国家之大事件ニ付、直ニ罷出尚御高論之旨趣拜聞
仕、且愚見之趣茂陳述仕度覚悟ニ御座候処、御承知之病
氣ニ而何分炎暑中罷出得不申、甚以不本意ニ候得共、今
少し冷氣を待、九月初旬迄ニは是非共参県、諸事御高話
奉願、其上御咄合一定之後ハ、為邦家同志之面々茂騏尾
ニ從ヒ涯分之尽力可仕覚悟ニ罷在申候間、左様御承知被
下度、仍而先ツ一応愚書を以得尊意置申度、余ハ不日拜
眉ニ讓置、前略如此御座候、已上、

七月廿日

嘉悦氏房

文書原寸 縦一五種 横四九種

二 公冗 会計整頓、金銀貨鑄造等ノ意見 筆者不明
一 日本中之戸数人員・公領之上納高、海内之山海川沢田
畠之作毛諸産物、各藩之田高産物迄も取調候儀は會計
之本職故、別段論ニ不及事、

一 前件取調之上、朝廷上より府県年分之用金、海陸
軍局其外之用途一切相量り、不足之分は別段補之道可
被召建事、

一 佐渡其外之金銀山江猶又一層御手被相附、外ニ御趣法
被召建、手ニ応し候丈米國辺之金地金年々御取入、英仏
辺之金貨幣同様之位ニ他日御鑄麥之基を開き被置度事、
一 政度法制賞罰与奪之權は上ニ持し、少しも下江仮借セ
ス、金銀錢之然る所以之權は上ニ握り、右金銀錢之相
場且諸色之直成全ク御沙汰無之下江被為任候儀、古来
より之定りと承り候、右大本ニ居へ置不申候而は相混
雜ニ及、帰着之期有之間敷事、

但 金銀錢之貨幣、英仏辺同様品位宜ク相成候ハ、

右直成丈は一定可仕哉、

一前件通之定りニ而米穀諸色之相場は四時之代謝ニ齊ク、

此上之沿革人氣ニ從ひ昇降流動いたし、人力ヲ以不可

制止者故、其俣世上之相場ニ被為任、上よりは米穀諸

色之都会ニ入來候様御仕掛、度量を詐り売買いたし、

世上之難澁を不顧一手ニ買占め、金を借し法外之高利

を取り、又は奸曲之手筋之ものを嚴重御取締有之度事、

一外国商法之儀、是尤小商人共目前之利益を見致取組、

彼より被教ル事而已ニ而膏油ヲ被吸取候場ニ相当り、

此俣ニ而は大疲弊ニ可及候間、開港之地は 本朝之商

人共江類ヲ以商法ヲ為組、公道之為致商法、其益有之

候様御世話有之度事、

一會計局江致関係候府県之取扱大綱ハ致差引、其余は都

而其向江御委任同事等有之折ハ、即時ニ御決定御差函

相成度事、

一會計局之役人内ニ其以前ニ不当人段々有之向故、邪正

被相糾、不宜人々ハ被差免度事、

一是迄都会商法ノ悪弊衆人之害ニ相成候事共は、御糾之

上被相除度事、

文書原寸 縦一六・二種 横二三・五種

二六七 黒田清隆書翰 宛名不明

〔封紙ウツ書〕

御安着御祝儀申上候、扱テハ遮タル用向有之、御直話申

上度一条御座候間、今明日之間御閑暇之折為御知可被下

候、此旨乍憚寸楮呈置候也、

四月廿四日

黒田

文書原寸 縦一八・二種 横二一・七種

二六七 黒田清綱書翰 宛名不明

三条公トノ面会ノ件

先日ハ御來訪忝奉存候、三条殿へ閑日相伺候処、来月五

日午後寛々御目ニかゝるへく被申候間、其通御心得可被

下候、尤其内猶拝晤委細御咄申上置度儀も有之候間、御

序二弊屋へ御立寄被下候へハ多幸之至二候也、艸々、

五月卅日

清綱

文書原寸 縦一六・五種 横三九・五種

二六二 黒田清隆ヨリ大久保甲東へ

夜雨客中ノ詩一首

夜雨客中遣懐甲東大人高詩閱

蕭々春雨夜寥々

枕上静思前路遙

雲隔客心情益切

欲聴鴻雁一声嬌

黒田拝

乞占削

文書原寸 縦一六・二種 横四九・五種

二六三 黒田清隆ヨリ大久保利通へ

庄内人紹介ノ件

前文略ス、

儲テハ先日庄内卜大蔵省卜云々ノ事件、如何御吟味相付

申候哉、拙寓江庄内人朝稻氏参リ、度々昇堂仕候得共折

悪敷不得拝顔卜、至極遺憾不少様子ニ被伺申候、御都合

も御座候間御面会被下度、為其添書為持差出シ申候間、

左様思召可被下候、此旨奉得尊意候、敬白、

四月廿九日

黒田拝

大久保大人閣下

文書原寸 縦一六・七種 横五〇・五種

二六四 熊本県余田正規書翰 宛名不明

鹿兒島へ米売込ノ件

(編纂書)
熊本余田正規書状

酷暑之候、御全家益御清康被成御渡光奉敬賀候、於此元

劣弟無異消光罷在候間、御休襟可被下候、其後ハ絶而呈

書モ相頼リ、失敬之至御叱捨可被下候、当県下モ至而静

謐、兔角諸新聞ニモ不穩趣モ相載候得共、何モ可込之事

無之、唯々士族窮困、家屋新築モ不任心底、農家ニ寄留ノミニテ、公債之御下渡ヲ渴望致ノミニ御座候、御県下モ御同様と奉存候、既ニ先日御建白等工藤より差送り曲サニ拝見仕候、当方モ兵火ニ羅リ候モノ官ノ救恤ヲ以テ拝借金ヲ願出候モノモ不少候得共、有志之輩兼而独立不羈之志操ヲ論談致モノハ、右等之議ハ存モ不依、力役等ニ身ヲ委ネ、此節之羅災ハ転シテ福トスルノ時欵ト相競罷在候モノモ不少、僕等モ此論ニ同意ニ罷在候得共、老惚之身と相成、何之自由モ出来不申、唯々悴共ニは右之通相心得候様申聞セ候事ニ御座候、

一 工藤モ御懇愈ヲ蒙候由、御互ニ御世話ニ為罷成と奉存候、とふか当時ハ東京ニ被在候様ニ承知仕、若ヤ又々御県之様ニ罷出モ候ハ、乍憚宜敷御致声奉希候、
 一 劣弟懇意之モノ当時米ヲ困居候モノ有之、御県下へ入用之向モ候ハ、売払申度、先生江及御釣合具候様頼談ヲ受候ニ付奉願候、若ヤ御出入之商人モ有之、其取組モ出来候ハ、御知せ被下度、尤已往毎年御取入之節ニ

御取組申度との趣モ申出候間、若ハ御県下之御弁利ニモ可相成欵ト奉存候間、奉願候事ニ御座候、則左之通、
 一米八千俵

石ニシテ三千石

石ニ付六円六十錢ニ売払度、

米性ハ高瀬及ヒ川尻等ニテ随分宜敷由、尤御県迄運賃は、右之外ニ而七円程ニモ可相成欵との事ニ御座候、
 右之外録呈仕度儀モ御座候得共、草忙相認、尚余は奉期後鴻候也、

八月一日

余田正規

文書原寸 縦一六種 横八二種

二六五 後藤象二郎ヨリ市来四郎へ

返答延引ノ謝状

〔端裏書〕
 〔後藤〕

拜啓、先日來は段々御光臨被下由之処、始終不在不敬仕候、然は其節御申置候次第二就、来ル二十一日午後三時

拜侍可仕候間、同日御差支も無御座候ハ、御光臨可被下
候、早々拜答も可仕善之処、近日取込候義有之、拜答
遅々之罪万々御海容奉願候、委細は期拜顔、右御通報迄
早々如此御座候、頓首、

後藤象二郎
啓上

市来四郎殿

御侍史

六月十九日

文書原寸 縦一九種 横六四種

二六六 後藤象二郎ヨリ小松帯刀へ

病中欠勤謝状

(包紙ツク書)

小松帯刀殿 後藤象二郎

公用向

アト朱「後藤」ハ墨覆

〇

五月十九日
三時限り三隻

拜見仕候、昨夜は態と御枉駕被下候、折節臥病中真ニ御
失敬何共赧然之至ニ御座候、扱は 大政官云々之義、今
早朝は条公迄被仰上候趣を以尊翰御示被下候如命、誠ニ
難有御同慶此事ニ御座候、木戸氏へは早速申通候間、左
様御安意可被下候、弟事も今朝は漸出膿ニ相成候得共、
何分熱氣猶甚敷大ニ難義仕候故、遂ニ地方之医師緒方拙
齋と申者相招診察相受候処、何も大患と申二ても無之由
ニて、段々療治相受候故、明後日へ懸候而は多分快方欵
と奉存候、段々御尋問別而忝奉存候、誠ニ別而御用多中
御氣之毒申上候様も無御座、恐縮之至ニ御座候、先は右
御答耳勿略奉申上候、医生来訪中別而御使を為侍失敬、
其上猶疼痛中仰臥執筆御推読奉願候、別紙条公尊翰も
再々御返璧御受故奉報、其余拜鳳ニ讓、勿々如此御座候、
頓首九拜、

三月念八

小松盟台

侍史

後藤生

再展、木戸へは御伝致し越委細申遣候、

先生ニも御持疾御発動中、別而時下御自愛御加養千

万懇祈仕候、又頓首、

文書原寸 縦一八・二種 横一八四種

二六七 鮫島尚信ヨリ大久保利通へ

御用召取消ノ件

拝呈、昨宵は昇堂御懇諭を蒙り奉多謝候、就而は今朝所
勞之届書差出候積ニ御座候間、仮令間違ニ無之候とも御
案内通事実不得已次第御座候間、自然御用召御取り消
シ之御都合等御出来候得は、小生之大幸不過之奉存候、
右不願失敬奉願上候、草々不宣、

六月三日

鮫島拜

大久保先醒

文書原寸 縦一九・五種 横四六種

二六八 鮫島尚信ヨリ大久保利通へ

病氣不参ノ件

拝呈、一昨日は狷銃御惠贈被成下奉深謝候、折悪敷同日
は早朝より外出仕、夕刻帰宅後尊書拝読、夫故不能参堂、
弥今夕は是非昇堂之含ニ罷在候処、昨日来胸痛相悩ミ、
未外出相叶不申、今日は折角御催シ之席を欠き、大遺憾
之至ニ御座候、何レ不日参上万縷可申上候得共、不取敢
御断迄、草々拝具、

三月廿九日

尚信拜

大久保老台

追而過日欧州より鹿酒到着致候二付、乍些少進呈仕
候、御笑留被下候得は大幸之至ニ御座候、

文書原寸 縦一七種 横六五・三種

二六九 鮫島某ヨリ大久保利通へ

退省後訪問ノ件

〔封紙ウツ書〕
「大久保老爺
拜復

鮫島

来頼入候、艸々頓首、
文書原寸 縦一六・五種 横四五・五種

尊翰奉誦候、陳今日は別ニ差支無御座候間、退省掛昇堂
可仕候、草々奉復、

廿四日

文書原寸 縦一七・七種 横五三・五種

伊藤參議より別紙到来候間、御廻し申候也、
十一月一日 実美
文書原寸 縦一七・三種 横一八種

二八〇 三条相国ヨリ大久保利通へ

合三通

伊藤參議ノ書面廻付 外一通

二八一 三条実美ヨリ大久保利通へ

諸省卿輔へ申渡ノ件

二八八〇ノ一

〔封紙ウツ書〕
「大久保殿 実美

〔封紙ウツ書〕
「大久保殿 実美

唯今退出候間此段致報知候、然処豊岡大学監と兼約致入
来対談中ニ付、相濟候ハ、從此可申入候間、其上ニて入

諸省卿輔へ申聞候事、今日愚亭へ集会ノ約ニ致候処、
少々都合悪、明日必面会ノ積リニ有之候、其上各方より
御申談有之度候、仍此段為御心得申置候也、
文書原寸 縦一七・七種 横三五・三種

二六二 三条実美ヨリ大久保利通へ

来邸ヲ求ムルノ件

〔封紙ウツ書〕
大久保殿 実美

メ
L

明朝面会之筈ニ候処、不能其儀遺憾、何分至急之事ニ付、御苦労なから今日帰宅候ハ、可申入候間、弊邸江入来之儀頼入候、早々不聲、

文書原寸 縦一九糎 横六一糎

二六三 三条実美ヨリ大久保利通へ

世古格太郎等任官ノ件

弥清康大賀候、然は兼而内話致居候世古格太郎義仕官之内願有之、足下江も相頼居候趣、実は小生も懇意ニ致候者故、追々情実も承り憫然之義ニ及候、内務中欠官之節相当之場ニ採用相成候ハ、幸甚之義ニ有之候、昨年来段々歎願致居候間、其辺御含置可然勘考有之度候、併不

可用之人物ニ候得は、断然絶念為致候方可然と存候間、

必無斟酌示有之度候、右当人之情実気毒ニ存不得止煩高

慮申候、草々不備、

十二月十九日

尚以米沢千坂嘉遜齋之義、先頃御登用相成候事可然話も有之、是も何れ之地方ニ而も県令之地ニ被任候ハ、可ナリ御用立可申と存候、尚勘考有之度候、
同人も奥羽中ニ而ハ名望も有之一人物ニ候間、御登用相成候方可然と存候、

大久保殿

実美

文書原寸 縦一六・七糎 横七三糎

二六四 酒田県農民不正取調ノ件

添津村平民

乙坂久作

〔西奥野力〕
西興屋村平民

甚内

右兩人本月廿九日今度種夫食米一割之利ヲ以御貸付相成候間、証書引替候様戸長扱所ヨリ被相達候得共、右種夫食之儀は東京江代言人ヲ以歎願致シ置候儀ニ付、右御指令有之迄証書引替方猶予致シ吳候様申立候得共、兔角扱所之申分相分り兼、種夫食之利足ハ専ら學費金江御差込相成候様ニも被申合、然レハ今度右學費金獻納之御沙汰モ有之、昨年ハ兩度ニ式朱ツ、被取立、左候得は百姓ヨリハ學費金三重ニ御取立相成候筋、難渋之百姓如何共致シ方無之旨申立候ニ付、其筋々悉申諭候処、兩人共承服ニ候、扱種夫食之事東京代言人ヲ以申立候訳ハ何様申立候事哉相糾シ候処、右ハ当春中下山添村富樫勘助悴卯之助ヨリ種夫食歎願之儀、森藤右衛門ヨリ百姓四人之名前ヲ認願書差出候処、酒田県十八万石余之村々百姓惣代ニ四人計惣代ト申事ハ有之間敷、外ニモ惣代之者可有之ニ付、名前ヲ為差登可申旨、或官員之御指図之様ニ為申聞候ニ付、尤之事ニ承知、白紙江名前ヲ認調印候ヘハ、歎願書等ハ不殘森藤右衛門認具候積之趣ニ付、私共兩人始

外返町村長左衛門・前田同村藤右衛門・三ヶ沢村嘉右衛門・喜左衛門・西興屋村平左衛門等連印下山添村江相廻シ置候事ニ申立候間、

(付)種夫食ト申ハ、旧藩爾來ノ貨物ニシテ、一ヶ年三割ノ利ヲ加ヘ年々返納、元米ハ直ニ借返サセ候仕來ニ有之、新巢後同ノ上旧來ノ通据置、右利米ヲ以開産資本并小学費用ノ内へ差加候事ニ相成居、尤旧藩ノ節仔細有之、元米返済切不相成仕法ニ候得共、貨物ノ名義ニ付上ハ望ノ者返済切勝手ノ事ニ近頃相達候ヨリ返納ノ村方モ有之、一体格外ノ高利ニ付テハ一同返納望ノ苦ニ候得共、旧來借米候分一時返済難儀ニ付テハ、自然夫ニ至リ兼候事情ニ相見、本年別段ノ訳ヲ以右種夫食昨年買納石代直段ヲ以不殘返願出候上、右返納丈ノ金員更ニ借用願出候得は、一ヶ年一割ノ利ヲ以直ニ貸付候積相達候事ニ候、左スレハ種夫食借用ノ名義ハ消ヘ、更ニ賦金ノ内借用ノ筋ニ相成り、三割ノ利ハ一割ニ相減候ニ付、一月モ早ク右様願出候得は、畢竟証書取替候計リニテ下方莫大ノ利益ニ相成候事ニ候、

下山添村

富樫卯之助

右相糾候処、前兩人申立候通ニ相違無之、乍去右之儀は兼テ東京江罷登居候丸岡村源五郎・谷定村三郎兵衛弟辰之助・後田村由右衛門・民田村九兵衛之四人、東京ニテ願書森藤右衛門江頼差出候処、尤之旨趣ニ付惣代之依頼状為差登候様、右九兵衛罷下リ申聞候ニ付、狩川辺ニ而采ニ立居候久作ニ付、同人ヲ呼寄セ右之辺申談候事ニ有之候得共、少々言葉違ヒハ御座候得共、其趣意行違候儀無之、東京表之儀ハ前四人罷下居候ニ付、御呼出シ之上御糾被下候ヘハ委細相分リ可申、扱右之通九兵衛ヨリ申越候ニ付、久作ニも申談候得共、山添村ハ申ニ不及、元島組ニ而惣代依頼状ハ差登セ不申候得は、当節藤右衛門江依頼歎願等致シ置候儀無之、其証拠ニハ藤右衛門江入用金差出候儀無之旨申立候付、前東京へ罷登候四人ト申者、此節以之外種夫食米ヲ始学費金之儀ヲ悉ク心得違候ニ付、

後田村 由右衛門

谷定村 辰之助

民田村 九兵衛

丸岡村 源五郎

右四人呼出し候処、源五郎ト申者丸岡ニ無之、枝郷備前村ニ七拾有余ニ而源五郎ト申者有之、其忤儀三郎ハ東京罷登候趣、

由右衛門申口

私儀は兼テ金剛峯参詣心懸居候ニ付、塚野西里ト一趣東京ニ罷登居候処、同人儀昨年之続キ種夫食又ハ御普請米等之儀歎願致シ候方ト、西里ヨリモ申吳候付、幸ヒ谷定村辰之助ト一趣罷在候ニ付、互ニ相談、警視庁江歎願書差出候処、酒田県之百姓共警視庁ト司法省ト一事兩方ヘ歎願候儀不宜候旨、警視庁ニ而被 仰候趣西里ヨリ承リ候付、夫ヨリ森藤右衛門江頼入、願書へ調印差出貫ヒ申候、

九兵衛申口

私儀、去年中ヨリ東京ニ而入用金払方判然不致候ニ付、
右等之次第相改候積ニ而備前村儀三郎ト一趣当二月廿二
日国元出立罷登候、其節東京ニ而万事百姓之事周施致し
呉候人、

鞍貫大三郎

町野折兵衛

小松 操

森 藤右衛門

片貝村

鈴木弥右衛門

右之五人罷在候付金子行廻り相尋候処、布而国元ヨリ為
登金途中江滞り居候付罷下り可申積ニ取究候処、大網村
渡辺治郎左衛門・下名川村渡辺弥次兵衛も罷登、種夫食
米并普請米等之儀免除ニ相成候様歎願、森藤右衛門ヲ以
可申上旨相談ニ相成候間、藤右衛門江頼入候処、同人受
込ミ代言代書人ト成り、同人願書等認呉候得共、其折登
り居候百姓抔誑事も不叶、文面且ツ聞テモ相分不申文言

二有之候得共、右周旋人相談上ノ事ニ付何分ニモ宜敷ト
相頼、司法省江願書藤右衛門差出呉候趣之処、酒田県百
姓惣代ト辰之助・儀三郎・九兵衛其外モ願書肩書致シ候
為、百姓共ヨリ依頼状有之哉御糾之節、右様之恐無之旨
森藤右衛門申出候ヨリ御取受無之ニ付、右惣代之依頼状
早々国元ヨリ取寄セ可申、人数モ多ク罷登候得ハ別而都
合之趣藤右衛門ヨリ被申付候付、取急キ罷下卯之助始江
右之段為相知申候、尤右依頼状ハ組々ヨリ直ニ為差登候
積ニ付、大方栗原幹罷登候節為差登候向モ可有之と相考
居候、此節東京入費金ハ別段差登セ不申、春中栗原友右
衛門罷登候節余程之金子持参候筈、私儀モ引返シ罷登候
積之処、夫ニも至り兼居候内、追々右願書江名前乗セ候
者共一同罷下申候、

谷定村

辰之助申口

九兵衛罷下候迄之処ハ同人并由右衛門口上ニ相違無之、
右九兵衛儀依頼状取ニ罷下候得共、為差登不申ニ付、無
余儀百姓惣代之文字ハ相除キ、願主ト申名目ニ認替、司

法省江差出候趣、森藤右衛門申聞、私共長々罷在候共入費而已懸リ、其詮モ無之ニ付罷下リ候而も可然旨藤右衛門申聞ニ付、追々一同罷下申候儀ニテ、百姓共ヨリ藤右衛門江代言代書人等相頼候ニハ相違無之候、

再立

乙坂久作

甚内

右兩人申立候ニハ、先日迄私共組方ニ而森藤右衛門ヲ以種夫食等之儀歎願致シ居候儀ト心得居候処、前田月村藤右衛門江承合候所、書中下山添村ヨリ名前書為差登候様申来候付、白紙へ印形相廻候得共、右ハ東京江為差登不申趣儘ニ下山添村ヨリ申越置候儀ニテ、組方ヨリハ藤右衛門へ依頼歎願等致シ置候儀一切無之旨承知仕候、是迄心得違戸長之種夫食証書引替之儀ハ、百姓ヲいとひ一月モ早ク安利ニ為致度ヨリ彼是心配被致候ヲ、無謂疑ヲ懸ケ恐入候旨申立候、

右百姓共相糾候大趣意如此ニ御座候、

八月八日

冊子原寸 縦二八種 横二〇種 五枚

二六五 堺県知事小河一敏ヨリ弁官へ

権知事ニ任セラレ度云々

去年来堺県知事奉職罷在、戦兢之至ニ候へ共、朝廟を重んじ微軀を尽居候迄ニ御座候、然ニ今日之知事事は前ハ国守之任同様と奉存候へは、いかにも其任重く分憂之官烹鮮之職ニ御座候、然は格別ニ人材御精選ニテ御委任相成度段ハ先頃来頻ニ建言仕置候通之事ニ而、素より非材之一敏其任ニ不可堪段も追々申上置候通之次第ニ御座候、然ニ今度従前之百官被廢候て、夫々更に任官宣下ニ相成、一敏義又々堺県知事ニ被任候段ハ、重々難有仕合奉存候、然ニ是迄之諸県知事共今度は多くハ権官ニ被任候、其中ニは材徳遙ニ一敏より優候様被存候者も多く御座候処、いつれも権官ニテ相勤候様被

仰出候上は、一敏義も何分にも正官御辞退申上、権官ニ

而心力之及相勤候様仕度、此段奉歎願候間、宜御執達可

被下候、誠恐誠惶謹言、

文書原寸 縦一七種 横五二・五種

堺県知事
小河一敏

七月廿日

弁官御中

文書原寸 縦一五・五種 横八〇種

二六六 栄井陳人ヨリ三島通庸へ

書類返却ノ件

春色臘々、先以愈御清勝被成御起居奉寿候、然は過日御

投示之御書付奉返暨候、御取手奉希候、右之段申上度、

他は期面尽候、頓首、

春仲十一日

栄井陳人

三島雅兄

有例文不乙、

二六七 昨年九月岩倉卿へ参殿之折口上手扣草稿

伊地知正治?政度大体確立云々

昨年九月岩倉卿江参殿之折口上手扣草稿

一千歳之一時再ひ不可得之今日ニ至リ、御政度之大体

相立不申、乍恐此俣ニ而は瓦解之外有之間敷奉存候間、

御処置之程体用本末緩急軽重之次第、預メ御評議条件

一紙ニ御書調方向被定置、順序ヲ以御施行前後ヲ不被

誤様有之度奉存候事、

但 瑣細之命令ハ必ス此涯御差扣相成度、

一謙讓は美德ニ候得共、一家之私事と変リ官ニ臨而は嚴

然不可犯之色無るべからず、下上を畏るこそ順ニ候処、

当時ハ却而上下ニ媚る之勢あり、人氣を取らんとする

ハ私也、公平至誠ヲ体任シ、名分条理大道之ある所ヲ

以御決定、人氣を取之実事を勉め玉へがし、御処置之

上ニ而人心之服不服ハ有之べし、

一字内之公道ヲ以本体ヲ御居へ、内外之分本末之弁聊御取失無之様、

一本朝之制度紀綱御軍制・衣服之制等早速御取調相成度、
一諸事務局々分課ヲ御立、輔相公辺之所ニ而ハ重ニ重大之事件御決定、軽小之条目は其受持之所ニ而相定メ御施行有之度、一日万機細事迄も一々御聞届相成候ハ、身心御疲労久ニ不堪、且重大之事ニ御熟慮出来兼、恐クハ失体ヲ生候事可有御座、

一主宰之人無之候而は機軸不相立、万事齟齬連続仕兼候間、議定参与辺之所ニ人柄御清撰之上三四人御見立、如何様成大事件致到来候而も少しも政府ヲ不去、根軸ニ相立輔相公辺ヲ補助シ、万事裁決
朝意一貫、不致区々様有之度奉存候、

一府県之取扱ハ可成其惣宰江御委任、大意一定、命令等
二場ニ不相成様、
一會計局之条々、
一外国交際且掛之官員等、

一府県之取扱差掛之弊害は相除キ、余は可成此涯旧貫ニ仍り変改無之様、

一一且人ヲ御登庸之上ハ、為差立罪無之候而は御貶斥難相成候間、初メニ御清撰有之度、御政事之運と否とは人次第二可有之、

一朝班ニ列候人々酒樓辺ニ一切不参様、且驕奢ノ風ヲ御禁止之事、
但

下江はケ様之命令は曾而下し玉ふへからず、

文書原寸 縦一六種 横二一種

二六八 佐賀県柴田洪平ヨリ政府へノ建白 二冊

神祇崇敬、衣食住制度其他改正ノ件

二八八八ノ一

〔表紙〕上

佐賀県
柴田洪平

一御政体御変革之上は神祇御崇敬を本として、先以当国

一ノ宮水川大明神宮殿御造営并社地之道橋御修繕相成候上、乍恐被遊

行幸、祭田御寄附社人等へ叙位被 仰付候様有之度事、一方今

行幸之御儀式不整候処より、人民無何臣節を失却し、尊上之義無之候付、今般改而水川宮

行幸被遊御儀式之義、先年

先帝加茂八幡行幸之古典ニ被為依

鳳輦ニ台御し、百官は申ニ不及、大小之華族其位階ニ
應し本然之正服を致着用騎馬ニ而奉供奉、從僕之義は
式部之沙汰を受候様、尤 御行列等巍々然として人民
之觀望を驚し、上下之耳目を御一洗相成候様有之度事、
一宗廟社禊神其外諸社御祭典之義、此迄御重大之御仕成
ニ而、上古ニは既ニ齋宮齋院も被差置、又上卿下向奉
幣相成候 宇佐・箱崎体之神社も有之、旁格別之御崇
敬ニ候処、今般之御制度ニ而は神祇官被相廃候而已な
らす、

大神宮之太秋麻并曆書等御頒布も被相祭、且神社之宮
殿宮繕不被相掛趣被相違、却而夷蛮之方法而已御主張

相成候処より、間々不体裁之義等相競以之外之事ニ候、
以来上卿下向奉幣は勿論、太秋麻・曆書御頒布相成、
且此迄官費を以宮繕相成來候神社は、矢張旧來之通官

費宮繕相成候様有之度事、

一節朔朝賀之義、重大之御格式ニ而、古來より御代々被
相廢候義無之、既二元三人日上巳を始月次之礼日として

朔望等之定規朝賀も有之候処、如何之次第ニ而坎御一
新之間ケ様之御儀式は尚更可被為相興候処、却而御廢

止相成、甚以不体裁之義ニ付、於其筋古來より之御礼
典被相調、重大之御儀式更ニ被相設候様有之度事、

一今度新曆御発行ニ付、上古より被相行候節朔重大之朝
儀全御廢止相置、且稼穡向は勿論、諸神祭扱又七夕・

于蘭盆等ニ付、暗愚之人民未旧曆相捨兼候処より、終
ニ正閏之區別不相弁、既二七月・八月・九月三ケ度ニ

相及、此等些細之義ニは候得共、支干相乱通立到殆致

難波候次第二候、殊ニ隔遠僻陋之國々今以新曆不取用
趣相聞、旁不便利之筋ニ付新曆を相廃、更ニ旧曆御取
用相成候様有之度事、

一 神社御祭典・節朔之朝儀・外国公使御接遇、殊ニは親
王・諸王・諸臣御仕成振、且大臣以下外国人応対等方
端取調方之義、古来式部・治部之ニ大省ニ而取扱来候
処、御一新之砌此等之義無之、近来漸式部之一寮被
差置候得共、大政官被官之由ニ而重大之御典礼御創立
之段不相至、却而廃礼頽儀相競、皇國之基礎致顛倒、
夫故種々之失体相究候訳ニ付、別段式部省被相立、重
大之諸礼式等被相創候様有之度事、

一 親王・諸王・諸臣朝賀之節、御礼席等大混雜ニ而、殊
ニ 出御入御共警蹕之御儀粧も無御座趣、是等之義は
武家作法辺僻、戎服之地馴も被相行候処、大切之御儀
式輕非ニ陥候次第如何之事ニ候、以来朝賀之刻は彈正
・式部・宮内ニ而嚴重相制し、御無礼等不申上候様致
見聞、且朝賀之向々警蹕之声承候次第拜礼申上、弁官

より奏者相勤、一々人名 奏聞候後
尊上より御叡詞被下、入御被為在候上、無混雜次第々
々取候様有之度事、

但親王・諸王、且勅任・奏任・非官有位之華士族朝
賀之節、間序等區別有之候義は勿論、御仕成振又
種々之區別可有之事、

一 御一新以来親王其外華族等之名目而已ニ而、邂逅麝香
ノ間詰之唱号御座候得共、何分旧幕時代定席之姿ニも
難相至、殊ニ其余之向々は定席無之、甚以不体裁之義
ニ候、一体品位名器不正ニ而は御制度相立兼候緒端ニ
而、決而不相濟義ニ候得共、方今此等之筋ニは一尙不
相及、以之外之事ニ候、仍而於其筋重大之御格式被相
定、至当之御仕成御座候様有之度事、

一 叙位除目之義、諸官省勅任官は成丈華族之列へ御登進
相成候上被相補、奏任初而朝拜之列ニ被差加、判任以
下拜礼不被為受候様可有之、尤勲功之次第ニ依判任奏
任ニ転し、奏任勅任ニ昇候節は必其官階相進候事ニ付

其身格も又御引揚、其位官ニ応し、夫々御登庸相成候様、既ニ武家杯ニも士族之向より若年寄杯へ撰擢相成候刻は、先其身分大名之位格ニ昇進、家禄万石ニ加増相成候上、右役義被申付候、且其余之役向上下之差別有之、又拜謁以上下と相分、間席之義も夫ニ准し、雁ノ間・芙蓉ノ間杯とは是又相定候次第ニ候、是畢竟上下尊卑之礼を重し、名器人ニ不仮之筋合より相起候義ニ付、是又厳格之御制度被相設候様有之度事、

一 近来糲糊之世体押移、上下尊卑之礼経不相立処より、親王・諸王・華族且大臣以下諸官員出仕遊歩を不限、外出之砌供廻之義一人召連候向も有之、全不召連人も有之、今時風習之所令然とは乍申、我身を待之菲薄ニして、是等前代未聞之事ニ候、畢竟政体上より致關係被候義ニ而候得共、甚以不宜体裁ニ候、仍而夫等之義被相糾、其位階ニ応し供廻更ニ被相定、他行之節は屹度召連候様有之度事、

一大臣以下諸官員

宮城出仕之節、下馬下乗場之義、近来凡下々臆之輩一時之僥倖ニ乗し、非常之恩徳ニ浴候とは乍申、其官階ニ応し馬車等ニ而 御車寄其外迄乗通候義、以之外之事ニ候、既ニ是迄之御制度如何様之家格ニ而も二重門内外ニ而乘輿差留、馬之義は外門橋前ニ而為致下馬候処、右様僭上之事柄甚以不宜義ニ付、親王・諸王・諸臣其位階ニ応し更ニ厳格之御法度被相立、二重門内外ニ而下乗、外門橋前ニ而下馬被仰付候様有之度事、

一 重立候官員邸宅之義、官費を以兼而相補理被置、新規官員叙任相成候刻は、急速右官邸移住被仰付、免官之節は其邸第則引払候様仕与被相付置度、右は畢竟非常之政柄を握、過分之勤務ニ相携候上は、第一天下之壯觀嚴重之威厳無之而は不相濟、惣而は邸第家屋之義も夫ニ准し、狭粗賤悪ニ而は下民之就望無何輕侮を来し、御役威も相立兼候通立到、加之小禄之向俄ニ右様過分之役義相勤候迄、早速家作相營候義出来兼候付、官費被相掛官邸被相定置候様可有之処、当今大臣以下重立

候官員之向住所之広狭醜美不一定、殊二家作振 皇夷致混淆、甚外国ニ対候而も 皇国之失体を究め、且民庶之侮を受候次第二候条、是又公費を以兼而邸宅被相補理置、叙免之次第二依移転被仰付候様有之度事、

一諸方御門守衛之義、先年既ニ被相徹^(徹)、其上方今諸郭門皆以破壊相成、甚以不体裁之事ニ候、一体 王城之義は旧来羅城門、其外嚴重之御郭門も為有之由ニ候得は、是非無之而は不相叶、依而 宮門は勿論、諸口々守衛之義被仰出候様有之度事、

一旧来当所之義ハ烈風甚敷、出火不断ニ而、家屋稠密之土地柄間々數十町ニ致延焼候義ニ付、巨離^(巨)を計火消屋敷被相設置、出火之刻は同所より鐘之合図を以諸方へ相知せ、且其撞数ニ而遠近を示し、町火消之進退を致差図候趣、既ニ馬場先御門外・神田・赤坂・牛込等之十ヶ所兼而被相補理置候、夫故俗二十人火消と相唱へ消防懸之一局被相立置候由、然ニ方今是等之類皆以御廃止相成候故、消防方粗略相成候処より、先般 皇城

炎上之義火消等間ニ合不申至儀立至候条、是又旧時同様 皇城守護之為其遠近を計、兼而火消屋敷御取設相成候様有之度事、

一方今諸方へ之 勅使相勤候役義不相定、且火事場之事故 奏聞之義も無之趣如何之事ニ候、畢竟御政事向枢要之事体ニ候処、無其義、第一下民之過失將叛逆之情等御取糾無之共、其御予防無之候而は甚以不相濟義ニ候、仍而 勅使相勤候官局、且火事場見廻等之官員被相定、兼而内外馳趨致し候様有之度事、

一乘輿乘馬之義、其身格官階ニ応し屹度其定規可被相立候処、当今制度不相立とは乍申、乘輿之勤向馬乘人力車等ニ而馬乘之向步行、歩行之向却而馬乘等致し候様相成、諸事雜駁混乱、定制無之通立到、夫故農商之類間々僭上之至義相及、加之衣服之制度不相立 皇夷相混し、其上欧亜諸洲之服製相交、甚以醜惡之体裁を究候条、以来其官級位階ニ応し輿馬其外服制嚴重被相定候様有之度事、

一 華士族中僕婢之義、其位階之高下且勤務非役之次第、

將貧富之形狀致關係候へ共、大概其家格身代ニ依リ多寡増減有之召使來候処、当今野蠻之僻習相競、如何成貴重之身体ニ而も日常無僕ニ而致独歩、剩商店立掛諸式直向買整候様成移、日ニ増菲薄之風儀差募、其身を不愧之為躰絶言語候、畢竟是等之義政体上より致係累候得共、元來尊卑之區別不相立候而は、逆も教化禁令被相行候道理無之候、仍而自今以後其位階ニ応し僕婢召使立買等無之候様相嗜可申、自然右様之事故於有之は嚴重之御沙汰御座候様有之度事、

一 家屋敷之義、是迄士族以上之向は長屋門拵、其以下衛門ニして本家ニ作振敷台玄關付之區別有之候処、近来右等之定則無之、長屋等有之候家作は却而町屋取拵、或は取毀候次第押移、華族之向ニ而も追々右様之始末相及候為躰、以之外之事ニ候、以來其位階ニ応し家作御定嚴重被相立、在來之長屋取毀候欵、又は町屋等取拵候人於有之は、屹度御沙汰御座候様有之度事、

一 中古在官之向々へ俸禄御当介之義、職田・位田杯とて

大概田地米穀等を以被相定候処、御一新之砌不得止御情狀、一果御凌之為金札等も御取拵有之候訳柄、彼是ニ而諸官員へ月給と相唱へ金銭ニ而御下渡相成、其後御鎮靜之日ニは夫等之御目途屹度可被相付候様當然之処、今日迄其御確規も相立兼、一旦米穀を以官禄被相定候得共、米穀之相庭^{相場}不一定処より種々難渋申立候族も為有之由ニ而、又候金銭ニ而被相渡候通立到、然処洋夷之悪習益被相行、且御人撰振如何之人才等御引上相成候次第ニ而、右御合力筋無謂芸者・困女等ニ取潰候通成移、以之外之事ニ候、金銭ニ而御下渡相成候而は小人之輩月給之多寡を論し、御奉公筋氣を入候向無之、歎ケ敷次第ニ候、仍而何之官は何万石、何之勤向は何十石杯と、其官之高下ニ依職禄之御定規、更ニ被相立候様有之度事、

一方今御人撰之義、賤劣之諸藩士、且百姓・町人・医師・山伏・社人・寺僧之類重々御登庸相成、夫故御政事

向日々酸烈^酸を極、加之甚敷ニ至而は、大臣始今日之行状振御奉公筋氣を入られ候様子無之、遊所・劇場立越候欵、又は芸者屋杯へ致寐泊候向も有之、或は市中其外へ一家を構へ傭女杯召置、或は商人と手を繋商業等相宮候族も有之候由相聞、以之外之事ニ候、畢竟前断如何之人材御拔擢相成候処より之義ニ而可有之候条、以来御人撰之刻は成丈其人之心情惓^惓趣、且其身格等も篤と被相糾御登庸相成候様有之度事、

附り、若卑賤之身分御登庸相成不申候半而不相叶節は、先暫之間微官ニ而御試験相成候様有之度事、

一諸藩旧幕を不限是迄士族之向は、其婦女たりとも総而遊所・劇場立越候義嚴禁被相立置候由、方今御一新之折柄尚更右様之義屹度御法度可被相立之処、近来無其義、華族を始諸官員遊所・劇場立越候体之醜風相競、以之外之事ニ候、以来華士族之向々右体之醜事於有之は、改易・牢人等之罪科ニ被処候通之嚴格之御法度被相立候様有之度事、

一御一新以来月次之休暇被相立、一六之日ニは出仕不致全遊歩等被差許候処、当夏ニは終ニ休月迄被差置候通相成、曩昔吐哺握髮之義も有之趣、然ニ形之通休暇被相立候而は人々遊惰ニ耽候而已ならず、第一御政事向等閑ニ相成、甚以不宜義ニ候条、以来期望を不限休暇不被相立、毎朝六ツ半時出仕、昼九ツ半時退出相成候通之御仕組被相立候様有之度事、

一天下ニ被赦輕罪之徒は御追払、重罪之族は其罪之大小ニ依、一等若は二等を被宥候様有之度事、

一新ニ御取立相成候諸稅之義、自今以後被相廢、將新規之御法度向、是又被相廢候様有之度事、

一御一新以来

先帝之叡慮を不奉戴売国之小人等、

皇国之興廢を不思念益和親之義を堅し、外夷ニ阿諛し

賤劣之外国公使ニ而も参 内被差許、

天顏を奉拜候而已ならず、種々如何之御饗応も有御座趣、無是非次第二候、是等全佞邪奸兇之小人唯一身を

利候迄二候条、以来公子・公使之類參 朝無余義筋有之候共、成丈親王・大臣二而程能被相濟、容易二

天顔を奉拜候体之義不被差許様有之度事、

一親王・大臣外国公使接見之義、重大之礼威を旨とし、

問席を正し威儀を嚴二し、本邦之勇武を盛二し、外夷之虚喝を挫折し、彼国之盛美を不虚称、若し御饗応有之候共、宴之席上談話・私語・乱話二不及、唯接遇丈之事二而其一座被相濟候通可有之、尤親王・大臣迎も容易二接見無之、成丈彈正・外務等之其掛官々之向より接遇相成候様有之度事、

附り、公使へ御宴を賜候刻は、親王・大臣之相伴不被相叶、総而外務等之官員可為其任勿論之事、

一三都は申二不及、端々鄉村之義、先般大小区被相班、

区長・戸長之類被立置、市街鄉村二懸候公事一切被為取扱候得共、農商之事情素より不熟練之士族等より被任之迂闊陵違之義種々有之趣二而、農商民二も御主意殆致貫徹兼候由二付、先前之通市街は矢張名主・家主

等被相立、鄉村之義は名主若は大小庄屋・村横目之類被差置、公私之諸事為取扱候ハ、却而人民之氣受引直り、第一御費之筋も莫大御減略相成可申二付、尚御吟味有之度事、

一米穀を不限諸物品総而直下致し候様御布告有之度事、

一質渡世并金銀貸借方二付方今利足之義、御定無之処より区々二有之、殊ニ金主甚高利を貪り人民之難渋不一方趣二付、以後利金之義壹分半以下二被相定、若過分之利足為償候族於有之は、商売向御差留相成候由御布告有之度事、

一蕃類之売買或は富杯とて博奕二相類候義、市中盛二被行候条、自今以後右等之義一切御禁止相成候様有之度事、

一御国内市街鄉村を不限、総而外国人相對商売方二付而は、自今以後別而価値を致増加、五増倍位之利益を得候様売上、將外国之品物は成丈下直二買求候通可有之、惣而売込商人之義ハ、御国産二候ハ、大概一二倍之高

価を以売掛、他産之物品は是又極下直ニ買込候様相成候ハ、自然と外人取組之商法相立、且漸々疎遠相成候基とも可相成候条、下々一般右之心得致し候様被相論、御内々御布告有之度事、

一農民商ニ転し工匠商ニ変し候体之義、方今狼ヶ間敷相成候処より耕作之者手寡相成、墾廢之田畑過分相増候趣、且益得有之物産ニ候ハ、田畑も相潰し、夫々相仕付候様先般大蔵省より茂御布告有之、甚以不宜義ニ付今般右等之筋総而被相禁、勝手次第産業相替候義不相成、尤商農ニ入工農ニ帰候義は不苦旨御布告有之度事、一方今華士族之向文武研究は差置、追々農商等之賤業相営候人不少由相聞へ、無是非次第ニ候、其位階ニ具し其職業を不守、右様損得を而已仰候而は、国家之基本不相立原因ニ候、仍而当今華士族中日常相営候農商其外今日之課程細密相認、弁官又は東京府へ申達候様遍く御布告相成、其上ニ而取捨之御懸引有之度事、
附り、武士之其職を不営して他職を冒候者は、民籍

二補入相成候様有之度事、

一華族之向へ四季之献上物被仰付、其余跡式継目等之節は、士族之向ニ而も幣帛相用候様有之度事、

一今度大政御變革之上は、奸兇之小人断根枯葉之御沙汰無之候而は不相叶、古来如斯時際ニ当り其運不相付処より其党与又々蔓延、終ニ不測之變害を来し候義、和漢古今連々有之候付、屹度夷滅之御所置被相付度、於然は第一天下之耳目を一洗し、且外国人之心胆を驚破し、其上小人奸兇再燃之患害致除却、自と御国本相立可申ニ付、是非御沙汰相成候様有之度事、

冊子原寸 縦三五種 横一七・五種 二二枚

二八八八ノ二

一聖上之尊諱、且御代々

帝皇之御諱字不致用捨、凡下之身分ニ而も名称相用、可然之段、殊ニ是迄諸文案欠字欠格相用來候義も束而被相廢候趣、先年来往々御布告為有之義ニ候得共、人臣

之身分ケ様之挙動、上下之品節を致失却候次第柄、甚以不宜吟味筋ニ而、下々一旦は其御布告を以心得違相用候者も可有之候得共、則改称シ以来右体之義無之様屹度御制禁被

仰出候方ニは有之間敷哉、

- 一 三都之地、是迄地子永之義數百年來被相省置、第一華士卒之邸宅諸県共束而地稅被差免置候處、今般大藏省
- ニ於て新ニ稅則被相立、皆以御取立相成、夫故上下之困却弥上差寡殆難洩いたし候付、是迄被差免置候地面之義は、矢張御免稅相成候通、殊ニ武家・町人・百姓入混候而は無何御法度向ニ茂差構、第一万般混雜之根本ニ而子弟之生育ニも致關係候條、先前之通御引分區別相立居住為致候様、惣而家作之義も猥ケ間敷有之候而は、決而不相濟義ニ付、夫々位階ニ応し分限外之營繕等不相當候様御布告相成候方ニは有之間敷哉、
- 一 近來町人体之者有福之族華士卒之邸宅買求、本家并長屋等取毀ち、其後商店相設候欵、又は桑茶相仕付候欵、

〔仮令華士卒之向相望候而も高利相貪候半而は不相任候處より、士族之住居場所無之通相到、畢竟東京府租稅寮等より高価を以御払下相成候而已ならず、士農之分界無之處より之義ニ付、高価を以相願候共以來町人之向ニは御払下不相成、士族之向ニ而も町人ニ對し売買不相成候様、殊ニ立家之義も決而取毀売買不被相叶候様、兼而御制禁被相立候方ニは有之間敷哉、

一 今般芝増上寺境内大教院相開、無謂

太神宮御遷宮相設、

神威を奉輕蔑候様之義有之、古來より僧尼之類は無論參詣も不被相叶候處、右様之始末ニ相及、甚以不体裁之義ニ付、急速渡会表

御上官相成、神仏之混淆相正し、人民相迷不申候様嚴重御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 租稅寮ニ於て今般地券御發行相成、町人百姓を不限其持地面之義、其地味之甲乙ニ依相応相立、其相応之何分一欵致上金候様、於然は則地券御下渡可相成、此末

は永代自分之持地面ニ可相属旨、府県庁より追々被相達候由ニ而、段々其取調ニ而下々殆致困却候趣、右は是迄之処先祖より相伝之地面も有之、又は自分買求候義も有之、父祖自分之代ニ而大金差入新開発之田畠も有之訳ニ而、夫迎一ケ年ニ而も上納不相整候義は無之処、右様地券御施行上金御取立相成候而は、甚以不都合之次第ニ付、是等之筋は断然御廃止相成候方ニは有之間敷哉、

一三都之地 御一新以前華士族邸宅場所之義、其最寄便利之ヶ所ニは必見張番所被差置、市中町境ニは木戸構相設其傍ニ小屋相結、老町内より辻番召置往来之人体見調、夜分ニは其人数ニ応し柝木之合図を以差通来候趣、当今右等之筋全御廃止相成、邏卒被相設非常警衛を以万般右邏卒ニ被相任候ニ付、所々致巡邏候等之処、却て如何之所業も有之由、又は司法省違式註連之条目差尤候残酷之所業而已ニ氣を入候次第、甚以不相濟義ニ付、右邏卒相廃し見張番所、且市中ニは前断木戸構

等相設、辻番召置候通有之候ハ、当今之御手締より却て相届可申、殊ニ邏卒給料之義御減略相成、旁御便利之筋ニ而可有之候条、御差支之筋も無之候ハ、右之通被 仰付候方ニは有之間敷哉、

一旧幕且諸藩之義、是迄衣食住之制度相立華奢之制禁嚴敷有之候処、当今右等之御取締無之筋より家作を始万般修靡ニ相走り、西洋器物等金貨を不吝相用候風習相競、殊ニ御布告ニも農商之族上馬乘輿等被差免候旁より、尚更制度不相立、四民合一之振相成、甚以不身体裁ニ付、其位階ニ不依猥ニ上馬乘輿等不相成、衣食住之制度更ニ被相定、西洋物等之華奢ニ相属候品物一切相用不申候様御布告相成候様有之方ニは有之間敷哉、

一火事消防方之義、今般東京府より夫々進退相成候由、就而は旧来市中番組相立、肅之者等兼而相設、町役共夫々心添致懸引来候処、更ニ肅之者より消防器械迄万般府より御手当相成、却而下々之氣受不宜候条、先前之通市中へ相任候方御便利之筋ニ而、大火扱又怪我等

之時節は旧例ニ依御酒拜領、且御手当金等迄差出候ハ、却而御入費相減、下々相歡候一端ニ而、將火消改役等兼而被相設置、又華族之内よりも火消役被仰付候ハ、万端無間廻行届可申ニ付、尚御吟味被相付候方ニは有之間敷哉、

一諸商売問屋を始株式之義、宿害不少廉を以、御一新之御より段々被相廃候得共、追々農商相起り、何品ニ不依諸価貴騰相成、却而下々致難渋候基と相成、殊之外先前より弊害相立、端々ニは第一右問屋無之処より有福之族打寄致直組候体之義有之候故、小前之者共困苦不一方、既ニ北海道筋ニは右等之筋打高、甚致難渋候条、少々之弊費は被為御見逃、大体之処姦曲出来不申候様、吃度御手締被相付候上、矢張旧來之通株式被差許、代価等引下候様被 仰付候方ニは有之間敷哉、

一旧來押へ直段と申諸品之価直市在掛之役場へ相伺不申、同職中勝手ニ吟味合増加不被相叶候処、近來質屋等ニ而も利足分合杯之義御定無之処より、勝手ニ取計不苦

由之義も為有之趣ニ付、諸式右ニ見合不埒之価直相嵩下々小前之難渋申計無之差詰申候付、是又矢張先前之通押へ直段被相立、自俣之価直増加不被相叶旨御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一旧幕執政中当表并大坂ニは諸邦より致運輸候米穀一切入津之上、再度其地より他邦へ向致津出候義、嚴禁被相立置候ニ付、左迄価直之狂貴無之候処、御一新以來何之地方ニ而も津出被差免候付而は、両所共自産之品ニ而無之上、自然匱乏等ニ相及候節は尚更価直之狂貴甚敷有之候条、以後両所共先前之通輸入之米穀等一切津出不被相叶候様御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一旧幕時代酒其外諸税取立候義、敗亡以前僅三五年之間も其仕与被相立候趣ニ而、其以前は決而右体之義一切無之、夫故代価も殆賤下ニして下々活計向余程安楽ニ有之候由、当今ニ至り尚更右税金御増加相成候旨ニ而代価も准之貴騰相成、万端難渋之場合相進候次第ニ付、右等之税は皆以被差免、代価引下売買いたし候様御触

達相成候方ニは有之間敷哉、

一湯屋・髮結体之職業元來株式被相定置、大概一町二付

壹軒充位之家業柄ニ而、是迄何れも相励職業相営業、

自然無余義転宅等いたし候砌は、同職居住之十丁四方

相通致移住候通ニ有之、第一髮結之義は為冥加出火之

砌は急速町奉行所へ相懸付、記録類取形付候義受持、

且内外郭堀掘浚之手伝等いたし來年月不相懈相動候由、

然処問屋等被廢候一同株式被相廢、依之勝手々々右職

業相営業候訳ニ相成、自然と同職相寓、一町内ニ而も

漸々同家業相増候訳押移り、次第ニ職業向手寡相成候

処より自と難渋差募、終ニ諸斃いたし候至義相及可申

候趣ニ付、是又先前之通株式被相定、右様混雜等不致

候様御仕組被相立候方ニは有之間敷哉、

一川舟改役之義、当今東京府管轄ニ而川舟を始、万端船

ニ相懸り候諸税向致収納候役局ニ而、元來右役局之義

は旧幕代始比北条家士潜伏之折柄、所々方々手配穿鑿

相成候折、川舟所持之者へ公役申付召遣候基ニ而、其

砌別而急場之用向而已致到來候訳柄、大概右役場近傍

而已重ニ差当候訳ニ相到、然処此者共ニは年分公役ニ

而已被繫被召遣候義ニ而は、殆致難渋候処より、江戸

中持舟之者共へ及示談候末ニ而欵、終ニ現船不差出銀

納之手筈ニ遂歎願候始末ニ而、当今まで依然打続為申

由ニ付、此等之義最早被相廢候而も差支無之筋ニは候

得共、非常之義も有之候条、入船見調等臨時御用有之

候節ニ充、御用船御繫相成候丈之入費全為相納候様手

筈相付、尤新規架船且修覆船之義は時々相願、御印等

致頂戴候通有之候ハ、此者共ニも御仁政之程難有可

奉存、將右役局之義川口番所丈ニ相成候ハ、多人數

之官員も相減可申候条、尚御吟味被相付候方ニは有之

間敷哉、

一駕籠屋之義、旧幕之振合諸家勤番者之為全取捨為有之

候由、就而は大概一町二付是又一軒充位有之候処、先

般人力車被差免候より右家業日増相衰、終ニ取止候様

相成、扱右人力車之義盛ニ致流行、当今華士族之向

重々取捨借車差出候事故、貧窮者活計ニは大分助成相成候趣ニは候得共、無何下々華修ニ相長し僕婢之輩迄瀆々致上車、尊貴之御人ニも不相避候様相到、甚以不体裁之義ニ付人力車之義は被御差止、先前之通更ニ駕籠屋御免相成、下輩之族狼ニ乘輿無之通御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 当今博覧会と相唱へ、大金差入四民ニ放觀を許し、見せ物等敷義被相設、神社仏閣開帳と相唱へ古器物等取出し候類ニ相違も無之、全体夷国杯へ右様博覧会等相催候義は、自国日常欠乏器用品而已多々有之、夫故万端不自由勝ニ而之事より欵、又は人員も余程不足相立候国柄ニ依、自国丈ニ而は別段益得も相付不申処より相企候事ニ而も可有之哉、右故大金差入候而も引合候義と相見へ、形之通取計候訳柄、然処

御国家之義は宇内第一之美国、諸物品充足之土地柄、右様辺遊不自由之陋習相学、大金被相費開業相成廉、甚以不相濟義ニ付、断然御廢止相成候方ニは有之間敷

哉、

一 今般府下六大区中劇場一ヶ所充新規被差免、殊ニ同様遊玩場と相唱へ、上野・浅草体之地所へ是又一ヶ所充被差置、休暇之日ニは必四民自由ニ致遊玩候様有之、甚以不体裁之義ニ而、右は仮令不得止休暇有之候共、成丈相働き可申相諭し、且華美を好ミ遊山玩水等いたし候義、是迄精々御沙汰も為有之訳ニ而、元來教化之道ニ不相叶筋ニ付、旧幕中よりも嚴敷制禁被相立候義ニ而、全体其制禁嚴重被相立候而も安樂ニは移安き人心、稍すれハ是迄御法を侵候族不少候処、形之通種々遊所等数ヶ所御取設相成候而は決而不相濟義ニ付、劇場之義は元々被相定置候場所へ為引取、且遊玩場相廢し、心得違遊山玩水等決而不致様御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 近来免鴉を不限蓄類之売買盛大ニ有之、夫故西洋人共支那辺より飛脚蒸氣船等を以取寄候次第ニ相及候処より、一際無用之免壹疋ニ付代価三四百兩位より、以下

段々三四十兩位ニ相及、鶏ニ而も百式三拾兩位より、是又拾五兩位迄売買盛ニ被行、貧富之身代朝夕相交り難渋之者不少、問ニは夫故非常落命之族も為有之趣ニ付、此等之義嚴重御制禁無之候而は、此末如何之專業相起候哉も難計ニ付、屹度御制禁被相立、自然御法度向相背候者於有之は嚴重之科可被 仰付旨、御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 近年料理茶屋・船宿体之類追々相増、問ニは芸者・隠売女等寝泊為致候趣ニ而、世状一般無何遊惰ニ相耽り、華侈ニ相長し候風俗ニ相移り、以之外不宜宿習ニ而、是迄旧幕時代ニも嚴重被相制置候義有之候処、形之通狼ヶ間敷相成不相濟義ニ候、畢竟右様之家業向而巳相増候而は、第一子弟之生育ニも致關係、教化向甚以致障碍候義ニ付、家人之寝泊は勿論夜五ツ半時頃ニ而相仕舞、且新家業相開候者は追々元家業相復し候様御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 楊弓場之義、是迄重ニ社内寺中又は遊所等ニ被差許置

候処、近年市中軒並取設、矢取杯と相唱へ年若之婦女召抱、其内ニは売女等敷者も相混居候故、町内之若者共不断罷越依至義酒食等取寄、問ニは如何之義等も致出来候趣、甚以不宜風儀ニ而、第一ケ様之家業相混候而は、始終教化之道相立兼候次第押移可申、実以不相濟義ニ付、矢張此等之類は社内寺中遊所等へ為引移、市中ニは決而居住不被相叶候様御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 遊所之義は数百年來被相立置候場所柄、殊ニ大都會ニは被据置候而も差支無之処より、古來よりは迄被差許來候処、一時如何之吟味ニ而欵、右体之職業向御制禁相成、然処又近来表向御制禁之姿ニは候得共、税金副致上納候ハ、何体之義も御免有之旨ニ而、滿地売女ニ而市中之体裁甚以狼ヶ間敷相成、一体旧幕ニは芸者を始辻君・隠売女体之者、自然淫事露頭ニ於てハ急速芳原被差送、三五年間遊女為相動候上ならてハ解放不相成手筈有之候由、形之通嚴重も既ニ被相立候位ニ而候

処、当今之姿ニ而は全不_レ宜風儀而已差競、無何御政事向へも相響候義致出来、第一取締も相付兼候次第相成候条、断然遊所被相立置、芸者其外於市中猥ケ間敷無之様敷御制禁被相立、自然相背き潜ニ致商売候者於有之は、嚴重之科可被 仰付段、御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 戊辰爾來市中芸者体之者追日相増、最早先年より數百人も相殖、其上辻君又は引はりとか相唱へ、市中を不限不容易家株之嬢娘等も立出、困苦之余とは乍申少も相恥候体無之、各々客を相迎候事も有之由、且琴・三味線其外舞躍等(踊之)之師匠とて、年若之向より種々之婦女子皆以市中之女子供教導を名として、実は売色之家業向ニ而近来街衢ニ致充滿、別而醜惡之風儀被相行、夫故市中之若者を始、間ニは官員之向等立越候趣も相聞へ、以之外之事ニ候、畢竟右等之義税金副致上納候得は、尖ニ御免許相成候旨ニ而、近来売色之為特殊之外猥ケ間敷相成、旧時は是等之義嚴重之制禁被相立越候

処、当今之様子如何とも可申様無之、去迎斯迄蔓延相及候義、一果相制候義も出来兼可申ニ付、今暫之処四五ヶ所へ相纏居所被相定、京都・大坂筋之通市中相混致住居候義不被相叶候様、屹度御制禁被相立候ハ、追々ニは右惡弊相止可申、是等之義些細ニ相渡候様有之候へ共、終ニ教化禁令も不被行候様成移候基候条、

当今之御場合是非是等も御手締無之候半而不相叶義ニ付、嚴重之御法度被 仰出候方ニは有之間敷哉、

一 先般証券印紙と相唱へ、借用手形を始売物其外送状等ニ至迄、一切金銀之出入ニ相掛候証券皆以印紙相用候半而不相叶、自然相用於不申は格外之罰金可被 仰付之旨御布告相成候へ共、元來商人之義は八方を掛致取引、又貧窮之向ハ今日之凌相付兼候処より銀主之向へ夫々致調達來候処、証券印紙御施行相成候而は、貧窮之者は弥上難涉差募、売物之義は益高価相成、甚以愛民之義相背候条、右印紙之義全被相廢、以來質渡世を不限金銀之出入成丈少利を取借与へ、將売物之義は

直段引下候通御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一旧幕時代西洋人相對商売方ニ付而は、売込商人と相稱し家株被相立置、其家筋ニ而万端取引為致來候処、横浜開港以來、右等之者共漸々被相廢候ニ隨ひ、商法向も無何猥ケ間敷相成候処より、無用之品物 御国内へ致充盈、夫故人民無謂無益之玩器を好ミ、侈靡之風益相長候様成移、以之外不宜宿習ニ候、以來右体之義被相禁候は勿論ニ候へ共、先前之通矢張売込商人人体被相設、屹度御制法被相立候半而は不相叶候間、改而何拾人欵被仰付、又西洋物商売株式等被差免、其余は成丈別家業相營候通相成候ハ、自と華奢を好候弊習相革り可申候条、尚御吟味被相付候方ニは有之間敷哉、

一先般蚕種原紙・生糸製造、印紙且売買鑑札無之候而は、商法取組不被相叶旨御布告相成、右品ニ限形之通敷敷制禁被相立、自余之物品一切右体之義無之、甚以不都合之至ニ候、以來印紙・鑑札被相廢、是又売込商人等兼而被相設、其筋より西洋人相對致直組候ハ、御手締

向ニも差支有之間敷、且製造人共ニも難渋無之義ニ相至可申、併右蚕紙・生糸之義は字内第一等之物産ニ而、莫大高価之品柄ニ付、厚く方法被相設候様御吟味被相付候方ニは有之間敷哉、

一郵便会所之義、旧來町便と相唱へ日本橋筋島屋・京屋等へ相托し、万端急飛之御用筋一切被為取扱來候処、先般向所共被相廢右役局被相開、駅通寮管轄ニ而諸事御引受相成候ニ付而は、遠國へ荷物差送候欵、又は書状差出候共是非郵便を以相運候様、仮令知音之向ニ而も人頼ニ而は荷物・書状等一切差出し候義不被相叶旨、旁御布告相成、就而は他邦之向々遠方罷越居候義ニ付而は、依至義着替等人頼ニ而差送候義も可有之、於然は物入等余程相減し候訳之処、前断之御法則ニ而は中々難渋之筋差競候趣、殊ニ所々郵便筋被差置候上は日々書状為受取、小者共馬上等ニ而致往來甚以不体裁之廉多々有之候条、矢張先前之通島屋・京屋体之者共へ相托し、簡略之方法被相立、姦曲之所業無之候様御

吟味被相付候方ニは有之間敷哉、

一 神社等之義、是迄其神社之位置ニ依官費を以造宮相成候宮殿間々有之候処、先般皆以被相廃候趣、古来より神威御崇敬之余、斯迄御寄附相成候訳柄一時ニ致破却且人民へ時刻御指示之為數百年來被取設置候鐘鼓之類悉被相廃、屋宇其外致売却、代価之義は租稅寮へ致上納候様旁御布告相成、甚以不容易事ニ候、以来官費を以修繕相成來候神社は、先前之通官より修繕可被差加又時刻指示之鐘鼓も同様御取設可相成候様、併西洋時數相報候義は被相禁、更ニ旧時之時數打鳴候様御布告相成候方ニは有之間敷哉、

一 近來御高札之義、何之次第ニ而欵、皆以御取除相成、教化禁令之御法も相立兼候場合立至、右は全吉利支且宗門御制禁揭示之条件より外国人共歎願候末ニ而、形之通御取除為有之義ニ候哉、甚以不体裁之事情、古来より御高札之義教化禁令最大之御制度向ニ候処、斯御取除相成候而は、愚民之族方向ニ相迷候一端ニ付、是非

御揭示相成可然、尚御吟味被相付候方ニは有之間敷哉、
一 上古より天下之郡国総て人別高且里數之割合を以宿駅被差置、官員始華士族商賈之休泊無不自由致通行候様、就而は華族ニは是迄廻等も大勢召連候事故、国許より人夫連越候義出來兼候処より、万端無間迦右宿駅ニ而諸道具持連候人夫共致手当候様駅場被差置、其宿駅之模様ニ依不断人足抱置候高二応し食料其外ニ充、何千石より夫々相別ち、御上より通行之向々難渋無之通仕法被相付置、又右宿駅ニは夫故極貧窮者共其稼等ニ而妻子相養ひ、一廉之御仁政ニ而有之候処、先般被相廃候、付而は極貧窮者共今日ニ差迫り、又往來之旅人は持夫等ニ殆致困却、將運賃過分相掛、何れも旁難渋之次第ニ候条、当今之振合右通行も希成義ニ付、三五年之見合を以更ニ旧制ニ復し、右抱人有丈之米穀相渡し駅場被差置候ハ、往來之旅人をも一方御仁政之程難有奉存義ニ付、当御半御吟味可被相付兼候へ共、尚篤御詮議相成候方ニは有之間敷哉、

冊子原寸 縦二五種 横一七・五種 二三枚

佐賀県
柴田洪平
上

二六九 佐々木高行ヨリ大久保参議へ

長崎県人岡田捨一郎ノ件

〔封紙ウラ書〕
至急

大久保参議殿

御親展

佐々木高行

廿三日夜之事件ニ付、長崎県實屬岡田捨一郎と申すもの甚怪敷、百方探索中ニ御座候、然るに右之者は小弟も存居候ものニ御座候処、先生ニも是迄御入魂トカ申唱候由、若哉御存知之ものニ無之哉、此段不取敢相伺候也、

十一月廿六日

尚々、捨一郎を御存知ニ候得は、平素参り向等御聞

及も候ハ、御申越相願候也、

文書原寸 縦一九・五種 横四三種

二六〇 佐々木高行書翰 宛名不明

〔封紙ウラ書〕

〔欠損〕

高行

昨日は長座仕御困倦と奉存候、然は病院云云之義ニ付御相談仕置候次第二付書類差出候間、篤と御熟覽之上、木戸へ御相合被成度候、將又広島事件木戸へ相談仕候処、異存無之同意之事ニ御座候、又相良云云は孰れ先生共篤と御相談之筈致し置候、木戸此の事は甚困却と申居候、先は右可得貴意、匆々頓首、

五月卅日

文書原寸 縦一八種 横八〇・五種

二六五「申報」所載韓人ノ排日論

(包紙ウツ書)
「上申」

メ

(本文左書)

十月四日、西班牙公使エフラーツヒン氏ヨリ柳原公使へ贈候天津新聞ヲ見及候ニ、李鴻章部下之兵已ニ暴発セン

トセシ一件アリ、其魁首ハ元「セネラル、ワン」ナルモノ之由、「マアチャン」「シンチャン」両營之兵ヲ合シ、

九月十九日、天津ニ進其地ヲ略奪シ、居留之外人ヲ殺害

ノ企致候央四五日前ニ事露頭シ、李鴻章へ報候モノアリ、李鴻章速手ヲ下シ、重立タルモノハ縛シ、天津ニ而吟味

最中ト申事也、又ニレジメント計之兵天津ヨリ脱走セシ聞アリ、此兵ハ洋式ニ練タル精兵之由、

九月廿五日之申報ニ、朝鮮人李紹聖ト申モノ支那人江与

へ候書簡ヲ載タリ、其文中ニ

日本侵佔国土妄興、兵革其天時地利人和一無所得、而天理人情國法万無可恕、李爵相剛正仁旁沈中丞智勇敵敏、

薄海内外咸所欽佩、今日本之橫行狂悖擾攘、半年不知何

以忍受、是可忍也孰不可忍也、下略、

韓人之論、十二六七如此哉ニ聞候、先比森山之書中

ニ而は大ニ清之不敬ヲ悔候哉ニも見候得共、実ニ悔

候共不被察、併此書簡も或支那人ノ離間策ニ出候も

不被測候、

文書原寸 縦一七・三釐 包紙原寸 縦 二五釐

横六七・五釐

横三四・五釐

二六五 静岡県人高山直方ヨリ政府へノ建白

庶政改革ノ件

(表紙)
「上」

第一曰、

此

皇國は往古より独律之御國ニ御座候処、嘉永度外國と和

親を結び、交際之ため諸港を相開き候ハ、國民高

年貴賤となく夢を覚めたる如く国家存亡のために志シを勵し、共二骨を削り心を勞し尽力致すへきをしらすして、前独律之風氣を改めず、古來引流之有様を善りと心得、優簡として交際之裏に國家一大事之あるをも、今二至るも人民皆心附かず、銘々毎に其一家二利を得て一身之外誘のミに心掛ケ、心勞致していさゝかも乍恐

御国体之ためには心苦致さず、其流弊察る二左之通り、一士は古ひ何ん之成功有て四民之上二被置候哉、士たる者ハ是れ上之

国帝を守護し奉り命を恥かしめず、言語を慎ミ、己れか才器を顧ミ、知り備らざる役を好まず、常二学を身二行ひ、質素儉約を専ら二致し、道と義二よつてハ家之滅亡且骸を銜ニさらすをも不厭、下たる俗民を不埒之働きニ不致様ニ撫育し、田野克く収め、中位二居て上を諫め下を恵むへきをしらすして、今之士といふハ國家存亡之機計を不弁、武風を失ひ学者許

多の書籍を習ひし故ニ、記誦詞章之功ハ古之大儒も及び難きといふとも、身二不行か故ニ八歳之童ニもおとるへし、故に酒宴且席上も不弁、何か有志之振舞ひ大政の義論を発し、又和語も不叶に漢語を述、言葉計り賢者比するといひとも、心服之其憫若なるか故に、今富たる者共ハ在々所々に田畑を求め、或は商法を開き、或は使佞媚ひ諂ひを以て御棒金石を宛に勤仕致し、或は貧者たる者ハ活計ニかまけて世禄之難有を忘れ、種々の有様ヲ致し、其外様々思ふ見込ニ士道を失ひ私欲ニ陥り、國家如何様相成候とも貪着なく、其一家を富して一身後世安樂致す、其工夫計りニ心をつくし、其心を尽し候辛勞を國家為に不致か故ニ大成心得違ひ、噫呼士ニ於てすら如斯悪敷流弊あるもの也、何ぞ俗民ニおゐてヲ哉、尤も只今諸官省ニ勤仕する者ニは其弊あらざるものや、一農民たる者ハ何を以て工商より重して被置候哉、農ハ古ひ此

皇國之

祖先聖帝天下万民を食はんため耕作業を被遊

御始候而人民之食事定れる、其

御成業を民学んで以て互ニ扶助を致合、律儀正路に
年々歳々豊饒を祈り、身体ニ骨折土地を開き、山林
ニ入て切樹し、時の御法令を不失、克く則定を守り
し故ニ工商之上ニ置、夫をしらすして今の農民ハ先
商ひ専一ニ心懸ケ、米穀之高直を悦ひ、山林より切
出す材石其外横木・薪之類、定尺あるを短く致し、
又繩をつめて売払ひ、或は寸角をつめ、或は用水之
便り己れか田ニ懸ケ、水余れとも他人之田ニは不遣
して溝堀落し、又己れか田ニ水不懸時は堤畔を崩し、
又穴を明ケて他人之水を奪ひとり、御貢米も上米を
隠して下米を計り立、或水風損有時は夫を幸として
例年之実りニ相違ひなくとも取り下ケ願ひ、或は隠
田・餘地之類有之候へとも決而訴ひ出す、或は富家
は他人之憂を幸として、俗ニ云足元を見て金銀を貸

附るニ田畑引当ハ善しといひとも、高利表向ニハ不
致して内ニ貪り、或は他人之家ニ不埒之子孫出来る
を悦ひ、近所近辺親類縁者なれとも真実之異見ハ不
差加、表向計り何か叱詫し、或は貧家愚痴之族ハ年
中骨折稼ども万事ニ不行届、心附かす思ひとも肥し
の養ひ出来ず、諸種時附刈込等時ならざるか故其成
功目ニたゝす、依之自然と懈怠ニ相成、必ず其怠り
を致さは損と知りつゝ改めずして暮し居る、誠ニ此
等之者を愍然之至り、併シ欲情ハ皆固為ニ不働して、
一家を富し一身を後世安居するの手段計り辛勞す、
爰以農民之惡敷流弊なりと云へし、

一工職ハ古ひ規矩準繩ニ心を尽し、造営・造作を丈夫
作り、風破之難をまぬかれんと念を入れ、身体ニ骨
折を天下国家之為をおもひて職業を出精致す故ニ商
民より重じ被置候処、今之工職ハ第一ニ金銀を猶通
し、口入之便りを好ミ、普請造営其外ニ至迄見世店
ニ並へ置品物を商ふ同様ニ心得し故ニ、無算・無筆

準繩正しからざれとも、金猶致すを旨として見積之札を安直ニ入れ、生物青物の市にて魚類茄子を買か如く請負普請を引取り、手を祓^(抜之)き足を祓て見分計り奇麗ニ致し、丈夫慥成義ハ不差構大利を得る事のミニ心掛、一家を富し一身後世安業ニ暮さんと計り、或ハ日雇工職などハ、同器械ヲ以テ遣ふニ先キ任セと入仕事ニ相違有り、任セ候得ハ入仕事之二人前ツ、も稼き、此等か天下之人刀を盗むト云我俣之致し方、誠ニ天下ニ働して一身ニ働き、其人情之薄きこと可恐次第、此等か工職の悪敷流弊と云なり、一商民ハ古ひ士農工之業法と稼骨折事を嫌ひ、算用を旨と致し、諸国ニ旅行し交易之便り以て律儀正直専ら心掛ケ、衆人に愛敬し、定則之利を得て一家を契^(契)へきを富人と心得、夫をしらす、今之商民ハ古ひ反して旅行不致して見世店構ひ、当時何品ニても偽物計り売捌き、仲ケ間定メ置、売買仕入ニ虚言を申觸し、其富ニ任せて万物困置、大利を見て売払ひ申候、

商則古ひより崩れ、依之国家之富は商人ニ帰するなり、今之商人を察し見るニ元之国主・城主如し、可恐次第、且又嘉永度以来諸港を開き交易勝手次第相成候故ニ、銘々大利得んと存込、国家の衰るを無差構、此

皇国之活用之品物年々豊凶ニ不抱十分ニ買込、横浜其外諸港ニ積出し、外国江差送るなり、又弥此品物不底ニ相成高直ニ及はゞ、其同品を彼等より買入て以テ倍利ヲ得る、実ニ此商人この土地ニ居て外国江利する計りニ相成て、少茂国家之為ニならず、人民塗炭之阱に引入てくるしませ候者也、今

皇国衰盛之機計ハ商業の内ニあり、其有を人民知らずして洋風を忌ミ嫌ふ者もあり、又何之弁ひ之智もなく洋風を好む者あり、人氣様々混雜致し、独律之時と当今之形勢不弁して交易すれば、日々刻々に損と相成、其機計を知て交易する時ハ、国家之大益と相成、夫れを知らずして数多富民居ると云へとも不心附故

二第一之惡數流弊なりと云へし、

右四民共ニ其惡弊あれとも、己れと知らず國家之危
事ニ成行ト、他人之道路ニ斃るゝとも少茂心配いた
さす、互ニ一家を富して後世一身之安樂ヲ願ひ、其
淺間數次第可恐惡弊なり、今改めざれば四民どもよ
り此尊き

皇國を滅亡致す大害を企て候ニ當るなり、其大害とハ四
民によく其弊滄治して居て改めざるか、故ニ之や今
改めざれば日々其私欲增長致し、終に嚴重之
御法令被 仰出候といひとも、民皆表ニ随ひ裏に背
き、万端隱計を専らとし、奢移(セ)に押渡り、吾れ人と
互ニ虚言を是と致し、人之目を掠め、亦人ニ掠まされ
て居るをも知らず、共ニ不埒之働き、己れか非分
を是と心得、大政之御触面を是と心得ず非分杯と讒
識し、其我慢之人情目に顯われずして國家満ち、因
而

御國政も行なわれず行き届かされば空虚と相成、其空よ
り自然と滅亡するニ至る、是滅するるとハ土地人民消
滅するニあらず、夫抑

皇國之開闢

祖先聖帝之御神徳万代無変之御法律海外ニ武を輝し、宇
内ニ鏖寡を初め

御憐愍之統緒之基ひを被遊

御建候得はこそ、外夷ニ無比類、此

皇國計り永久独律致すなり、因茲下方民も快樂之地ニ住

む、尤も其間二千有余年、今ニ至ても

今上天帝其王迹を継続し、四民子之如く被為

思食、其厚き蒙

御恩沢て吾々之祖等も姓氏血脈を正數種々様々の業
を契ミ、今ニ至るも父母妻子共ニ一家ニ起伏飲食ヲ
致し居り候義ハ、是誠ニ誰の御蔭ぞや、其難有義を
知らずして自分一家ニ心を寄せて、外国交際之表裏
変化を不弁、上下共ニ優々として此俣打捨置時は、

前条之弊有之故ニ国家之人氣一致せず、因而金銀・米穀滞り、衣服其外財貨國中不齊か故ニ、富る者ハますく富家と相成、貧者ハますく貧乏と相成、其富家諸國在々ニ数多有之、爰ニ財宝集り、其次第ハ昔シ

皇國独律なるか故ニ一箇之法則ニて被遊

御政事候定条は、其一箇之内之金銀之位より貢税、諸物之貨価ヲ極メ有之候処、今ハ嘉永度以来其法則崩れ、諸品高直と相成候処、且其上ニ國備之用具倍し、或は衣服、或は不用之贅物渡來致し、人民

皇國之會計をしらすしてほしひまゝに致し、先譬ハ前國之惣暮し方ハ千金ニて暮せるものを、当時ハ万金ニても及びがたく、其及び難く次第ハ貢税元の如く、尤も去辰年以来郡県相成候て、士卒族に改革減高被仰付候とも、吾

朝廷ニ辛勞する故ニ、乍恐奉察ニ何ぞ千金之貢税ヲ以万金之暮し致し難き義ニ奉存候、又曰、其高直之利は

前条之諸國之富家ニ留りて、終ニ

朝庫空相成、依之諸税も當時強く御取立ニ相成、國民是を忌む、此忌ニ次第あり、貧者ハますく乏しく相成ニよつて忌む、富家は忌ニ当らず、上も其税増さすんば國備不調か故ニ不得止事、國家人民之為成か故御取立ニ相成、夫をも知らす下ニ位て上を恨ミ、亦上も古今之時宜を知りつゝ、成行をさぐるハこれ如何と奉存候、其内日々々々上下不和相増して、自分くニ身構致し、海岸防禦之手當武備不整内ニ蟻之一穴より大堤も崩る義あれば、思ひ寄らざる非常より和親之条約解て争ひ戦ふことあり、其時ニ望んで勝負は必定有之、天命と申ながら武備不整内ニ若大上天帝之御脾脈を恥かしめ候程之不利を取ならば、爰以國家亡ふといふ也、何そ不利とは申かたき、紅涙を流し天を恨ミ、地をたゝひて後悔千万歎といふも無詮次第、其時は至らハ貴賤之無差別、是迄辛苦致せし一家を富し一身安業を計りて家ニ礎し、屋根

二瓦を並べ、土蔵ニ金銀財宝・珍器積置、田畑數多所持致し、衣服・木具・櫃・長持ニ入置、銘々己れの子孫ニ遺物いたさんと心懸ケ候へとも、
皇國之

大祖天帝之神罰を蒙り、國中財宝ハ所有外國人持去り、

此國中真之焼野の如くニ相成、再度義兵を起し候事不叶、秋ニ所置セラレ、其上ニ國民とも皆貴賤となり國役を被申付、地味ニよつて茶桑之世話、其外様々の人足ニ被遣、己れ父母妻子ニ至迄馬之如く引かれ牛の如くに打たれて、其仕業を致さずんバ食事自由ならず、其食物与ひられざるニよつて残念免の角と申ながら其業を致すなり、是誠ニ断然と奉存候、其時臍をかんで今之私欲心得違を願ミ悔るといひとも、右様落入て徒ニ見込義兵起す時ハ、反而國役敵敷相成、猶々人民苦しむニ至る、粗聞支那國之南京の如く度々戦争之困窮ニ至る、國有て無きニ同し、
實ニ前車之覆るハ後車之戒め、可恐々々、身の毛も

立か如し、此等を不恐れハ今日大道を踏で明日薄き水を渡るをしらす、實ニ上下ともニ寢食忘れて後世之危難を除かん工夫可致を思ひはからず、皆人奢り移り私欲の阱中ニ居て一家のミ思ふて天下國家の危難を不憂か故ニ、四民より詰り國家失はせ給ふニ、
尚大海ニ舟を乗出して自分揖を敗て沈没するニ同し、舟亡ふれハ何そ人の助る事やあらん、克く勤考すべきものなり、其理を不知して居る者どもハ、今日法令聞ながら心腹ハ誠の國賊といふへし、此理定弁別致すものハ片時早く一身之私欲を止めて、共ニ改心致し、此

皇國之人民一方ニ心を合せ、後難ト危難を除き奉るを計り、行末永々

祖先聖帝を御始め、吾々の氏祖をも許し奉り度と人民おもわんや、如何ニ候、今爰ニ

上位たる御方く、ハ、

皇國無変之大規則を西洋人之工夫に倍して被遊

御建、万国公法を貫き候程の明法なれハ、下万民ハ其則ニ随ふ義ハ艸の風ニなびくか如しニ相成候ハ、国家静謐無疑、上下之礼節も定り、日々月々富国強兵ニ相成、成功顯られ人民共々快楽之世上住居し度と存候へとも、人は右様ニ相成候義御嫌ひ被成候哉、如何ニ御座候、野子ハ斯の如くの微志なるか故ニ、譬九牛之一毛程も奉報

御国恩度、浅学無智短才不憚、世上ニ四悪流弊心得違之義、改させんと奉存候故ニ愚案ヲ謹言、

第二曰、

今

御国政御改制被遊候折柄ニ御座候へとも、治め奉るニ始終本末有之、成功ニ至るは大ひニ差のあるへき義と奉存候、先農民ハ国之根元万機之始めたる者、是を不被遊

御改して枝葉ニ心勞し候故ニ、四民流弊日々増長し、故ニ自然と乍恐

御国政有名無実ニ相流れ、其流れを留め給ふニハ、往古

より唱ひ来り候有名之諸国郡領村ニ至迄皆無実なり、

何んとなれば一國一郡一領と申とも大小有て不均、

其他今迄国主・城主、寺社領・知行処等種々様々得

手勝手、或は困窮ニ任せ、或は私欲ニ任せ、貢税之

取立且田畑・山林反別之纏入等沙汰の限りなく候処、

今ニ

御一新より一般之

御政事ニ相成候ハ、農民等元地領之悪しき所ニ居り候

者どもハ極窮し、元地領之善キ所ニ居り候者ハ大寛

なり、其善惡之弊より一國之内ニ隔意出来ニ及び、

因茲今字内に不平ならざる様ニ致スをハ、先一区と

申凡之石高千石ト極メ、其区十ヲ以テ一郡ト極メ、

其十郡ヲ以一國ト名附て境ニ界ヲ正し、其改メ候節

ニ是非とも纏入れし、此

皇國中ニ何拾ヶ國ニ分制し右様致候ハ、除地・隠田

反別之延縮更ニ無御座相成、農民一様ニ定り、依怙

二不当惣御石高も明白ニ定り候て、後に国備之義計

り候て急クニあらず、怠るニあらず、年々歳々ニ充

備するなり、右御調有つて、上ニハ其外之義も易意

ニ相成、左候へハ国之広きも狭き程ニ農民之ちから

余り、其力ヲ余り候へハ追々大地山野開ケ、国開ケ

候へハ農物国家ニ余り、其余れるヲ以テ外国江交易

ニ遣し候ハ、国家必ず富むるなり、其富むる儀知る

を万機之始めト奉存候、依之此

皇國中、今改めて平等ニ分制致し候御定め有つてハ、御

取締向座して可定ト相成、今不改して土地之広狭ヲ

知らされハ、吾住居之席上之量何拾丈引かれ候を知

らさるニ同し義ト奉存候、

右分制致し候ニ付、種々規則數多雖有之略ス、

第三二曰ハ、

古よりの貨幣御改めとして、古今金銀銅鉄等國中以

取調、今有高ヲ知て

朝庫・国庫ニ積置、四民難儀ニ不相成其機計申上候事、

但し巨細書ハ雖有之、右同断、

第四二曰ハ、

神社仏閣古今治世よつて御政祭候事、

但右同断、

第五二曰ハ、

商民規則ヲ定メ外国ト交易之儀、

皇國大成幸ひと相成候事、

但右同断、

第六二曰ハ、

士農工商より俊才之者ヲ撰挙するニ自然と相成、大

政官位ニ差置、國中取締ニ相成候事、

但し右同断、

第七曰、

兵士之者諸国ニ差置候而は其風土ニ移り、志し一箇

不致、依之一纏ニ致して益ニ相成候事、

但し右同断、

第八曰、

兵士八才より学校ニ入て十六才迄、十七才より諸国
県毎ニ止宿為致國中一巡、凡八ヶ年之間、其内海陸
実地之執行為致、此兵隊之不入者ハ大政官其外調役
江申付、尤俊才撰拳之上此年間に御奉公無滞相勤申
候ハ、一等重し外国等へ遣し、又は要地ニ期月ヲ以
差置可申候事、

但し巨細は右同断、

第九曰、

國中ノ手跡道場ニ今種々様々墨帖御改め、規則相定
候事、

右愚志ヲ書記し申上候儀ハ、此度吾先祖年忌ニ付出
府仕候ハ、幸ひ成かな、

今上天帝天下国土之御ためニ大嘗会之

被為行

御祈候、其神鐸之音声、乍恐微夫之魂中ニ徹し難有義ト
奉存候ニ付、今温厚之賢君子方々諸官省察ニ被為在候
ヲも不憚、平生之志願ニよつて暫時之逗留中ニ有増ニ

書取、文上之前後不敬之罪不赦候、恐惶謹言、

静岡県属

卒臣

高山忠二

直方



冊子原寸 縦二四種 横一六・七種 一八枚

二六凶 島根県貫族松本巖謹録「詔勅要略」

〔表紙〕
「詔勅要略草稿」

詔勅要略序

本居宣長之詔詞解、專主其辭復古之学、固当然耳、而
此編所主、唯是意義要在欲使人、人知我国体之尊嚴、
我国恩之優渥所以冠絶宇内之実也、是以提綱挈要務從
簡略、亦録其実耳、好古君子幸勿怪其文之渙也、

明治六年二月二十日

出雲 草莽臣松本巖謹識